

第4章 佐世保市における子ども子育て支援関連施設の状況

第1 佐世保市における幼稚園・保育所の設置状況

1 はじめに

佐世保市における幼稚園・保育所の設置状況等について明らかにする。
 なお、幼稚園保育所の詳細については「第5章 佐世保市における具体的な取り組み」において論じる。

2 佐世保市における幼稚園・保育所の一覧

佐世保市における幼稚園・保育所の一覧は以下の通りである。

施設類型	施設名称	所在地	運営母体	備考
幼保連携型認定こども園	比良幼保園	佐世保市比良町2 0-7	学校法人有浦学園	
幼保連携型認定こども園	みなとこども園	佐世保市若葉町1 3-10	社会福祉法人光洋会	(H30) 幼保連携型認定こども園へ移行
幼保連携型認定こども園	光の子グレースこども園	佐世保市上原町1 2-5	学校法人恵光学園	
幼保連携型認定こども園	赤崎青い実幼児園	佐世保市赤崎町5 96-20	社会福祉法人蓮華園	
幼保連携型認定こども園	江迎幼稚園・保育園	佐世保市江迎町長坂50-1	学校法人英知学園	
幼保連携型認定こども園	江迎青い実幼児園	佐世保市江迎町猪調915	社会福祉法人蓮華園	
幼保連携型認定こども園	御堂青い実幼児園	佐世保市鹿町町土肥ノ浦87-1	社会福祉法人蓮華園	

幼保連携型認定こども園	歌ヶ浦青い実幼稚園	佐世保市鹿町町下 歌ヶ浦984-1	社会福祉法人蓮華園	
幼保連携型認定こども園	小佐々幼稚園・保育園	佐世保市小佐々町 臼ノ浦73-5	社会福祉法人叡智の会	(H29) 幼保連携型認定こども園へ移行
幼保連携型認定こども園	九州文化学園幼稚園	佐世保市上町8-35	学校法人九州文化学園	
幼保連携型認定こども園	昭徳こども園	佐世保市長畑町3 96-1	社会福祉法人愛心福祉会	(H31) 幼保連携型認定こども園へ移行
幼保連携型認定こども園	CANDYこども園	佐世保市上町3-16	社会福祉法人愛育会	(R03) 幼保連携型認定こども園へ移行
幼保連携型認定こども園	双葉こども園	佐世保市広田三丁目31-11	社会福祉法人双葉幼稚園	(R03) 幼保連携型認定こども園へ移行
幼稚園型認定こども園	深信幼稚園	佐世保市城間町3 05-2	学校法人正蓮寺学園	
幼稚園型認定こども園	早岐幼稚園	佐世保市早岐二丁目29-17	学校法人吉永学園	
幼稚園型認定こども園	花高幼稚園	佐世保市花高三丁目2-7	学校法人佐世保実業学園	(H29) 幼稚園型認定こども園へ移行
幼稚園型認定こども園	さつき幼稚園	佐世保市大塔町1 971	学校法人有浦学園	
幼稚園型認定こども園	東明幼稚園	佐世保市江上町9 33-1	学校法人光武学園	
幼稚園型認定こども園	大宮幼稚園	佐世保市白岳町1 48-5	学校法人古賀学園	
幼稚園型認定こども園	松円幼稚園	佐世保市松川町1	学校法人円通寺学園	

こども園		- 5		
幼稚園型認定 こども園	アソカ幼稚園	佐世保市光月町1	学校法人アソカ学園	
幼稚園型認定 こども園	桜の聖母幼稚園	佐世保市俵町2 2 - 1 2	学校法人聖和女子学院	
幼稚園型認定 こども園	柚木幼稚園	佐世保市柚木町2 3 7 2	学校法人柚木幼稚園	
幼稚園型認定 こども園	東大野幼稚園	佐世保市松原町1 5	学校法人大野学園	
幼稚園型認定 こども園	大野幼稚園	佐世保市田原町7 - 2 0	学校法人谷川学園	
幼稚園型認定 こども園	アソカ北幼稚園	佐世保市田原町2 0 3	学校法人アソカ学園	
幼稚園型認定 こども園	菊の香幼稚園	佐世保市瀬戸越四 丁目1 4 0 1	学校法人西海学園	
幼稚園型認定 こども園	皆瀬幼稚園	佐世保市踊石町1 8 7 - 1	学校法人谷川学園	
幼稚園型認定 こども園	日野幼稚園	佐世保市日野町1 0 0 5	学校法人英知学園	
幼稚園型認定 こども園	東相浦幼稚園	佐世保市新田町6 1 8 - 1 3	学校法人ブリッジ学園	
幼稚園型認定 こども園	相浦幼稚園	佐世保市上相浦町 7 - 1 1	学校法人ブリッジ学園	
幼稚園型認定 こども園	いしだけ幼稚園	佐世保市船越町1 8 9 2 - 1	学校法人吉住学園	

幼稚園型認定 こども園	早岐くりのみ幼稚園	佐世保市権常寺一 丁目9-7	学校法人くりのみ学園	(R05) 幼稚園型認定こども園へ移行
保育所型認定 こども園	やまづみ幼稚園	佐世保市山祇町9 -32	社会福祉法人愛心福祉会	(H30) 保育所型認定こども園へ移行
保育所型認定 こども園	島地シティ夜間 保育園	佐世保市島地町5 -10	社会福祉法人蓮華園	
保育所型認定 こども園	佐世保ステーション ヨン保育園	佐世保市白南風町 1-16	社会福祉法人蓮華園	
保育所型認定 こども園	ぼっぼこども園	佐世保市大野町2 31-1	社会福祉法人日昇会	(H28) 保育所型認定こども園へ移行
保育所型認定 こども園	森のほいくえん	佐世保市小佐世保 町428-10	社会福祉法人笑顔会	(H28) 保育所型認定こども園へ移行
保育所型認定 こども園	吉井にじいろこ ども園	佐世保市吉井町吉 元540-1	社会福祉法人ひなたの会	(H31) 保育所型認定こども園へ移行
保育所型認定 こども園	塩浜青い実幼児 園	佐世保市塩浜町7 -6	社会福祉法人蓮華園	(H30) 認可保育所設置、(R02) 保育所型認定こども園へ移行
保育所型認定 こども園	有福保育園	佐世保市有福町7 73-1	社会福祉法人有寿福祉会	(R03) 保育所型認定こども園へ移行
保育所	大黒保育所	佐世保市稲荷町2 -25	佐世保市・ 社会福祉法人光洋会	
保育所	早岐保育所	佐世保市広田二丁 目1-1	佐世保市	
保育所	上相浦保育所	佐世保市上相浦町 5-13	佐世保市	
保育所	大野保育所	佐世保市瀬戸越二	社会福祉法人つばさ会	

		丁目 3 - 6		
保育所	光の子乳児保育園	佐世保市早苗町 5 5 1 - 7	社会福祉法人光の子福祉会	
保育所	日野保育園	佐世保市日野町 7 8 0 - 5	社会福祉法人日野進徳会	
保育所	保育所海光園	佐世保市大和町 8 9 8	社会福祉法人清風園	
保育所	進徳保育園	佐世保市元町 5 - 2 4	宗教法人教法寺	
保育所	みどり保育園	佐世保市吉岡町 1 4 9 4	社会福祉法人若竹寮	
保育所	三浦保育園	佐世保市三浦町 8 - 8	社会福祉法人三浦保育会	
保育所	江永保育園	佐世保市江永町 5 8 0	社会福祉法人江永福祉会	
保育所	天竜保育園	佐世保市折橋町 1 0 - 2 5	社会福祉法人親愛会	
保育所	ひばり保育園	佐世保市十郎新町 8 0 - 1	社会福祉法人光福祉会	
保育所	天神保育園	佐世保市天神二丁 目 2 7 2 - 4 9	社会福祉法人長崎たちばな会	
保育所	すみれ保育園	佐世保市光町 1 - 4 4	社会福祉法人慈光福祉会	
保育所	須佐保育園	佐世保市須佐町 1 - 9	社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会	

保育所	相浦保育園	佐世保市相浦町1 53-1	社会福祉法人相浦福祉会	
保育所	藤原幼稚園	佐世保市藤原町4 0-8	社会福祉法人佐世保愛育 会	
保育所	董ヶ丘幼稚園	佐世保市黒髪町2 -10	社会福祉法人董ヶ丘子供 の家	
保育所	あさひ保育園	佐世保市瀬戸越三 丁目260-2	社会福祉法人つばさ会	
保育所	春日幼稚園	佐世保市春日町1 5-46	社会福祉法人春日福祉会	
保育所	新田保育園	佐世保市新田町4 87-3	社会福祉法人新光会	
保育所	花高保育園	佐世保市花高一丁 目269-10	社会福祉法人恵光園福祉 会	
保育所	椎木保育園	佐世保市椎木町3 00-2	社会福祉法人椎木保育園	
保育所	アトム保育園	佐世保市花園町2 05-2	社会福祉法人幼老育成会	
保育所	もみじが丘保育 園	佐世保市もみじが 丘町41-11	社会福祉法人くろかみ福 祉会	
保育所	愛光保育園	佐世保市松原町2 23-1	社会福祉法人サンタマリ ア会	
保育所	針尾保育園	佐世保市針尾西町 260-1	社会福祉法人針尾福祉会	
保育所	かいぜ保育園	佐世保市皆瀬町9	社会福祉法人一幸福祉会	

		4-1		
保育所	ルンビニ保育園	佐世保市崎岡町2 821	社会福祉法人針尾福祉会	
保育所	佐世保中央保育園	佐世保市梅田町7 -20	社会福祉法人徳和会	
保育所	世知原保育園	佐世保市世知原町 栗迎263	社会福祉法人世知原幼児 福祉会	
保育所	ゆりかご保育園	佐世保市世知原町 栗迎89-9	社会福祉法人国見福祉会	
保育所	吉井北保育園	佐世保市吉井町直 谷1065-1	社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会	
保育所	おはしほいくえん	佐世保市吉井町橋 川内486-5	社会福祉法人たちばな会	
保育所	ひとみ保育園	佐世保市吉井町立 石290-1	社会福祉法人ひとみ保育 園	
保育所	宇久幼児園	佐世保市宇久町平 2366-1	社会福祉法人宇久幼児園	
保育所	純心保育園	佐世保市小佐々町 楠泊411-5	社会福祉法人純心聖母会	
保育所	大崎保育園	佐世保市大瀉町5 28-10	社会福祉法人サンタマリア 会	
保育所	三川内保育園	佐世保市塩浸町1 3-2	社会福祉法人和敬会	
保育所	日字保育所	佐世保市大和町4 54-2	社会福祉法人針尾福祉会	

保育所	柚木保育所	佐世保市柚木町2 079-1	社会福祉法人一幸福社会	
保育所	御船保育園	佐世保市御船町1 -13	社会福祉法人長崎たちば な会	
保育所	にじいろ保育園	佐世保市白岳町1 48-5	学校法人古賀学園	
保育所	楠栖保育所	佐世保市小佐々町 楠泊591	社会福祉法人針尾福社会	
保育所	めばえ保育園	佐世保市広田一丁 目27-22	一般社団法人ゆめの輪	
保育所	保育サロンたん ぼぼ	佐世保市権常寺町 1093-2	一般社団法人 保育サロンこどものその たんぼぼ	
保育所	こぼと幼稚園	佐世保市早岐一丁 目4-12	株式会社C o C o N i	
保育所	私立保育園マミ ー	佐世保市天神町1 193-4	一般社団法人マミー	
保育所	させぼ駅前保育 園	佐世保市三浦町2 -12F	一般社団法人すくすくc om	
保育所	太陽の子保育園	佐世保市湊町7- 5	特定非営利活動法人 太陽の子保育園	
保育所	ベビーホーム ちびっ子の家	佐世保市瀬戸越町 1235	一般社団法人ベビーホー ム	
保育所	大野ベビーセン ター	佐世保市田原町8 -35	特定非営利活動法人 大野ベビーセンター	

保育所	さくら保育園	佐世保市大野町2 1-9	特定非営利活動法人さくら保育園	
保育所	さつき保育園	佐世保市日宇町2 884-1	社会福祉法人童心福祉会	
幼稚園	白南風幼稚園	佐世保市山祇町3 87	佐世保市	
幼稚園	潮見幼稚園	佐世保市潮見町2 0-33	学校法人潮見幼稚園	
幼稚園	潜竜聖母幼稚園	佐世保市江迎町田 ノ元503-6	宗教法人カトリック・カリタス修道会	
幼稚園	黒髪くりのみ幼稚園	佐世保市黒髪町5 98-1	学校法人くりのみ学園	

3 各施設の利用定員等

(1) 各施設の認可定員

各施設の2015（平成27）年度から2021（令和3）年度までの認可定員は以下の通りである。

施設名称	認可定員 (収容定員)							
	H27.	H28.	H29.	H30.	H30.1	R2.4	R3.4	R3.5
比良幼保園	4.1	4.1	4.1	4.1	0.1	.1	.1	.1
比良幼保園	110	110	110	110	110	120	115	115
光の子グレース こども園	210	180	185	185	185	185	175	175

赤崎青い実幼児園	145	155	155	155	155	165	165	165
江迎幼稚園・保育園	125	125	125	115	115	75	75	75
江迎青い実幼児園	105	105	105	105	105	105	105	105
御堂青い実幼児園	105	105	105	105	105	95	95	95
歌ヶ浦青い実幼児園	55	55	55	55	55	55	55	55
九州文化学園幼稚園	252	252	252	264	264	270	270	270
小佐々幼稚園・保育園（H29から幼保連携型認定こども園）	90	90	105	115	115	125	125	125
みなとこども園（H30から幼保連携型認定こども園）	100	100	100	110	110	115	115	115
昭徳こども園（H31から幼保連携型認定こども園）	70	70	70	70	70	80	85	85
CANDYこども園	120	120	120	120	120	120	120	120

も園 (R3 から幼 保連携型認定こ ども園)									
双葉こども園(R3 から幼保連携型 認定こども園)	150	150	160	160	160	160	160	160	160
島地シティ夜間 保育園	45	50	50	50	50	40	40	40	
佐世保ステーシ ョン保育園	50	50	50	50	50	50	50	50	50
ぽっぽ保育学院 (H28 から保育 所型認定こども 園)	90	90	90	90	90	90	90	90	90
森のほいくえん (H28 から保育 所型認定こども 園)	60	60	60	60	60	60	80	80	
やまづみ幼児園 (H30 から保育 所型認定こども 園)	90	90	90	90	90	90	90	90	90
吉井にじいろこ ども園 (H31 から 保育所型認定こ	70	70	70	70	70	70	70	70	70

	ども園)								
	塩浜青い実幼児園 (R2 から保育所型認定こども園)					100	100	100	100
	有福保育園 (R3 から保育所型認定こども園)	110	110	110	110	110	110	100	100
	大宮幼稚園	210	210	210	210	210	210	210	210
	松円幼稚園	120	120	120	120	120	120	120	120
	アソカ幼稚園	140	140	140	140	140	140	140	140
	桜の聖母幼稚園	180	180	180	180	180	180	180	180
	深信幼稚園	80	80	80	80	80	80	80	80
	早岐幼稚園	105	105	105	105	105	105	105	105
	東明幼稚園	70	70	70	70	70	70	70	70
	さつき幼稚園	210	210	210	210	210	210	210	210
	柚木幼稚園	45	45	45	45	45	45	45	45
	東大野幼稚園	280	280	280	280	280	280	280	280
	大野幼稚園	245	245	245	245	245	245	245	245
	アソカ北幼稚園	245	200	200	200	200	200	200	200
	菊の香幼稚園	160	160	160	160	160	160	160	160
	皆瀬幼稚園	200	200	200	200	200	200	200	200
	日野幼稚園	220	220	220	220	220	220	220	220
	東相浦幼稚園	140	140	140	140	140	140	140	140
	相浦幼稚園	140	140	140	140	140	140	140	140

いしだけ幼稚園	90	90	90	90	90	90	90	90	90
花高幼稚園（H29 から幼稚園型認 定こども園）	280	280	140	140	140	140	140	140	140
潮見幼稚園	90	90	90	90	90	90	90	90	90
聖心幼稚園 （H29.3.31 閉 園）	110	110							
潜竜聖母幼稚園	-	60	60	60	60	60	60	60	60
早岐くりのみ幼 稚園（R2 から新 制度移行）	-	-	-	-	-		240	240	240
黒髪くりのみ幼 稚園（R2 から新 制度移行）	-	-	-	-	-		140	140	140
天神幼稚園 （R3.3.31 閉園）	70	70	70	70	70	70	70	70	70
白南風幼稚園	85	85	85	85	85	85	85	85	85
三川内幼稚園 （H29.3.31 閉 園）	35	35							
中里幼稚園 （H29.3.31 閉 園）	70	70							
世知原幼稚園	35	35							

(H29. 3. 31 閉園)									
針尾幼稚園 (H29. 3. 31 閉園)	35	35							
小佐々幼稚園 (H29. 3. 31 閉園)	35	35							
大野保育所	130	120	120	120	120	120	120	120	120
光の子乳児保育園	40	40	40	40	40	40	40	40	40
日野保育園	130	130	130	130	130	130	130	130	130
保育所 海光園	45	45	45	45	45	45	45	45	50
進徳保育園	80	80	80	80	80	80	80	80	80
みどり保育園	60	60	60	60	60	60	60	60	60
三浦保育園	65	65	65	65	65	65	65	65	65
江永保育園	60	60	60	60	60	60	60	60	60
天竜保育園	45	45	45	45	45	45	45	45	45
ひばり保育園	60	60	60	60	60	60	60	60	60
天神保育園	120	120	120	120	120	120	120	120	120
すみれ保育園	70	70	70	70	70	70	70	70	70
須佐保育園	70	70	70	70	70	70	70	70	70
相浦保育園	105	105	105	105	105	105	105	105	105
藤原幼児園	90	90	90	90	90	90	90	90	90
藁ヶ丘幼児園	160	160	160	160	160	160	160	160	160

あさひ保育園	90	80	80	80	80	80	80	80	80
春日幼稚園	130	130	130	130	130	130	130	130	130
新田保育園	120	120	120	120	120	120	120	120	120
花高保育園	160	160	160	160	160	160	160	160	160
椎木保育園	100	100	100	100	100	100	100	120	120
アトム保育園	90	90	90	90	90	90	90	90	90
もみじが丘保育園	120	120	120	120	120	120	120	120	120
愛光保育園	90	90	90	90	90	80	80	80	80
針尾保育園	80	80	80	80	80	80	70	70	70
かいぜ保育園	140	140	140	140	140	140	140	140	140
ルンビニ保育園	160	160	210	210	210	210	210	210	210
佐世保中央保育園	70	70	70	70	70	70	70	70	70
世知原保育園	60	60	60	60	60	60	60	60	60
ゆりかご保育園	50	50	50	50	50	50	50	50	50
吉井北保育園	60	60	60	60	60	60	60	60	60
おはしほいくえん	50	60	60	60	60	60	60	60	60
ひとみ保育園	50	50	50	50	50	30	50	50	50
宇久幼稚園	20	30	20	20	20	20	20	20	20
純心保育園（旧： 神崎社会館）	45	50	50	50	50	50	40	40	40
大崎保育園	50	50	50	50	50	50	50	50	50
三川内保育園	70	70	70	70	70	70	70	70	70

日宇保育所	270	270	280	280	280	280	280	400
柚木保育所	80	80	80	80	80	80	80	80
御船保育園	110	110	110	110	110	110	110	110
にじいろ保育園	60	60	60	60	60	60	60	60
楠栖保育所	90	90	90	90	90	90	90	90
めばえ保育園	42	45	45	45	45	49	60	60
保育サロンたんぽぽ	20	20	20	20	20	20	20	20
こぼと幼稚舎	20	30	30	49	49	59	59	59
私立保育園マミー	60	66	66	66	66	66	66	66
させぼ駅前保育園	39	40	40	40	40	50	50	50
太陽の子保育園	27	30	30	30	30	30	30	30
ベビーホームちびっ子の家	20	20	20	20	20	20	20	20
大野ベビーセンター	25	25	25	25	25	25	20	20
さくら保育園	36	36	36	36	36	36	36	36
さつき保育園	60	60	60	60	60	60	60	60
しとね保育所 (H28.3.31 閉園)	30							
早岐保育所	60	60	60	60	60	60	60	60
大黒保育所	100	100	100	100	100	100	100	100

上相浦保育所	60	60	60	60	60	60	60	60
黒島こども園	5	5	5	5	5	5	5	5
浅子保育所	19	19	19	12	12	12	12	12
高島保育所	12	12	12	12	12	12	12	12
宇久ふたば保育所 (H28.3.31 閉園)	12							
させぼDay Nursery (H29.11 から小規模保育事業A型)				18	18	18	18	18
合計	10,269	10,255	9,875	9,927	10,027	10,392	10,418	10,543

(2) 利用定員

各施設の2021(令和3)年度の利用定員は以下の通りである。

施設名称	利用定員				
	R3.5.1				
	1号	2号	3号		計
0歳児			1.2歳児		
比良幼保園	45	30	10	30	115
光の子グレースこども園	30	85	10	50	175

	赤崎青い実幼児園	45	70	15	35	165
	江迎幼稚園・保育園	15	35	5	20	75
	江迎青い実幼児園	25	47	9	24	105
	御堂青い実幼児園	15	50	6	24	95
	歌ヶ浦青い実幼児園	15	25	3	12	55
	九州文化学園幼稚園	125	85	10	50	270
	小佐々幼稚園・保育園 (H29 から幼保連携型認定こども園)	35	55	10	25	125
	みなとこども園 (H30 から幼保連携型認定こども園)	15	50	10	40	115
	昭徳こども園 (H31 から幼保連携型認定こども園)	15	38	9	23	85
	CANDYこども園 (R3 から幼保連携型認定こども園)	15	45	20	40	120
	双葉こども園 (R3 から幼保連携型認定こども園)	9	76	20	55	160
	島地シティ夜間保育園	10	25	3	12	50
	佐世保ステーション保育園	15	30	5	15	65
	ぽっぽ保育学院 (H28 から保育所型認定こども園)	15	45	15	30	105
	森のほいくえん (H28 から保育所型認定こども園)	15	44	12	24	95
	やまづみ幼児園 (H30 から保育所型認定こども園)	15	45	9	36	105
	吉井にじいろこども園 (H31 から保	15	35	10	25	85

	育所型認定こども園)					
	塩浜青い実幼児園 (R2 から保育所型認定こども園)	15	70	6	24	115
	有福保育園 (R3 から保育所型認定こども園)	10	50	10	40	110
	大宮幼稚園	120	80			200
	松円幼稚園	100	20			120
	アソカ幼稚園	105	35	9	16	165
	桜の聖母幼稚園	150	20			170
	深信幼稚園	50	10	3	17	80
	早岐幼稚園	45	20			65
	東明幼稚園	25	45	4	21	95
	さつき幼稚園	180	30			210
	柚木幼稚園	30	15			45
	東大野幼稚園	50	29	6	15	100
	大野幼稚園	70	54	6	30	160
	アソカ北幼稚園	75	80	9	31	195
	菊の香幼稚園	60	22	0	8	90
	皆瀬幼稚園	100	80	6	34	220
	日野幼稚園	150	40	6	20	216
	東相浦幼稚園	75	30	6	24	135
	相浦幼稚園	120	20	0	20	160
	いしだけ幼稚園	80	10			90
	花高幼稚園 (H29 から幼稚園型認定こども園)	80	30			110

	潮見幼稚園	90				90
	聖心幼稚園 (H29. 3. 31 閉園)					
	潜竜聖母幼稚園	60				60
	早岐くりのみ幼稚園 (R2 から新制度移行)	180				180
	黒髪くりのみ幼稚園 (R2 から新制度移行)	90				90
	天神幼稚園 (R3. 3. 31 閉園)					
	白南風幼稚園	85				85
	三川内幼稚園 (H29. 3. 31 閉園)					
	中里幼稚園 (H29. 3. 31 閉園)					
	世知原幼稚園 (H29. 3. 31 閉園)					
	針尾幼稚園 (H29. 3. 31 閉園)					
	小佐々幼稚園 (H29. 3. 31 閉園)					
	大野保育所		67	13	40	120
	光の子乳児保育園		7	13	20	40
	日野保育園		65	10	55	130
	保育所 海光園		23	8	19	50
	進徳保育園		40	10	30	80
	みどり保育園		33	9	18	60
	三浦保育園		30	3	32	65
	江永保育園		29	6	25	60
	天竜保育園		22	3	20	45
	ひばり保育園		36	6	18	60
	天神保育園		60	5	55	120

すみれ保育園		38	7	25	70
須佐保育園		30	10	30	70
相浦保育園		60	5	40	105
藤原幼児園		45	10	35	90
藁ヶ丘幼児園		75	20	65	160
あさひ保育園		40	10	30	80
春日幼児園		65	10	55	130
新田保育園		60	17	43	120
花高保育園		85	15	60	160
椎木保育園		60	18	42	120
アトム保育園		45	15	30	90
もみじが丘保育園		65	15	40	120
愛光保育園		42	10	28	80
針尾保育園		40	10	20	70
かいぜ保育園		70	15	55	140
ルンビニ保育園		110	30	70	210
佐世保中央保育園		35	5	30	70
世知原保育園		20	5	15	40
ゆりかご保育園		15	5	10	30
吉井北保育園		30	10	20	60
おはしほいくえん		36	7	17	60
ひとみ保育園		15	6	9	30
宇久幼児園		15	1	4	20
純心保育園（旧：神崎社会館）		20	6	14	40
大崎保育園		25	5	20	50

	三川内保育園		32	10	28	70
	日宇保育所		210	60	130	400
	柚木保育所		35	15	30	80
	御船保育園		60	20	40	120
	にじいろ保育園		12	13	35	60
	楠栖保育所		40	15	35	90
	めばえ保育園		39	3	18	60
	保育サロンたんぽぽ		7	3	10	20
	こぼと幼稚舎		29	6	24	59
	私立保育園マミー		36	6	24	66
	させぼ駅前保育園		29	7	14	50
	太陽の子保育園		16	4	10	30
	ベビーホーム ちびっ子の家		3	7	10	20
	大野ベビーセンター		7	3	10	20
	さくら保育園		18	6	12	36
	さつき保育園		20	5	35	60
	しとね保育所 (H28. 3. 31 閉園)					
	早岐保育所		20	8	32	60
	大黒保育所		39	13	48	100
	上相浦保育所		25	5	30	60
	黒島こども園			0	5	5
	浅子保育所			2	10	12
	高島保育所			2	10	12
	宇久ふたば保育所(H28. 3. 31 閉園)					
	させぼ Day Nursery			6	12	18

	(H29.11 から小規模保育事業 A 型)					
合計		2,684	3,935	834	2,621	10,074

【意見】

佐世保市においても人口減少が進んでおり、児童の数も年々減少している。定員数に満たない保育所については統廃合を含めた検討をする必要がある。

【意見】

少子高齢化により児童数は減少する一方で、一般市民が求めるニーズは多様化している。地域に身近にある保育所の特性を生かし、一時保育事業や子ども食堂の併設など保育所を多機能化することによることのメリットは大きいと考えられることから、保育所の多機能化に向けて情報提供を行うとともに、多機能化を目的とした補助金制度の創設を検討すべきである。

【意見】

佐世保市においては民間団体が運営する保育所等は多く存在していることから、佐世保市が運営する保育所については、その役割、民間の保育所等の役割分担を明確にすべきである。例えば、入所する児童の中には発達障がい（その疑いを含む。）など対応が困難な児童が一定数存在し、対応する職員や保育所等の負担となっている面は否めない。そこで、障がいなどを抱える対応困難な児童について、佐世保市が運営する保育所が優先的に受け入れることが考えられる。この点、公立保育所においては加配保育士の人件費など、受け入れ態勢を整えており、医療的ケア児や障がい児の入所について相談があった場合、児童発達支援センターすぎのこ園の紹介や、公立保育所で受け入れができることを

伝えているなどしているが、どこの保育所に通わせるかは最終的には保護者の任意ではあるものの、公立保育所で受け入れた場合の保護者・児童のメリットを十分に理解してもらえらるような説明（資料作成を含む）を行うべきである。

4 保育料の徴収

(1) 保育料の金額決定

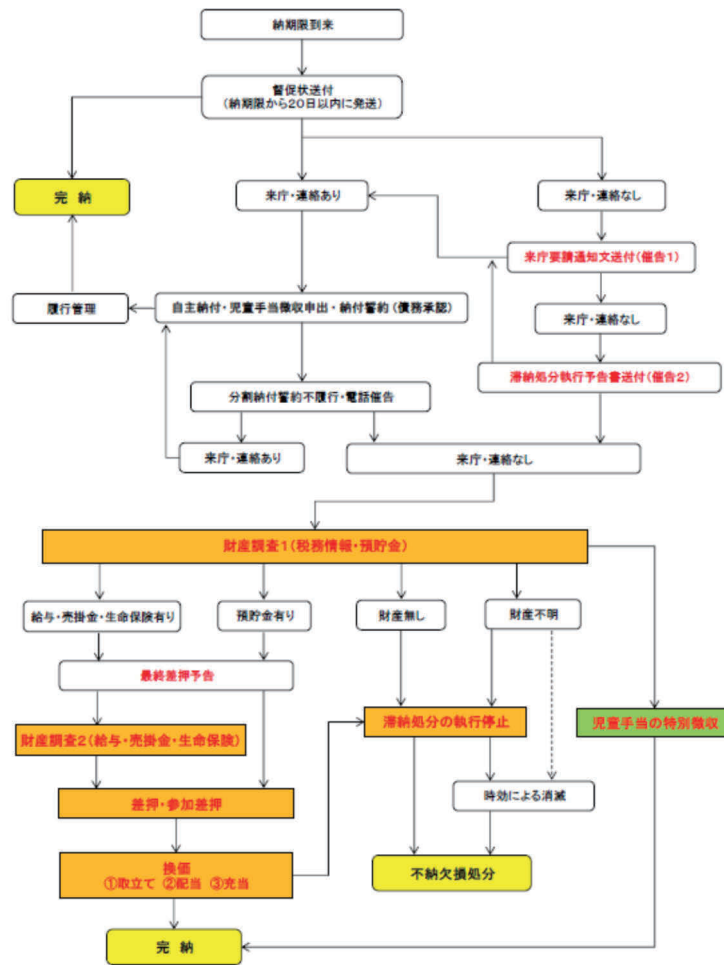
助産施設及び母子生活支援施設入所者負担金並びに保育料徴収規則により定まっている。

(2) 保育料の徴収手続及び徴収管理

ア 保育料の徴収手続及び徴収管理の内容

保育料の徴収手続及び徴収管理については、2010（平成22）年5月に「子ども未来部保育所保育料徴収管理マニュアル」が定められ、詳細な手続きが定められている。以後複数回改訂が行われている。保育所保育料の滞納整理の流れが明らかになるフロー図は以下の通りである。

○ 保育所保育料の滞納整理フロー図



また、債権管理の期限を定めた管理表は以下の通りである。

債権管理 期限管理表

様式1号

所属名	保育幼稚園課
担当者名	■
内線	■
作成(更新)日	2021年4月1日

債権名	保育所保育料
債権の種別	B 強制徴収公債権
時効期間	5年

【説明】

- 各課の債権管理マニュアルの一部として整備するものです。
- 所管する未収債権ごとに作成してください。
- 債権管理マニュアルとの整合を図り、債権管理マニュアルの見直し等に合わせ随時更新してください。
- 基本的に、網掛け欄に、各課マニュアルの内容等を入力してください。
※詳細は、記載例を参照。

滞納発生	期限	対応方針
督促	納期限経過後 20日以内	15日以内の期限を付して督促状を送付する。
催告	督促状指定期限 経過後2か月以内 開始	①郵送 催告書を、督促状に記載した期限経過後、1か月以上経過した者に発送する。 (マニュアルのとおり、段階に応じて様式を変更する。) ②電話 ①の催告書に記載した期限までに納付または連絡がない場合に電話催告を行う。 不通の場合は、配偶者や保育所等に連絡をとり、可能な限り本人に連絡する。
調査 (財産・所在等)	督促後 6か月 以内に着手	①財産調査 原則として、預金、給与、生命保険を対象として、マニュアルの手順で照会を行う。 ②所在不明の場合の所在調査 公用で戸籍情報を収集し、現在の住所(=最終住所地)を特定する。 ③主債務者死亡の場合 戸籍を公用請求し、相続人を調査する。
強制執行 滞納処分	督促後 12か月 以内に実施	・財産調査の結果、無財産・行方不明・生活困窮に該当する場合は、地方税法15条の7に基づいて、滞納処分の「執行停止」を行う。 ・財産調査の結果、預貯金・生命保険・給与等の債権が判明したら、「債権差押」を行う。 ・「債権差押」後、換価・配当手続については、法の規定に従い、適切に行う。

イ 滞納処分の実績等

(ア) 収納率等

佐世保市における調定額・収納率等は以下の通りである。

① 私立の保育料

年度	区分	調定額	収入額	不納欠損額	未収入額	収納率 (%)
H26	現年度	1,294,148,060	1,253,667,510	0	40,480,550	96.87
	過年度	78,401,855	24,687,205	1,295,420	52,419,230	31.49
	計	1,372,549,915	1,278,354,715	1,295,420	92,899,780	93.14
H27	現年度	1,240,160,530	1,205,830,710	0	34,329,820	97.23
	過年度	92,899,780	19,497,070	1,153,140	72,249,570	20.99
	計	1,333,060,310	1,225,327,780	1,153,140	106,579,390	91.92
H28	現年度	1,217,353,190	1,184,770,040	0	32,583,150	97.32
	過年度	106,595,010	22,609,900	23,378,160	60,606,950	21.21
	計	1,323,948,200	1,207,379,940	23,378,160	93,190,100	91.20
H29	現年度	1,191,239,910	1,158,851,620	0	32,388,290	97.28
	過年度	93,190,100	29,275,940	1,067,600	62,846,560	31.42
	計	1,284,430,010	1,188,127,560	1,067,600	95,234,850	92.50
H30	現年度	1,146,294,240	1,116,058,090	0	30,236,150	97.36
	過年度	95,234,850	30,947,816	2,093,380	62,193,654	32.50
	計	1,241,529,090	1,147,005,906	2,093,380	92,429,804	92.39
R1	現年度	830,413,680	808,499,830	0	21,913,850	97.36
	過年度	92,393,644	27,309,714	2,317,700	62,766,230	29.56
	計	922,807,324	835,809,544	2,317,700	84,680,080	90.57
R2	現年度	483,021,540	472,532,250	0	10,489,290	97.83
	過年度	84,680,080	27,148,940	1,660,100	55,871,040	32.06
	計	567,701,620	499,681,190	1,660,100	66,360,330	88.02
R3	現年度	433,817,250	425,994,690	0	8,026,630	98.20
	過年度	66,360,330	19,112,130	4,922,770	42,325,430	28.80
	計	500,177,580	445,106,820	4,922,770	50,352,060	88.99
R4	現年度	448,888,150	439,785,660	0	9,102,490	97.97
	過年度	50,352,060	13,215,200	5,113,460	32,023,400	26.25
	計	499,240,210	453,000,860	5,113,460	41,125,890	90.74

② 公立の保育料

年度	区分	調定額	収入額	不納欠損額	未収入額	収納率 (%)
H28	現年度	61,256,550	60,404,150	0	852,400	98.61
	過年度	544,800	299,700	0	245,100	55.01
	計	61,801,350	60,703,850	0	1,097,500	98.22
H29	現年度	60,129,820	59,714,500	0	415,320	99.31
	過年度	1,097,500	731,060	0	366,440	66.61
	計	61,227,320	60,445,560	0	781,760	98.72
H30	現年度	56,153,930	55,608,990	0	544,940	99.03
	過年度	781,760	699,160	0	82,600	89.43
	計	56,935,690	56,308,150	0	627,540	98.90
R 1	現年度	38,626,660	38,282,300	0	344,360	99.11
	過年度	627,540	345,200	0	282,340	55.01
	計	39,254,200	38,627,500	0	626,700	98.40
R 2	現年度	20,216,670	20,153,310	0	63,360	99.69
	過年度	626,700	291,980	32,800	301,920	46.59
	計	20,843,370	20,445,290	32,800	365,280	98.09
R 3	現年度	23,033,120	22,779,200	0	253,920	98.90
	過年度	365,280	304,840	0	60,440	83.45
	計	23,398,400	23,084,040	0	314,360	98.66
R 4	現年度	31,334,520	31,334,520	0	0	100.00
	過年度	314,360	292,630	0	21,730	93.09
	計	31,648,880	31,627,150	0	21,730	99.93

(イ) 滞納処分の実績

佐世保市における2017（平成29）年度から2022（令和4）年度の滞納処分の実績は以下の通りである。2022（令和4）年は相当数の財産調査は行っているものの、差押に至った事例はない。

滞納処分実績 (件数)	財産調査						滞納処分の 執行停止	差押		
	預金 調査	貯金 調査	給与 調査	生命保険 等調査	売掛金等 調査	互助会費 調査		預貯金 差押	給与債権 差押	生命保険 契約差押
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	230	115	0	0	0	0	22	1	0	0
平成31年度 (令和元年度)	8	84	5	2	0	0	4	0	0	0
令和2年度	111	180	12	0	0	0	50	0	2	0
令和3年度	85	82	19	3	1	1	29	0	2	2
令和4年度	65	58	0	4	0	0	8	0	0	0

【意見】

滞納者や関係する保育所等からの事情聴取により、滞納の理由が貧困や多重債務等の可能性が否定できない場合には、社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会が佐世保市より委託を受けて実施している生活困窮者自立相談支援事業の活用を進める（ことをマニュアルに盛り込む）など、積極的に滞納者の生活再建、その後の回収を目指すべきである。

5 AIによる保育所利用調整

(1) AI導入に至る経緯

保育所の利用については、

- ① 利用希望者が申請書を提出する
- ② 佐世保市が選考を行い希望施設へ打診する
- ③ 施設の回答を踏まえて佐世保市が通知書を作成する
- ④ 通知書を利用希望者へ郵送する

という過程を経る。

この一連の作業のうち、特に、入所選考作業については、公平性を確保しながら入所選考基準に照らして行う必要があることから、子育て世帯が多く住む地方自治体においては、選考に膨大な時間を要するなど大きな負担となっていた。

この問題点を解決するために、佐世保市では、従来、職員が手作業で行っていた保育所入所選考作業についてA I（人工知能）を導入している。

（2）A I 導入のメリット

ア 作業効率化

上記のとおり、従来の入所選考は行政職員の手作業によって行われてきたことから、膨大な時間を要していた。地方自治体によっては延べ1000時間以上を要するケースもあった。

入所選考をA Iに担わせることによって、作業時間の大幅な短縮が見込まれ、職員の負担軽減、ひいては経費削減にも繋がるというメリットがある。

イ 公平性の確保

従来の入所選考においては、意図せずとも行政職員の恣意的な判断がなされる可能性を払拭できないという問題も存在していた。

A Iを導入することによって、選考条件を元に恣意的な判断を入れることなく処理を行うことが可能になることから、入所選考の公平性を確保することができるというメリットがある。

ウ その他

保育所入所選考の作業量が短縮されることによって、入所希望者の申し込みから選考決定に至るまでの期間が短縮されることになるが、これは、保育所入所を希望する市民にとってのメリットといえることができる。

（3）A I 導入に対する保育所からの意見

佐世保市内の保育所の園長らが集う会議（園長会議）において、近時、

A I 導入後の利用調整に関する話題が挙がっており、その内容としては、

- ① 選考過程が不鮮明である
- ② 恣意的な判断がなされているのではないか
- ③ 柔軟な対応がなされていない

など、総じて批判的なものであるとのことであった。また、同様の質問が、「令和4年度佐世保市保育会」からもなされている。

【評価】

保育所選考にA Iを導入したことについては、職員の負担軽減に繋がるのみならず、経費削減、申請から通知に至るまでの期間短縮など、行政サービスの質向上にも資するものであることから、評価することができる。

【意見】

保育所選考にA Iを導入したことに対して批判的な意見が保育所から出ている点についても留意する必要がある。

まず、選考過程が不鮮明であるという点についてであるが、上記令和4年度佐世保市教育会からの質問に対する佐世保市の回答によると、保育所選考の手段がA Iに変わっただけであり、内容は従来の利用調整と異なるものではないとのことであった。佐世保市の回答が事実であるにも関わらず、選考過程が不鮮明という意見が保育所側から出ているというのであれば、保育所側のA Iへの理解不足が原因となっていることが考えられる。佐世保市としては、保育所選考にA Iを利用することの意義及びその手順・方法などについて、保育所を含む関係機関に説明し理解を促すよう努めていただきたい。

また、保育所選考に際して佐世保市の恣意的な判断がなされているのではな

いかという意見についてであるが、既に述べたとおり、A I 導入のメリットの一つに、行政側の恣意的な判断を排除し選考過程の公平性の確保をすることが出来るという点がある。それにも関わらず、このような意見が保育所側からなされていることについては、佐世保市としても重く受け止める必要がある。

確かに、A I 自体は入力されたデータを選考基準に基づき機械的にアウトプットを行うのであるから、恣意的な判断を行うことはない。しかし、A I を利用する際の選考基準等のインプットが恣意的なものである場合、A I はその恣意的な選考基準を元に利用調整結果をアウトプットすることになる。それゆえ、選考基準が恣意的なものとならぬよう細心の注意を払う必要がある。

なお、保育所等からは、A I 導入以前からも利用調整に際して恣意的な判断がなされているのではないかとの疑念が挙がっているところである。佐世保市としても、そのような疑念を持たれることが無いよう、A I 利用を含む選考過程について保育所に対して十分な説明を行っていただきたい。

さらに、保育所からこのような意見が挙げられる理由の一つとして、保育所が重視している項目が選考基準において重要項目に設定されていないということが考えられる。一例として、保育所へ事前見学に訪れてくれた世帯を優先的に入園させたいという保育所側の要望があったが、入所前の事前見学の有無という事実は選考基準となっていない。このような、選考基準に対する見解の相違が、保育所側の不満に繋がっている可能性がある。選考基準については、公平性を確保する必要があることは当然であるが、児童を受け入れる立場にある保育所側の意見を尊重したうえで選考基準を設定することもまた重要である。佐世保市としても、保育所側の要望も踏まえた選考基準の見直しをおこなっていただきたい。

第2 佐世保市における放課後児童クラブの設置状況

1 はじめに

放課後児童クラブとは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設である。

なお、放課後児童クラブの詳細については「第5章 佐世保市における具体的な取り組み」において論じる。

2 佐世保市における放課後児童クラブ

佐世保市における放課後児童クラブの一覧は以下の通りである。

児童クラブ一覧表			
小学校区	児童クラブ名	住所	電話番号
宮	You キッズクラブ	城間町 305-2	59-2515
三川内	三川内児童クラブ	口の尾町 698 (三川内小学校内)	30-8501
広田	第1広田ハーモニッククラブ	広田1丁目 33-2	38-3998
広田	第2広田ハーモニッククラブ	広田1丁目 33-2	38-3998
広田	第3広田ハーモニッククラブ	広田1丁目 33-2	38-3998

広田	放課後児童クラブ そらいろ	広田 1 丁目 37-23	38-8386
花高	花高学童クラブ	花高 1 丁目 269 (集会所)	38-5811
花高	花高学童教室	花高 3 丁目 2-7	38-0866
花高	めばえ学童クラブ	広田 1 丁目 27-22	39-4744
花高	学童教室花高コスモスクラブ	花高 2 丁目 7-1	32-1404
早岐	光の子第1学童クラブ	上原町 11-5	37-8361
早岐	光の子第2学童クラブ	上原町 11-5	37-8361
早岐	こぼと学童クラブ	早岐 1 丁目 3-6	55-6396
早岐	放課後児童クラブ そらいろ早岐	早岐 2 丁目 41-65	090-6292-4508
江上	とうめいキッズ	江上町 933-1	58-4011
針尾	第一学童クラブ ぽーしゃな	針尾西町 260-1	58-4344
針尾	第二学童クラブ ぽーしゃな	針尾西町 260-1	58-4344

黒髪	キッズクラブ KURINOMI	黒髪町 598-1	31-7412
黒髪	学童教室黒髪コ スモスクラブ	黒髪町 43-32	32-1404
大塔	もみじが丘児童 クラブ	もみじが丘町 41- 11	33-3301
大塔	大塔児童クラブ いちにのさん	日宇町 2896-1	80-3802
日宇	学童教室コスモ スクラブ	白岳町 148-5	32-1404
日宇	放課後児童クラ ブそらいろ日宇	日宇町 712	090-7536-2096
天神	愛和学童クラブ 天神教室	天神 2 丁目 19-45	25-1520
天神	学童教室天神コ スモスクラブ	天神 5 丁目 28-16	32-1404
港	マミー学童クラ ブ	天神町 1193-4	34-4406
港	児童クラブいち にのさん港	天神町 1899 番地 4	80-3802
福石	学童くらぶふら っと	大和町 205-7	59-6441

木風	児童クラブ 楓の森	木風町 696 番地 4	55-6753
潮見	みなとっ子児童クラブ	若葉町 13-10	31-3291
白南風	やまずみ児童クラブ	山祇町 9-32	31-7816
小佐世保	ぼちぼちくらぶ	小佐世保町 18-1	22-9898
祇園	みっきー学童教室	高天町 6-4	23-5207
祇園	学童くらぶみらいキッズ第1教室	祇園町 2-11ICC させぼビル 1、2 階	22-0086
祇園	学童くらぶみらいキッズ第2教室	祇園町 2-11ICC させぼビル 3 階	22-0086
山手	山手児童クラブ	折橋町 10-25	23-0832
山手・清水	児童クラブいちにのさん山手	折橋町 3 番地 11	80-3802
春日	きくのか学童クラブ	瀬戸越 4 丁目 1401 番地	080-6452-7123
春日	きくのか第2学童クラブ	瀬戸越 4 丁目 1401 番地	080-6452-7123
清水	あおぞらランド	保立町 12-31 (総合教育センター)	24-7811

		敷地内)	
清水	くすのき児童クラブ	保立町 12-9	090-8834-4502
大久保	桜山児童クラブ	東大久保町 212 (町内会集会所)	23-3336
金比良	ことひら児童クラブ	御船町 364-5 (児童交流センター ことひら内)	080-5802-1845
赤崎	赤崎児童クラブ	鹿子前町 330 (赤崎小学校内)	28-7887
赤崎	赤崎さんさんクラブ	鹿子前町 917-1	070-2412-5910
船越	船越児童クラブ	船越町 736-1	090-1513-5910
日野	日野きのこ学童クラブ	日野町 1308 (日野小学校内)	080-8589-4671
日野	Happy ひの児童クラブ	日野町 858-9	55-3404
相浦	信愛児童クラブ	新田町 254-10	47-6047
相浦	相浦児童クラブ	上相浦町 3-9 (相浦小学校内)	47-8420
相浦	Happy あいのうら児童クラブ	木宮町 3-6	55-4431

相浦西	相西きのこ学童クラブ	相浦町 794 (相浦西小学校内)	59-8802
相浦西	相西きのこ第2学童クラブ	相浦町 1035-1	090-5728-1488
相浦西	相浦ひまわり学童クラブ	相浦町 1889	47-3950
中里	中里児童クラブ	中里町 356 (中里小学校内)	47-6113
中里	なかざとキッズ	中里町 342	55-8178
中里	Happy なかざと児童クラブ	中里町 342 番地 2	55-5218
皆瀬	かいぜ学童クラブ	皆瀬町 106	40-6789
大野	ちあふるキッズ ぽっぽ	大野町 225-3	59-6710
大野	第1がんばりクラブ	田原町 7-20	49-3006
大野	第2がんばりクラブ	田原町 7-20	49-3006
大野	キッズクラブ ASOKAKITA	田原町 203 番地	49-4822
大野	さくらんぼ児童	大野町 20-2	080-3997-8873

	クラブ		
柚木	柚木児童クラブ	柚木町 2372 番地	46-0484
世知原	世知原児童クラブ	世知原町栗迎 104-17 (世知原健 康館内)	76-2144
小佐々	こさざ児童クラブ	小佐々町西川内 532-2	68-3458
楠栖	くすっ子クラブ	小佐々町楠泊 526 (楠栖小学校内)	090-9577-8450
浅子	あさごっこクラブ	浅子町 58 (浅子小 中学校内)	68-3546
江迎	江迎児童クラブ	江迎町長坂 50-1	65-2415
猪調	江迎青い実幼児 園児童クラブ	江迎町猪調 915 番 地 (江迎青い実幼 児園内)	66-8822
鹿町	鹿町っ子クラブ	鹿町町深江 730-1 (鹿町小学校内)	65-3311
歌浦	歌浦児童クラブ	鹿町町下歌ヶ浦 791-11 (歌浦小学 校内)	080-5278-4136
吉井北	しいのき児童ク ラブ	吉井町直谷 798-1 (しいのきの館	64-3230

		内)	
吉井南	放課後児童クラブ よしいのき	吉井町前岳 27-3 (吉井南小学校 内)	80-1150

第5章 佐世保市における具体的な取り組み

第1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実

1 妊娠・出産等に関する知識の普及

(1) 幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進

佐世保市では、性に関する質問が多くなる幼児期に正しい性の知識を伝える幼児向け性の健康教育「いのちのお話会」を実施している。

ア 対象

4歳児（年中児）とその保護者

イ 日程

各園から希望の日程の申込を受け、子ども保健課において日程調整を行う。日程が決まったのち、保護者等に園から案内を行う。

ウ 内容

ボランティアスタッフである「いのちのお話会実践スタッフ」が各園に出向き、以下の内容の講話等を行う。

(ア) 幼児を対象とするもの

- ① 男の子と女の子の体の違い・プライベートゾーンについて
- ② いのちの誕生と大切さについて
- ③ 胎児人形の抱っこ体験（15分程度）

(イ) 保護者を対象とするもの

幼児向けの講話の後に、保護者向けの講話が行われる。

エ その他

「いのちのお話会」を実践するボランティアスタッフを養成するために、全4回の研修を実施している。

オ 実績

令和4年度の「いのちのお話会」の開催実績は以下のとおりである。

令和4年度いのちのお話会開催実績										
	開催場所	新・旧	開催日	開催時間	子ども	保護者	兄弟児	保育士、幼稚園教諭等	満足度	
保育所	1	佐世保中央保育園	旧	R4.6.8(水)	10:00～	17	0		3	
	2	アトム保育園	旧	R4.6.10(金)	9:30～	15	15		1	93.9
	3	藤原幼稚園	旧	R4.7.2(土)	9:30～	21	11	1	3	97.3
	4	かいぜ保育園	旧	R4.7.9(土)	10:00～	19	15		4	93.5
	5	世知原保育園	新	R4.7.20(水)	10:00～	20	2		4	95.0
	6	大黒保育所	旧	R4.10.11(火)	9:30～	16	8	1	2	90.0
	7	大黒保育所	旧	R4.10.12(水)	9:30～	10	7		3	100.0
	8	愛光保育園	旧	R4.9.30(金)	10:00～	15	13		5	97.7
	9	董ヶ丘幼稚園	旧	R4.11.24(木)	10:00～	13	4		3	100.0
	10	董ヶ丘幼稚園	旧	R4.11.25(金)	10:00～	12	4		4	100.0
				小計 (保育所)	158	79	2	32	96.4	
認定こども園	11	桜の聖母幼稚園	旧	R4.6.3(金)	10:00～	26	11	3	0	91.4
	12	桜の聖母幼稚園	旧	R4.6.6(月)	10:00～	27	11	0	2	96.8
	13	花高幼稚園	旧	R4.6.17(金)	10:00～	21	19	0	2	96.6
	14	菊の香幼稚園	旧	R4.9.5(月)	10:00～	16	12	3	2	95.0
	15	御堂青い実幼稚園	旧	R4.10.4(火)	10:00～	14	4	0	3	95.0
	16	御堂青い実幼稚園	旧	R4.10.5(水)	10:00～	11	5	0	5	92.0
	17	東大野幼稚園	旧	R4.10.14(金)	10:00～	13	6	3	1	90.0
	18	江迎青い実幼稚園	旧	R4.12.20(火)	10:00～	17	4		5	100.0
	19	江迎青い実幼稚園	旧	R4.12.21(水)	10:00～	17	4		3	100.0
	20	松円幼稚園	旧	R5.1.17(火)	10:00～	17	6		0	96.7
	21	松円幼稚園	旧	R5.1.26(木)	10:00～	15	4	2	2	97.5
	22	早岐幼稚園	旧	R4.10.6(木)	10:00～	14	5	0	3	99.5
	23	早岐幼稚園	旧	R4.10.18(火)	10:00～	13	2	1	3	100.0
	24	歌が浦青い実幼稚園	旧	R4.12.19(月)	10:00～	14	5		3	98.3
				小計 (認定こども園)	235	98	12	34	96.3	
				合計	393	177	14	66	96.4	

(2) ライフデザイン構築のための支援

佐世保市では、市内の高校生や大学生等に対して、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及活動などを通じ、ライフデザインの構築に係る意識啓発を行うとともに、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時において、それぞれの家庭の状況等を確認しながら、必要に応じ、家族計画に係る指導・啓発を行っている。

(3) 食育による子育て支援

ア 我が国における食育の基本的な枠組み

(ア) 食育基本法

食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、2005（平成17）年6月に公布、同年7月に施行された。

同法において、食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものであると謳われ、食育の推進に当たっては、国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが重要。また、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っていること、「食」に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない、とされている。

(イ) 食育推進基本計画

2006（平成18）年から食育推進基本計画が策定されている。

2021（令和3）年3月には、食育推進会議において「第4次食育推進基本計画」が策定された。同計画では、2021（令和3）年度からおおむね5年間を対象とし、食育の推進に当たって取り組むべき新たな重点事項（①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進）を規定している。

（ウ）妊産婦や乳幼児に対する食育の推進

厚生労働省では、2023（令和5）年3月に成育医療等基本方針（成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針）を変更し、国民への啓発等を推進する「健やか親子21」を成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置付けており、成育過程にある人や妊産婦に対して、食育の取組を推進している。

イ 佐世保市における食育の取り組み

食育推進の一環として、講師を招いて離乳食講座を実施している。

令和5年度 地域子ども・子育て支援事業研修・講演会等 結果報告

講座名	事業概要	名称	講師	回	実施日	時間	場所	参加内訳		参加人数	実施回数	対象					
								大人	子ども								
食育推進講座	乳児期における食の大切さ、食育について実習を通して学ぶ	離乳食講座	長崎国際大学 吉賀貴子教授 乳幼児食育アドバイザー	①	5/18(木)	10:00 ~ 11:30	中央保健福祉センター	大人	12人	22人	207人	13回	妊産婦及び乳児の母親とその子ども				
								子ども	10人								
								②	5/25(木)	10:00 ~ 11:30				中央保健福祉センター	大人	12人	24人
								子ども	12人								
								③	6/1(木)	10:00 ~ 11:30				中央保健福祉センター	大人	12人	25人
								子ども	13人								
								④	7/13(木)	10:00 ~ 11:30				中央保健福祉センター	大人	12人	24人
								子ども	12人								
								⑤	7/20(木)	10:00 ~ 11:30				中央保健福祉センター	大人	12人	25人
								子ども	13人								
								⑥	9/21(木)	10:00 ~ 11:30				中央保健福祉センター	大人	12人	23人
								子ども	11人								
⑦	9/28(木)	10:00 ~ 11:30	中央保健福祉センター	大人	12人	22人											
子ども	10人																
⑧	11/21(火)	10:00 ~ 11:30	中央保健福祉センター	大人	12人	22人											
子ども	10人																
⑨	11/28(火)	10:00 ~ 11:30	中央保健福祉センター	大人	12人	20人											
子ども	8人																
⑩	1/18(水)	10:00 ~ 11:30	中央保健福祉センター	大人	0人	0人											
子ども	0人																
⑪	1/23(月)	10:00 ~ 11:30	中央保健福祉センター	大人	0人	0人											
子ども	0人																
⑫	3/7(火)	10:00 ~ 11:30	中央保健福祉センター	大人	0人	0人											
子ども	0人																
							大人	0人	0人								
							子ども	0人									

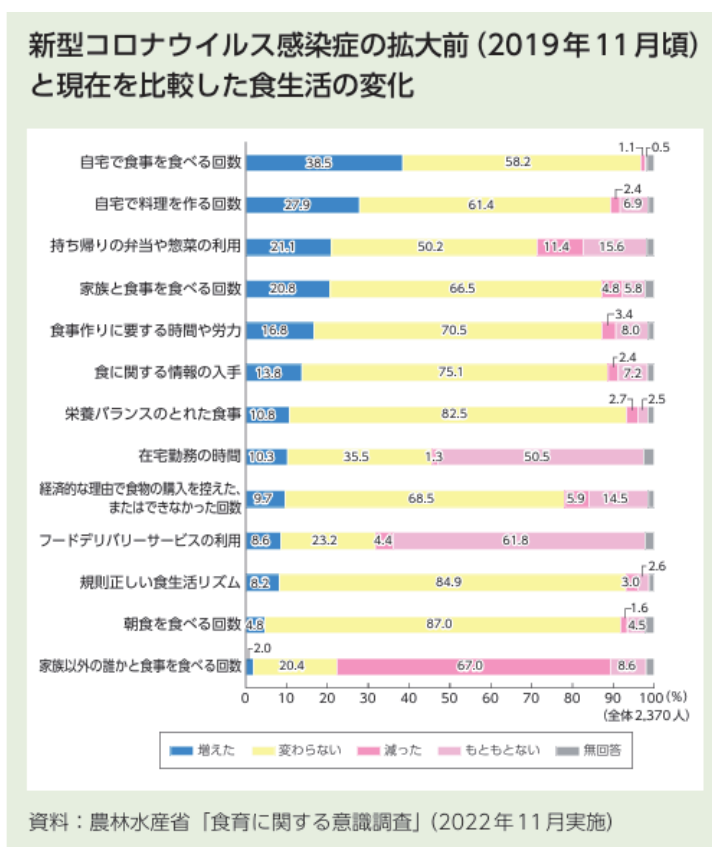
【意見】

新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの増加等により、在宅時間が増加するなど、家庭における食育の重要性が高まっており、農林水産省が実施した意識調査においても、自宅で食事を食べる回数が増えたとの調査結果がでている。

地方自治体としても、食育の推進は重要な課題であるところ、佐世保市では、食育推進の一環として離乳食講座を定期的には実施してはいるものの、施設のキャパシティー等の問題もあり、親子を含めて毎回20名程度の利用者数に留まっており、佐世保市としては、同講座をライブ中継する等オンラインでの受講

を可能とする、同講座をアーカイブ化し佐世保市民が何時でも視聴することができるようにするなど、第4次食育推進基本計画の重点事項としても定められている、「デジタル化に対応した食育の推進」を図り、食育活動の推進を目指すべきである。

なお、農林水産省の意識調査によると、全世代を通じて一定割合がデジタル技術を活用した食育の利用を行っており、インターネットを通じて料理レシピや食に関する情報を取得していることが見て取れることから、佐世保市としても、ホームページやアプリを通じて、食育に関する情報を積極的に発信していくことが有益であると考えられる。

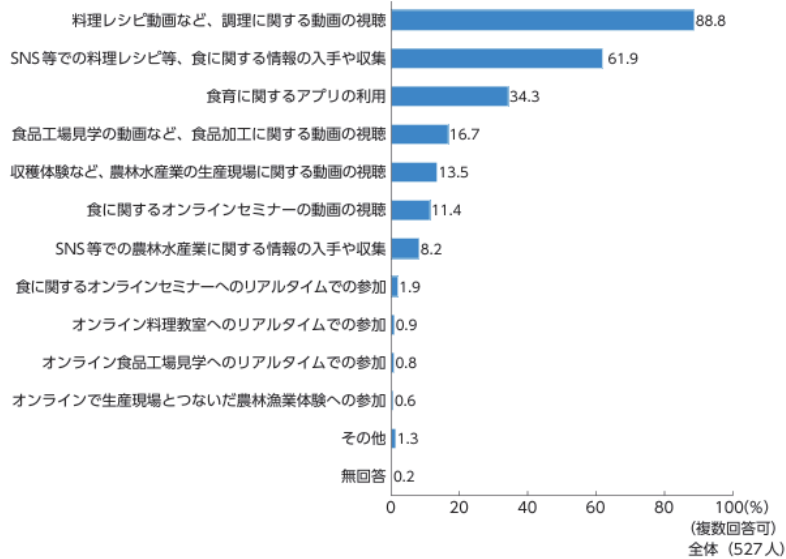


デジタル技術を活用した食育の利用状況（年齢別）



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」(2022年11月実施)

デジタル技術を活用した食育の内容



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」(2022年11月実施)

2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減

(1) 安全で健やかな妊娠・出産への支援

佐世保市では、安全で健やかな妊娠・出産への支援を行うため、以下の事業を実施している。

ア 産科医療機関等の各機関との連携及び情報共有

(ア) 概要

妊娠中から出産後まで関わりが深い産科医療機関と行政が情報を共有しながら、妊婦・産婦に寄り添い、妊娠中～産後までサポートし、児童虐待防止に努めている。

(イ) 内容

市内の産婦人科医療機関3か所に対し、母子保健コーディネーターが毎月市内の各医療機関を巡回し、質問票の回収を行い、各医療機関スタッフとの情報共有を図り、切れ目のない支援を行っている。

具体的には、出産後4日目と1か月後に質問票（Ⅰ「育児支援チェックリスト」Ⅱ「エジンバラ産後うつ病質問票、Ⅲ赤ちゃんへの気持ち質問票）を対象者（産婦）に記入してもらい、産科医療機関スタッフにより対象者に聞き取りを実施、ハイリスク者を抽出し、支援が必要なケースについて市に育児支援連絡票や情報提供書を提出している。市の保健師・助産師による電話、家庭訪問等を実施し、情報提供のあった産婦人科医療機関に支援方針を報告年に1回、産科医療機関と市とで情報・報告会を実施している。

(ウ) 実績

a 質問票回収数

年 度	質 問 票	育 児 支 援 連 絡 票	情 報 提 供 書
R2	2227	53	53
R3	2927	74	74
R4	3592	69	69

b 支援方法

年 度	訪 問	電 話 / 健 診	未 把 握
R2	50	3	0
R3	64	9	1
R4	58	9	2

イ 不妊治療助成事業

佐世保市では、不妊治療を行っている者に対する経済的支援を行っている。

(ア) 一般不妊治療助成事業

a 概要

不妊治療のうち、一般不妊治療（人工授精）について、特定不妊治療同様、医療保険が該当せず1回の治療費が高額であることから、治療に要する費用の一部を助成することにより、治療希望者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されてきた。

2018年（平成30）年より事業が開始し、年度ごとに治療費の二

分の一を補助（但し治療費10万円（補助額5万円）が上限）していた（所得制限730万円まで）。2019（令和1）年度からは治療費5万円（補助額2万5千円）に減額され、2022（令和4）年度に一般不妊治療に保険が適用されるに至ったことから、本事業は廃止となった。

b 助成件数

本事業の助成件数は以下のとおりである。

	H30	R元	R2	R3	R4
一般不妊治療	65	88	62	62	0

（単位：件）

c 助成額

本事業の助成額は以下のとおりである。

	H30	R元	R2	R3	R4
一般不妊治療	1,447,355	1,954,545	1,071,595	1,092,910	0

（単位：円）

d 事業実績（効果）

2021（令和3年）度に一般不妊治療費の助成を受けて妊娠した世帯の数は、17世帯（申請世帯数の28.8%）であった。そのうち、特定不妊治療へ移行された世帯は2世帯で、一般不妊治療のみで妊娠した世帯は15世帯（申請世帯数の25.4%）となっている。

公益社団法人日本産婦人科医会のホームページによれば、人工授精における1周期あたりの妊娠率は5～10%となっていることからすると、佐世保市の一般不妊治療による妊娠（母子手帳交付）の割

合は比較的高い傾向にある。

なお、特定不妊治療へ移行した5世帯のうち、妊娠した世帯は2世帯（申請世帯数の40.0%）であった。

全体の助成額に対する母子手帳交付一世帯（妊娠に至った世帯）あたりの金額は72,861円となっており、費用対効果は大きいといえる。

また、一般不妊治療助成申請者のうち母子手帳交付者数等は以下の通りである。なお、母子手帳の交付期間は各年度4月1日～翌年3月31日である。

申請件数等の推移は以下の通りである。

	項目	単位	R3	R2	R元	H30
1	申請世帯数	件	59	55	83	57
2	申請延べ件数	件	62	62	88	65
3	助成額合計	円	1,092、 910	1,071、 595	1,954、 545	1,447、 355
4	特定不妊へ移行した世帯数	件	5	7	17	7
5	母子手帳交付世帯数(総計)	件	17	17	25	13
6	母子手帳交付世帯数(一般不妊申請のみ)	件	15	15	16	11
7	母子手帳交付世帯数(特定不妊申請あり)	件	2	2	9	2
8	一般不妊治療費助成申請をした世帯(総数) における母子手帳交付世帯数の割合	%	28.8	30.9	30.1	22.8

9	一般不妊治療費助成申請のみの世帯における 母子手帳交付世帯数の割合	%	25.4	27.3	19.3	19.3
10	一般不妊治療から特定不妊治療へ移行した 世帯数の割合	%	8.5	12.7	20.5	12.3
11	一般不妊治療から特定不妊治療へ移行した 世帯における母子手帳交付世帯数の割合	%	40.0	28.6	52.9	28.6
12	助成額合計/母子手帳交付世帯数(一般不 妊治療のみ)	円	72,861	71,440	122、 159	131、 578
13	助成額合計/申請延べ件数(一般不妊申請の み)	円	17,628	17,284	22,211	22,267

【意見】

一般不妊治療に保険が適用されることになったとはいえ、治療を希望する世帯にとって経済的な負担となることは変わらない。佐世保市としても、本事業は費用対効果の高いものであったとのことであるから、助成対象を厳選するなどしたうえで、一般不妊治療に対する助成の継続を検討していただきたい。

(イ) 特定不妊治療助成事業

a 概要

不妊治療のうち、体外受精・顕微受精（特定不妊治療）については、医療保険が該当せず1回の治療費が高額であることから、治療を諦めざるを得ない世帯も少なくなかった。それゆえ、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されている。

2004（平成16）年10月から事業が開始され、以後、助成額や回

数の変更、年齢制限の設定、所得制限の撤廃等の改正を繰り返し、2022（令和4）年度に特定不妊治療に対して保険が適用されるに至った。

なお、2004（平成16）年より本事業は開始されたが、佐世保市が本事業の実施主体となったのは佐世保市が中核市に移行した2016（平成28）年からである。

2022（令和4）年度からの保険適用に伴い、助成制度は廃止されたものの、2021（令和3）年度（2022（令和4）年3月31日まで）に治療を開始し、治療終了日が年度をまたぎ、2022（令和4）年4月1日から2023（令和5）年3月31までの間に治療終了となる場合については、1回に限り従来助成制度により対応を行っている。また、2024（令和6）年度からは、保険適用外の先端医療について、新たな助成制度を設ける予定である。

b 対象者

本事業は、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に判断され、指定医療機関において特定不妊治療を受けた夫婦が対象となるが、法律婚のみならず事実婚の世帯であっても助成対象となる。所得制限も存在しない。なお、特定不妊治療を終了した日に、夫婦の両方またはどちらか一方が佐世保市に居住している必要がある。

c 助成内容

- ① 夫婦が特定不妊治療のために要した費用（男性不妊治療を除く。）に対して、30万円（凍結胚移植（採卵を伴わないものに限る。）及び採卵したが卵が得られない等の理由により中止した場合にあっては、10万円）、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは43歳になるまで助成回数1子ごと6回、40歳以上43歳未満の場合は43歳になるまで1子ごと3回を限

度として助成する。

- ② 男性不妊治療を行なった場合は、1回の治療につき30万円（凍結胚移植を除く。）を限度として助成する。

d 助成件数

本事業の助成件数は以下のとおりである。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
特定不妊治療	194	222	199	220	165	306	80

e 助成額

本事業の助成額は以下のとおりである。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
特定不妊治療	33,163,564	38,172,998	34,331,730	38,379,467	31,731,093	64,990,036	16,400,000

（単位：円）

f 事業実績（効果）

2021（令和3）年度に特定不妊治療費の助成を受けて妊娠した世帯の数は、87世帯（申請世帯数の44.8%）であった。なお、男性不妊治療の世帯のうち妊娠した世帯は存在しなかった。

2021（令和3）年度は助成対象の拡大及び助成額の増加の影響により、件数・助成額とも増加したものの、母子手帳交付世帯数（妊娠した世帯）の割合は前年度までと変わらず高いままであった。

厚生労働省の資料によれば、体外受精（特定不妊治療）による出生の確率は13.5%～22.4%となっており、佐世保市の出生（母子

手帳交付世帯数)の割合は高いといえる。

全体の助成額に対する母子手帳交付一世帯(妊娠した世帯)あたりの金額は747、012円となっており、費用対効果は大きいといえる(2022(令和4)年度実績は集計中)。

特定不妊治療助成申請者のうち母子手帳交付者数等は以下の通りである。なお、母子手帳の交付期間は各年度4月1日～翌年3月31日までである。

	項目	単位	令和3年 度	令和2年 度	令和元年 度	平成30 年度
1	申請世帯数	件	198	116	145	132
2	申請延べ件数(男性不妊を含む)	件	306	165	222	202
3	2のうち男性不妊治療の申請延べ件数	件	5	1	4	4
4	助成額合計	円	64、 990、036	31、 731、093	38、 379、467	34、 331、730
5	母子手帳交付世帯数	件	87	52	63	65
6	男性不妊治療による母子手帳交付世帯数	件	0	0	0	0
7	特定不妊治療費助成申請をした世帯における母子手帳交付世帯数の割合	%	43.9	44.8	43.4	49.2
8	助成額合計/母子手帳交付世帯数	円	747、012	610、213	609、198	528、180

【評価・意見】

特定不妊治療に対する助成制度は廃止となったものの、令和6年度から保険適用外の先端医療についての助成制度を設ける予定であることは評価できる。

しかしながら、先端医療に限らず、特定不妊治療は一般不妊治療と比しても治療費が高額であり、保険適用後も治療を希望する世帯の経済的負担となっていることは否定できない。佐世保市としても、費用対効果の高い事業であったということであれば、対象を厳選するなどしたうえで、保険適用外の先端医療に限らず、保険適用の対象となる通常の特定不妊治療についても助成継続を検討していただきたい。

ウ 妊婦健康診査

(ア) 概要

妊娠月週数に応じ妊婦健康診査を行い、妊婦の健康状態の把握、検査、計測、保健指導などを実施することによって、異常の早期発見に努めている。

(イ) 内容

妊婦に対し、母子手帳交付の際に併せて受診券を交付し、妊娠週数に応じて妊婦健康診査を行っている。その後、妊婦健康診査結果を集計し、妊婦の健康状態を把握したうえで、妊娠期に多い合併症を踏まえた指導等を行っている。受診券は14回分配布されるが、2021（令和3）年度より、多胎妊娠の妊婦には5回分追加の受診券が配布されている。

(2) 乳幼児健康診査の適切な実施

ア 乳幼児健診

佐世保市では、乳幼児を対象とする定期検診を行っている。

(ア) 4カ月児健康診査

a 概要

母子保健法に基づき、生後3～4カ月の乳児を対象に、乳児や保護者の心身の異常を早期に発見し、健康の保持及び増進を図るとともに、育児等の不安を解消すること、及び子育て支援調査票により虐待の予防

や早期発見を行うことを目的に実施されている。

b 実施実績

2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの健診回数等の実績は以下の通りである。なお、集団健診が基本であるが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い一部医療機関へ委託し受診している（2021（令和3年）度：受診者1、617人のうち168人、2022（令和4）年度：受診者1、593人のうち63人）。

項目	R2年 度	R3年 度	R4年 度
健診回数 (回)	45	45	48
対象者数 (人)	1833	1659	1633
受診者数 (人)	1760	1617	1593
受診率(%)	96%	97.4%	97.6%

(イ) 1歳6カ月児健康診査

a 概要

母子健康法に基づき、乳幼児や保護者の心身の異常を早期に発見し、健康の保持及び増進を図るとともに、育児等の不安を解消することを目的としている。

b 実施実績

2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの健診回数等の実績は以下の通りである。

項目	R2年 度	R3年 度	R4年 度
健診回数 (回)	40	42	49
対象者数 (人)	1881	1639	1855
受診者数 (人)	1802	1561	1776
受診率(%)	95.8%	95.2%	95.70%

(ウ) 3歳児健康診査

a 概要

乳幼児の発育発達及び家庭環境における問題等を早期に発見し、支援につなげることで、3歳児の健全な育成を図ることを目的としている。2020（令和2）年度からは、カウプ指数（乳幼児の肥満度を測る指標）18以上の乳幼児に対して小児肥満の指導を開始している。さらに、2022（令和4）年5月からは、屈折検査を導入し、幼児の弱視・屈折異常の早期発見に努めている。

b 実施実績

2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの健診回数等の実績は以下の通りである。

項目	R2年 度	R3年 度	R4年 度
健診回数 (回)	41	44	50
対象者数 (人)	1848	1470	2017
受診者数 (人)	1717	1332	1863
受診率(%)	92.9%	90.6%	92.4%

(エ) 乳幼一般健康健診

a 概要

母子健康法に基づき、前期（生後1～2か月頃）・後期（生後9～10か月頃）に、委託医療機関にて健診を受けることによって、乳児や保護者の心身の異常を早期に発見することや健康の保持増進を図り、育児の不安を解消することを目的としている。検診に際しては虐待の予防や早期発見にも努めている。

b 内容

健康診査の結果、精密検査を必要とする場合は、精密検査も無料で受けることが可能となっている。委託医療機関で受診をするが、保健師は委託医療機関の受診結果を確認し、必要に応じて母子のフォローも実施している。

実施状況

(a) 実施状況（実数）

2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの健診回数等の実績は以下の通りである。

年度	乳児健診受診 総数	前期票（1～2か 月）	後期票（9～10か 月）
令和2年 度	3007	1614(88.0%)	1393(75.9%)
令和3年 度	2734	1458(87.9%)	1393(77.0%)
令和4年 度	2583	1381(81.4%)	1202(73.6%)

() は受診率

(b) 受診状況内訳（実数）

2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの健診の結果は以下の通りである。

（前期）

	受診 数	異常な し	異常あ り
令和2 年	1614	1446	168
令和3 年	1458	1310	148
令和4 年	1381	1249	132

（後期）

	受診 数	異常な し	異常あ り
令和2 年	1393	1306	87
令和3 年	1276	1191	85
令和4 年	1202	1109	93

(c) 異常ありの内訳 (延べ数) *重複あり

i 2020 (令和2) 年度

(内訳)

	要指導		要観察		経過観察中		要治療		治療中		要精密	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
合計	6	6	45	61	97	12	12	2	17	1	12	14
	12		106		109		14		18		26	

(詳細)

	要指導		要観察		経過観察 中	要治療		治療中		要精密		
	前 期	後 期	前 期	後 期		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
小児科疾患	2	4	25	53	83	7	4	2	9	1	8	9
眼科疾患			2	2			1				1	3
皮膚科疾患	3		9	1	4		7		5		3	
外科疾患			1		2							
整形疾患	1	1	1		1							
耳鼻科疾患					1	2			2			
泌尿器科疾 患		1	7	5	6	3			1			2

ii 2021（令和3）年度

（内訳）

	要指導		要観察		経過観察中		要治療		治療中		要精密	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
合計	2	6	29	39	77	14	17	7	9	8	16	20
	8		68		91		24		17		36	

（詳細）

	要指導		要観察		経過観察中		要治療		治療中		要精密	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
小児科疾患	2	5	18	32	71	13	3	3	6	3	4	9
眼科疾患				1	1						1	4
皮膚科疾患		1	2	1	2	1	14	2	3	3	4	1
外科疾患			1		1						3	
整形疾患			1	1				1		1	1	
耳鼻科疾患			2								1	
泌尿器科疾患			5	4	2			1		1	2	6

iii 2022（令和4）年度

（内訳）

	要指導		要観察		経過観察中		要治療		治療中		要精密	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
合計	4	3	35	46	72	27	11	1	4	4	15	26
	7		81		99		12		8		41	

（詳細）

	要指導		要観察		経過観察中		要治療		治療中		要精密	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
小児科疾患	2	3	21	43	56	20	3	1	1	3	9	8
眼科疾患			2			2				1	1	9
皮膚科疾患	2		7		5	2	7		3		1	
外科疾患				1			1				3	
整形疾患			1		1							
耳鼻科疾患												

泌尿器科疾患			4	2	10	3					1	9
--------	--	--	---	---	----	---	--	--	--	--	---	---

(d) 精密検査結果表

i 2020 (令和2) 年度

(前期)

	異常なし	要観察	要治療	未受診
心雑音	1	2		
鼠径ヘルニア		1		
母斑		1		
その他		3		
計	1	7		

(後期)

	異常なし	要観察	要治療	未受診
貧血				
視力	3	2		
頭暈				
心疾患				
臍ヘルニア				
尿たんぱく	4			1

運動発達		1		
停留精巣				
体重	1			
その他				
計	8	3		1

ii 2021（令和3）年度

（前期）

	異常なし	要観察	要治療	未受診
心雑音		1	1	
鼠径ヘルニア		1		
母斑			1	
その他	2	1	2	3
計	2	3	4	3

（後期）

	異常なし	要観察	要治療	未受診
貧血	2		3	
視力	2	1		
頭囲				

心疾患				
臍ヘルニア				
尿たんぱく	2	1		
運動発達				
停留精巣		3		
体重			1	

iii 2022（令和4）年度

（前期）

	異常なし	要観察	要治療	未受診
心雑音	2	1		
鼠径ヘルニア				
母斑				
その他	1	1	1	1
計	3	2	1	1

（後期）

	異常なし	要観察	要治療	未受診
貧血			4	

視力	5	4		1
頭囲				
心疾患	1			
臍ヘルニア				
尿たんぱく	2			
運動発達				
停留精巣			1	
体重	1	1		
その他	3	1	2	1
計	12	6	7	2

(3) 家庭訪問による支援

家庭訪問による支援については、ひとり親家庭の支援の箇所にて後述する。

(4) 子どもに関する相談支援

佐世保市では、子育て家庭の抱える様々な問題に対応するため、関係施設や医療機関とも連携しつつ、相談体制を整えている。相談支援を担う相談員の配置状況は以下のとおりである。

子ども子育て応援センター職員配置（2023（令和5）年4月1日現在）

	相談員職種	配置状況	職種	業務概要
正規職員	保健師	3	保健師	子育ての相談、児童虐待の対応等、子ども家庭支援に関すること
		(所長含む)		要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議）の調整機関連務
	社会福祉士	3	社会福祉士	子育ての相談、児童虐待の対応等、子ども家庭支援に関すること
				要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議）の調整機関連務
	心理相談員	1	臨床心理士	児童の心理面、行動・情緒の問題等の相談に関すること
				要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議）の調整機関連務
会計年度任用職員	家庭相談員	2	保育士等	児童・家庭の福祉についての相談指導に関すること
				助産施設の利用相談に関すること、経済面に関すること
				DV相談に関すること
	教育相談員	1	教員免許	児童の教育、行動の問題等の相談に関すること
				要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議）の調整機関連務
	母子父子生活支援員	1	看護師等	母子父子家庭の子育て、生活全般についての相談に関すること
				要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議）の調整機関連務

(5) 児童虐待の未然防止

ア 児童虐待の定義

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う次に掲げる行為をいう（児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）第2条）。

① 身体的虐待（同条第1号）

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

② 性的虐待（同条第2号）

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為

をさせること。

③ ネグレクト（養育放棄・怠慢）（同条第3号）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

④ 心理的虐待（同条第4号）

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

イ 児童に対する虐待の禁止

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない（児童虐待防止法第3条）。

ウ 児童虐待の通告義務等

（ア）通告義務

虐待を受けたと思われる児童又は児童虐待を発見した者は、速やかに、これを市町村、または児童相談所に通告することが義務づけられている（児童福祉法第25条1項、児童虐待防止法第6条1項）。児童虐待の通告義務は守秘義務違反に優先し、児童虐待を告知することは守秘義務違反には該当しない。

（イ）秘密漏洩の防止

児童虐待通告元の秘密を守ることにより、躊躇することなく虐待の通告が行えるようにとの趣旨から、児童虐待の通告を受けた市町村または児童相談所は職務上知り得た事項であって当該通告をした

者を特定させるものを漏らしてはならないとの規定がある（児童虐待防止法第7条）。

エ 佐世保市における児童虐待防止の取り組み

佐世保市では、関係機関向けに「佐世保市児童虐待防止マニュアル」を策定し、児童虐待の未然防止に取り組んでいる。また、保護者等対しては、医師が監修した育児に関する冊子、厚生労働省作成の児童虐待防止リーフレット、児童虐待防止啓発リーフレットなどを配布し、児童虐待の未然防止に取り組んでいる。

(ア) 児童虐待防止マニュアルの概要

a 児童虐待の背景

同マニュアルでは、児童虐待はどの家庭でも起こり得るという前提のもと、児童虐待に至る背景を説明している。

要因	内容
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠、若年の妊娠） ●新生児期や乳幼児期に長期入院等で離れて暮らした経験があり、子どもとの愛着形成が十分でない。 ●マタニティーブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況。 ●疾病や精神疾患、知的障がい、アルコール依存等で適切に養育できない。 ●子どもの発育・発達についての知識が乏しく、適切な養育ができない。 ●保護者自身が子どもの頃に虐待を受ける等、不安定な親子関係で育った体験がある ●きょうだい間の差別（特定の子どもにだけ拒否感を持つ）がある。 ●攻撃性や衝動性を抑制できない

子ども	<ul style="list-style-type: none"> ●慢性疾患、障がい、未熟児等で保護者が子育ての負担感やストレスを感じやすい。 ●よく泣く、欲求が強い、よく動くなど、手がかかり、何らかの育てにくさを持っている子ども ●乳幼児期の子ども
家族関係	<ul style="list-style-type: none"> ●内縁者や同居人がいる家庭 ●未婚を含む単身家庭 ●子ども連れの再婚家庭 ●離婚、再婚、別居、夫婦不和、DVなど不安定な状況にある家庭 ●転居を繰り返す家庭 ●親族や地域社会から孤立している家庭 ●失業、転職、借金などにより経済不安のある家庭 ●仕事上のストレスや人間関係がうまくいかない
社会	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもを完璧に育てなければという親へのプレッシャー ●育児の負担が母親に偏っている ●近所付き合いが希薄

b 早期発見のポイント

子どもは虐待にあっている事を話さないことが多いため、周囲の大人が気付くことが肝要である。また、子どもと保護者の受傷原因の説明が異なる、保護者の外傷理由の説明が外傷所見と明らかに矛盾している、保護者の説明が二転三転する、子どもが答えることを渋ったりごまかしたりしていると感じる（親をかばっているか口止めをされている）場合には特に注意が必要である。

- ① 不自然な傷・あざ、特に特徴のある下記外傷所見に注意をする必要

がある。

② 平手打ちによる皮下出血

平手打ちされた部分のうち指と指の間に線条痕が残る。手の大きさにもよるが線条痕間の距離はだいたい2 cmくらいである。

③ たばこ熱傷の跡

直径が8 mmで境界鮮明な円形で中央部分に周辺部分よりも深い火傷が認められる場合は、たばこを押し付けられた火傷の可能性が高い。

④ 水平線サイン

熱した液体（沸騰している風呂等）に浸された場合、液体の上縁に一致して水平線が形成されて、熱傷の上縁を縁取る。

⑤ 脱毛（抜毛）

抜けた毛の毛根が発赤している、脱毛部分が臍膜下血腫によって膨隆している等の場合は、頭髪を引き抜かれたことによる脱毛が疑われる。

c 児童虐待の発見から通告・支援

幼稚園、保育所、認定こども園、学校などの関係機関が児童虐待を発見した場合の流れは以下のとおりである。

① 虐待の把握

② 組織内への相談・報告

③ 組織内での会議・協議

※ この間、虐待の具体的な内容・写真・日時・子供の心身行動面の状況・登園登校状況・保護者の状況等の情報収集及び問題の分析を行う

ここから、緊急性が高い場合は、

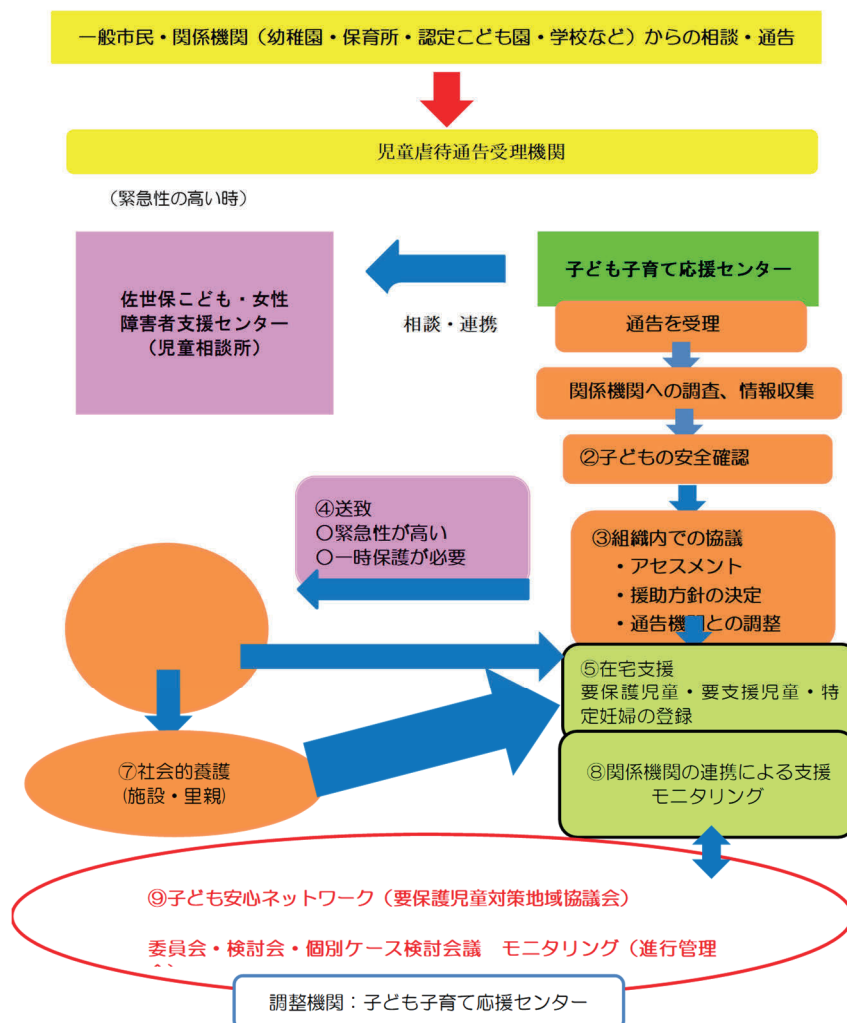
- ④ 佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所（0956-24-5080））に通告を行う。

緊急性が高くない場合には、

- ⑤ 子ども子育て応援センター（0956-25-9705）に通告し、同センターから児童相談所へ送致される。

d 通告後の支援のながれ

通告から支援までの流れは以下のとおりである。



e 児童虐待対応

(a) 子どもから事実関係を聴取する際の留意点

子どもから事実関係を聴取する際の留意点は以下の通りである。

- ① 聴取のポイントについて関係者で事前によく協議をする。
- ② 子どもが安心して話せる環境を作る。
- ③ 質問ばかりにならぬよう、また、子どもの負担に留意する。
- ④ 性的虐待が疑われる事案については、誰から何をされたのかという点についてのみ尋ねる。

(b) 聴取記録の方法

聴取記録の方法は以下の通りとされている。

- ① 子どもが話したそのままの言葉を記録する。
- ② けが等を発見した場合は、養護教諭や看護師による記録や、人権に配慮しつつ可能な限り写真撮影（ものさしなど目安になるものを一緒に撮り、大きさが確認できることが望ましい）や、大きさ、色等の状態について記録する。

f 保護者への対応・支援

子どもの安全を最優先に考えることが原則であるが、虐待している保護者を責めるだけでは虐待の解消に繋がらない。虐待をしている親が抱えている悩みや問題に寄り添い支援するという考え方が必要となる。

g 在宅支援とモニタリング（見守り）

(a) 意義

モニタリング（見守り）とは、子どもが所属している機関や地域が日常での在宅支援を行う中で、虐待の状況に変化がないかを確認していくことをいう。

(b) モニタリングの際の留意点

子どもや家族の疾病、障害、経済的問題等、虐待の要因となる家族の問題への幅広い支援が必要となる。関係機関が予測される状況や役割分担の確認、情報交換を行いながら支援していくことが肝要である。また、要保護児童対策地域協議会（要対協）個別ケース検討会議の実施についての検討も行う。

特に、幼稚園、保育所、認定こども園、学校など、子どもが所属する各機関は、毎日、子どもと接する立場にあり、子どもとその家族の見守りをする中心的な機関となることから、緊急対応が必要な場合は、子ども子育て応援センターや佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）に速やかに連絡をする必要がある。これらの機関は、子どもが安心して社会とつながることができる場所であり、保護者が一番身近に相談できる存在であるなど、虐待の防止や予防においても大切な役割を担っていることを意識する必要がある。

h 関係機関との連携の推進

児童虐待の防止・解消に向けて、民生委員児童委員・主任児童委員、病院（かかりつけ医）、乳幼児健診の場、地域の子育て支援の施設等の機関の協力が必要である。

なお、2016（平成28）年6月3日に「児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下改正法）が公布され、改正法により新設された児童福祉法第21条の10の5の規定が同年10月1日に施行され、これにより、同法第6条の3第5項に規定する要支援児童等と思わ

れる者を把握した場合には、保健・医療・福祉・教育の連携の一層の推進を図るよう明記されている。

i DVと児童虐待

2014（平成16）年の児童虐待防止法の改正において、子どもの目の前で行われるDVは児童への心理的虐待であると規定されている（児童虐待防止法第2条4号）。

DV家庭で育った子どもは、緊張、不安や恐怖など、常にストレス状態の中で生活を強いられることにより、心理的被害を受けている状態にあり、様々な心身の症状が表れることがある。子ども自身がDVの巻き添えになり、追いつめられた母親から子どもへの虐待がおきてしまうこともある。子ども自身が、自分の気持ちの表現や問題解決の手段として暴力を使うことを学習してしまうこともある。

j 出産前後における支援

(a) 早期支援の重要性

乳幼児への虐待を未然に防ぐためには、子育てに関する不安感や、不安定な養育環境を早期に発見し出産前から継続的に支援することが大切である。出産後の養育について出産前において支援をすることが特に必要と認められる妊婦は「特定妊婦」として規定されている（児童福祉法第6条の3第5項）。

特定妊婦には、子ども保健課保健師を中心に要保護児童対策地域協議会を通して、関係機関と情報を共有、見守りをすることで産前、産後の切れ目ない支援を行っている。

(b) 妊娠期から乳幼児期の支援制度

① ままんちさせぼ（子育て世代地域包括支援センター）

妊娠・産前産後・乳幼児期の子育ては不安や悩みが多い時期であることから、母子保健コーディネーターとママサポーターが、電話相談

や家庭訪問を行い、産前産後の子育て支援を行っている。

② 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、乳房ケアや沐浴など専門的な支援を市内の産婦人科医療機関や開業助産師などがサポートする、訪問ケア、デイケア（3時間コース、7時間コース）、ショートステイなどの制度がある。対象となるのは出産退院後2か月以内の佐世保市民である。

③ 子育て支援センターの巡回相談

妊婦、乳幼児とその保護者を対象に、定期的に子ども保健課保健師が市内の子育て支援センターを巡回している。相談日、場所は佐世保市役所ホームページから確認することができる。

<http://www.city.sasebo.lg.jp/kodomomirai/kodohoke/ikujigakkyu.html>

④ 佐世保市子ども安心ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）

佐世保市では、子どもの諸問題に対する取り組みのため、教育分野で「佐世保市相談機関連絡協議会」を立ち上げ、関係機関の情報交換とネットワークを図ってきた。2000（平成12）年に児童虐待防止法が施行されたことを契機に、同連絡協議会を、「佐世保市子ども安心ネットワーク」として発展させ、児童虐待の早期発見、早期対応のために関係機関の連携強化に努めている。

また、佐世保市子ども安心ネットワークを、2004年（平成16）年の児童福祉法の改正によって同法25条の2第1項で定められる「要保護児童対策地域協議会」として位置付けた。

佐世保市子ども安心ネットワークが有効に機能することにより、関係機関同士が積極的に情報提供、共有、共通理解を持ち、要保護児童、

要支援児童、特定妊婦および家族についてのよりよい支援を行うことが可能となる。

同協議会は情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができ（児童福祉法第25条の3）、また、同協議会を構成する関係機関等の職員等は正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないと規定されている（児童福祉法第25条の5）。

⑤ 要保護児童対策地域協議会（要対協）個別ケース検討会議

i 意義

個別ケース検討会議は、児童福祉法25条の2の1項に基づき設置される会議で、ケースに関わっている関係機関が、ケースの情報を共有し、課題の整理と解決に向けた支援内容を検討するために開催される。援助方針を決定する必要がある時期や、家族の状況が大きく変わった時、ケースによっては定期的に行われる場合もある。

ii 支援対象

(i) 要保護児童（児童福祉法第6条の3第8項）

要保護児童とは、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童又は保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）ことを意味する。

(具体例)

- ・ 保護者が虐待している児童
- ・ 保護者の著しい無理解又は無関心のため放任されている児童
- ・ 保護者の労働又は疾病などのため必要な監護を受けることのできない児童

- ・ 知的障がい又は肢体不自由等の児童で保護者のもとにあつては、十分な監護が行われないため児童福祉施設に入所して保護・訓練・治療したほうがよいと認められる児童
- ・ 不良行為（犯罪行為含む）をなし、又はなす恐れのある児童
- ・ 孤児、保護者の遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、家出した児童等

(ii) 要支援児童（児童福祉法第6条の3第5項）

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。

（具体例）

- ・ 出産後、間もない時期（おおむね 1 年程度）に育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対し強い不安や孤立感を抱える保護者とその児童
- ・ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要と認められる保護者とその児童
- ・ 乳幼児健康診査未受診の家庭で、その後の受診勧奨にも合理的理由なく受診せず、今後の支援を必要と判断される保護者とその児童
- ・ 児童養護施設等の退所又は里親委託終了により、家庭復帰した後の保護者とその児童

(iii) 特定妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）

出産後の養育について出産前から特に支援が必要と認められる妊婦。

(具体例)

- ・ 要保護児童や支援を養育しているなど、すでに養育の問題がある妊婦
- ・ 未婚又はひとり親で親族など身近な支援者がいない妊婦
- ・ 妊娠の自覚がない、知識がない妊婦や出産の準備をしていない妊婦
- ・ 望まない妊娠をした妊婦、若年妊婦
- ・ 精神障がい、知的障がいのある妊婦、アルコールや薬物依存のある妊婦
- ・ 経済的に困窮している妊婦
- ・ 妊娠届の未提出、母子健康手帳未交付、婦人健康診査未受診受又は受診回数の少ない妊婦

iii 要保護児童対策地域協議会（要対協）開催のタイミング

要保護児童対策地域協議会は以下の事項が確認できた段階で適宜実施する。

- ・ 複数の関係機関による支援が必要と思われる時（情報整理など同じ方向性で支援する必要がある時や対応に困難が生じている時）
- ・ 家族や児童の状況が大きく変化した時
- ・ 進学、就園で所属先が変わり引き継ぎと共に新たな支援体制を構築する時
- ・ 転居による所属機関の変更（転園、転校）の場合
- ・ 通告等の新規のケースで複数の機関による情報交換や支援体制の確立が必要な時
- ・ 児童養護施設等から退所して家庭に戻る時

- ・地域での見守り支援が必要な時

iv ケース会議の開催方法等

ケースに関わっている機関が、必要性を感じた時、要保護児童対策地域協議会の『調整機関（子ども子育て応援センター）』に会議の開催の依頼を行い、依頼を受けた調整機関は、日程調整及び関係機関への会議出席の依頼を行う。ケース会議の進行方法としては以下のような流れとなる。

- ・司会を調整機関で行い、必要に応じ自己紹介を行う。
- ・会議要請の機関の担当者が、ケースの概要を説明し、目的を確認する。事例紹介の際は、事例となったきっかけ、事例概要、これまでの経過、会議で検討してほしい事などを中心に約10分程度で簡潔に述べる。
- ・各関係機関で、子どもや家庭の状況を報告し情報共有や虐待の重症度、緊急度等のアセスメントを行い、在宅支援の具体的な方法、緊急時の対応等、支援計画を決定する。
- ・各関係機関の役割分担を確認し、ケースの進行管理をする主担当機関、情報の集約機関の確認を行い、その方法をどの時期までに行えるかについても併せて確認し、次回の会議の時期について検討する。（会議は、おおむね1時間～1時間半で終了する。）
- ・会議内容は必ず記録に残す。

また、児童福祉法第25条の5各号に定められた者は、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならず、同条に違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰

金に処される可能性がある（児童福祉法第61条の3）。

v 児童虐待防止における各関係機関の役割

(i) 佐世保市子ども子育て応援センター（子どもの総合相談窓口）

子ども子育て応援センターは、市町村における児童家庭相談業務を行っている。概ね18歳までの子どもや保護者・関係機関などの「子どもに関する総合窓口」を担っている。また、「要保護児童対策地域協議会」の事務局・調整機関としての役割も担っている。

同センターのスタッフとしては、①保健師、②心理相談員、③教育相談員、④家庭相談員、⑤母子父子生活支援員、⑥母子父子自立支援員が在籍している。

同センターの相談内としては、育児不安や子どもとの関わり方、子どもの発達、子どもの心・性格・行動に関すること、児童虐待に関する相談・通告等がある。

(ii) 佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）

児童相談所は、18歳未満の子どもや家庭に関するあらゆる問題について相談に応じる児童福祉行政の第一線機関であり、児童福祉司や児童心理司、児童指導員、小児・精神科医等がチームになって相談に応じている。特に、児童虐待の対応については、市とともに児童虐待の通告の受理機関であるとともに、より重篤なケースにも対応するために、立ち入り調査や一時保護、在宅指導や施設入所の措置等、法的対応を含めた専門的支援を行うことが可能である。

また、児童相談所では、では、次のような援助（措置・支援）を行っている。

- ・来所による児童福祉司の助言・指導、社会診断。児童心理司による心理診断や精神科医による医学診断、カウンセリングや心理療法、家族療法。
- ・児童福祉司や福祉事務所・児童委員の家庭訪問等による在宅指導。
- ・医療・療育等を要する場合の関係他機関への紹介・斡旋。
- ・一時保護による保護や治療・指導。
- ・児童福祉施設への入所や里親への委託。
- ・関係機関と連携し、地域での支援・見守り体制をコーディネート。

(iii) 民生委員・児童委員・主任児童委員

日頃から子育てに関する相談に応じつつ、地域の子育て支援活動への参加・協力を行いながら、子育て中の保護者へ地域活動への参加を呼びかけるとともに、関係機関と連携を図りながら保護者を支援することによって、虐待の発生を予防する。虐待を発見した場合は、児童相談所や子ども子育て応援センターへ速やかに通告し、早期発見に努める。

また、民生委員児童委員を兼務する主任児童委員は、児童相談所や子ども子育て応援センター、学校等の地域の児童福祉施設に関する機関等と連携を図り、区域担当の児童委員との連絡調整に努め活動をサポートする。

さらに、要保護児童対策地域協議会（佐世保市子ども安心ネットワーク協議会）の趣旨を理解し、個別ケース検討会議への参加等、他の関係機関と協力して「見守り」等その家庭の支援を行っていく。

(iv) 幼稚園・保育所・認定こども園・学校等（児童福祉施設・学

童保育等も含む)

子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団の中で、学び、遊び、生活する場である幼稚園・保育所・認定こども園・学校等は、虐待を発見しやすい場とも言える。保育士や教師など児童の福祉に職務上関係のある者は虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努める必要がある。実際に、虐待されている子どもは、自分から「虐待されている」と訴えてくることはほとんどないことから、外傷等明らかな場合を除けば、保育士や教師によって、子どもの雰囲気や様子から虐待が発見されることが多い。子どもと身近に接する機会が多い保育士等は、虐待等を受けた子どもや保護者へ寄り添い、継続した支援を行うことも期待される立場にある。

(v) 教育委員会

教育委員会は、幼児、児童、生徒の健全な成長を図るために、学校、幼稚園、および関係機関と連携し、必要に応じて学校、幼稚園への指導・助言を行っている。また、要保護児童や児童虐待に関する教職員に対する研修等も行っている。

(vi) 青少年教育センター

いじめや学校のことで悩んでいる児童生徒や、不登校や生活態度で悩んでいる保護者のために相談窓口を開設するとともに、社会的自立・学校復帰に向けた支援を行う学校適応指導教室(あすなろ教室)を開設している。

(vii) 医療機関

虐待を受けたと思われる子どもや特定妊婦と思われる妊婦を発見した場合は、速やかに児童相談所や子ども子育て応援センターに通告する体制を整備している。子どもの身体的状況、保護者

の言動等にも留意しつつ、児童虐待の早期発見に努める必要がある。

(viii) 子ども保健課

妊婦相談、乳幼児健康診査や育児相談等の母子保健事業において、虐待のサインの早期発見に努めるとともに、保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら、各関係機関と連携する。

虐待の早期発見のために、妊娠中や新生児期・乳幼児期の健診等の情報（未受診の情報）は、重要な情報となることから、産婦人科等関係機関との連携を密に行い常に支援できる体制をとっている。また、妊婦や保護者が精神面で援助を要する場合にも、障がい福祉課の保健師や精神科の医療機関等と連携して関与を行う。健診等を糸口に家庭訪問や面接、相談を行い、子どもの安全等状況確認を行うとともに保護者の子育ての大変さを受け止め、寄り添い、育児不安が虐待へ移行しないように早期に介入支援を行う。

(ix) 地域子育て支援センター

保育所や認定子ども園などに設置されており、地域の在宅の子育て家庭に対する相談指導や育児支援、情報提供、親子の交流の促進など住民に身近な子育て支援を行っている。保護者の孤立を防ぐことにより、虐待の発生予防に努める。

(x) 警察

家庭での子どもへの暴行・傷害・虐待事件として警察へ直接通報される場合の他、家出・徘徊・万引き等の補導や電話相談の背景に虐待がある場合も少なくないことから、保護・補導した子どもの安全が確保できない場合は、児童相談所と協議して、身柄付

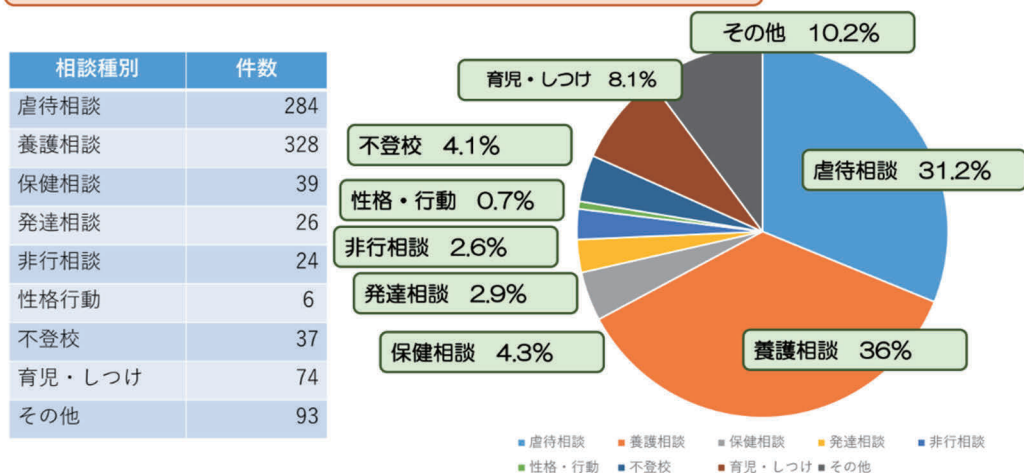
きの通告を行う。

同様に、児童相談所の調査で重大な犯罪の可能性があると判断した場合は、警察に通報や告発を行う場合がある。児童相談所による子どもの安全確認・立入調査・一時保護の際、警察官が援助する場合もある。

vi 子ども子育て応援センター新規相談件数内訳等

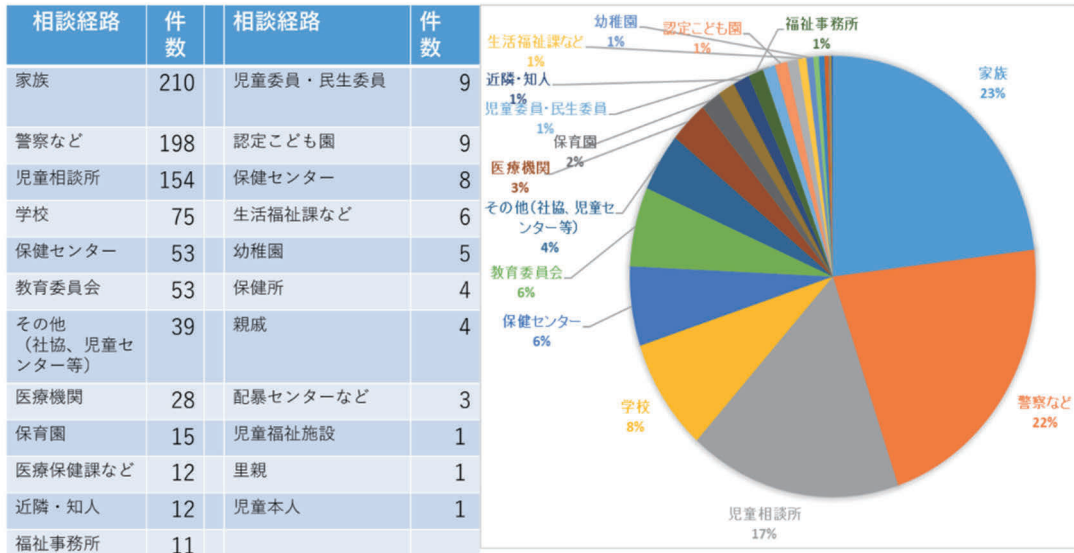
令和4年度子ども子育て応援センターにおける新規相談件数及び内訳は以下のとおりである。

子ども子育て応援センター新規相談件数（911件）内訳



また、令和4年度子ども子育て応援センターへの相談経路は以下のとおりである。

相談経路（全体及び虐待相談経路）

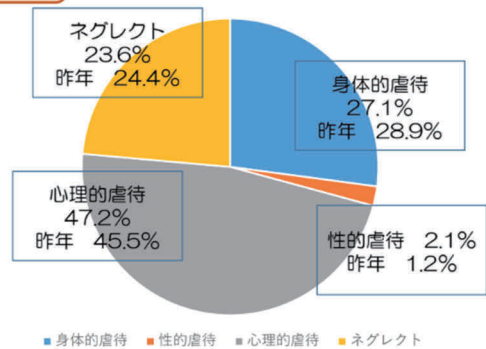
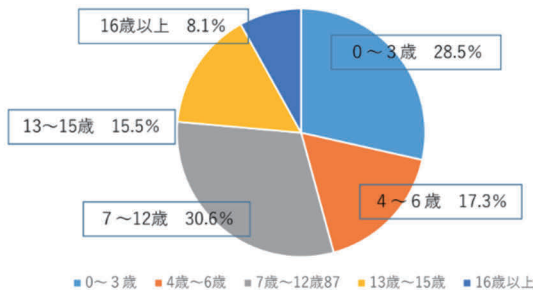


vii 新規虐待件数の内訳等

令和4年度の新規虐待相談の件数及び内訳は以下のとおりである。

令和4年度新規（284件）虐待相談の内訳

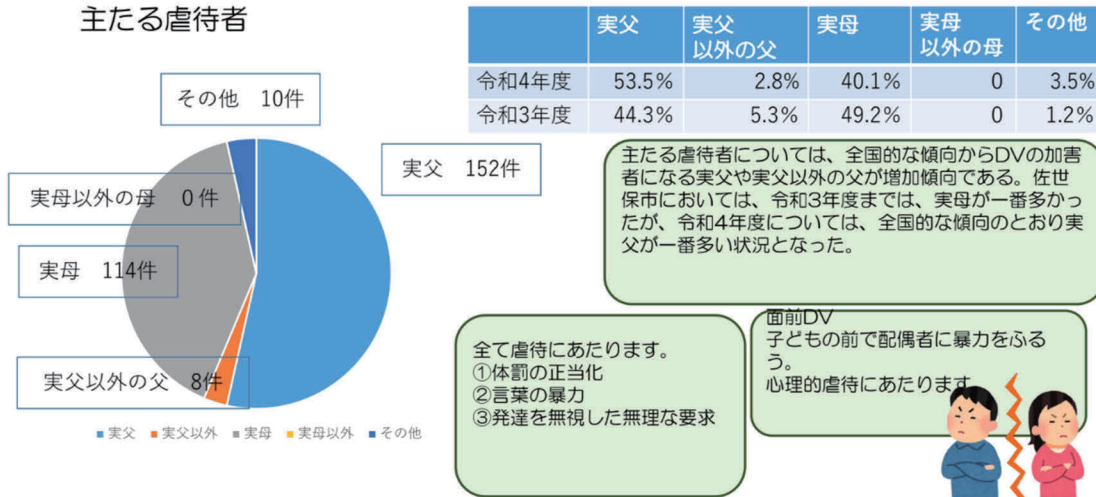
	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
0歳～3歳	17	0	49	15	81
4歳～6歳	12	0	22	15	49
7歳～12歳	23	4	36	24	87
13歳～15歳	19	2	14	9	44
16歳以上	6	0	13	4	23
	77	6	134	67	284



虐待の種類については、例年通り割合的には、心理的虐待が一番多くなっている。年齢別については、就学前の乳幼児が45.8%であり、重篤な虐待に繋がりがやすい年代であり、子ども保健課との連携が重要となっている。

令和4年度の新規虐待相談に対する対応の内訳は以下のとおりである。

令和4年度新規（284件）虐待相談対応の内訳



viii 全国・長崎県・佐世保市における経年的虐待相談件数推移
児童虐待に関する相談件数推移は以下のとおりである。

佐世保市における児童虐待対応件数

児童虐待に関する相談対応件数（新規）年次推移

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
全国	122,578	133,778	159,850	193,780	205,029	207,659	
長崎県	665	630	897	1,053	1,018	974	
長崎児相	365	346	552	627	693	619	
佐世保児相	300	284	345	426	325	355	
佐世保市	90	112	237	272	132	246	284
長崎県内市町	471	385	501	719	867	715	

佐世保市における虐待対応件数の推移

平成30年、31年と東京都目黒区、千葉県野田市と虐待の悲惨な死亡事案が影響しているところもあり、平成30年度から全国的にも児童虐待相談件数は増加している。令和2年度は、一概には言えないが、外出自粛が続き、相談の機会が減ったことが影響しているのではないかと考えられる。
※令和4年度は、佐世保市においては、過去最高の新規の相談件数であった。

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は以下のとおり

である。

児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、児童相談所設置自治体別）

	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和3年度	令和4年度 (速報値)	対前年度 増減件数	
北海道	4,020	3,644	▲ 376	▲ 9%
青森県	1,693	2,039	346	20%
岩手県	1,709	1,717	8	0%
宮城県	1,764	2,065	301	17%
秋田県	596	578	▲ 18	▲ 3%
山形県	570	567	▲ 3	▲ 1%
福島県	1,985	2,256	271	14%
茨城県	3,743	4,033	290	8%
栃木県	1,625	1,627	2	0%
群馬県	1,932	1,897	▲ 35	▲ 2%
埼玉県	14,370	15,512	1,142	8%
千葉県	9,593	8,747	▲ 846	▲ 9%
東京都 ^{※1,3}	26,047	20,705	▲ 5,342	▲ 21%
神奈川県	7,195	7,899	704	10%
新潟県	2,074	2,091	17	1%
富山県	894	1,044	150	17%
石川県	814	933	119	15%
福井県	1,018	922	▲ 96	▲ 9%
山梨県	1,462	1,451	▲ 11	▲ 1%
長野県	2,651	2,697	46	2%
岐阜県	2,390	2,664	294	12%
静岡県	2,222	2,054	▲ 168	▲ 8%
愛知県	6,588	6,493	▲ 95	▲ 1%
三重県	2,147	2,408	261	12%
滋賀県	2,264	2,187	▲ 77	▲ 3%
京都府	2,505	2,865	360	14%
大阪府	14,212	16,036	1,824	13%
兵庫県	5,567	5,702	135	2%
奈良県 ^{※4}	1,837	1,254	▲ 583	▲ 32%
和歌山県	1,792	2,066	274	15%

	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和3年度	令和4年度 (速報値)	対前年度 増減件数	
鳥取県	135	148	13	10%
島根県	378	332	▲ 46	▲ 12%
岡山県	669	796	127	19%
広島県	2,956	3,131	175	6%
山口県	662	688	26	4%
徳島県	910	1,039	129	14%
香川県	1,037	1,152	115	11%
愛媛県	1,406	1,737	331	24%
高知県	452	501	49	11%
福岡県	6,184	6,760	576	9%
佐賀県	987	1,085	98	10%
長崎県	974	1,084	110	11%
熊本県	1,027	1,339	312	30%
大分県	1,664	1,786	122	7%
宮崎県	1,843	2,019	176	10%
鹿児島県	2,114	2,423	309	15%
沖縄県	2,509	2,585	76	3%
札幌市	2,402	2,286	▲ 116	▲ 5%
仙台市	1,733	1,651	▲ 82	▲ 5%
さいたま市	3,236	3,365	129	4%
千葉市	2,277	2,472	195	9%
横浜市	7,659	9,103	1,444	19%
川崎市	3,965	4,095	130	3%
相模原市	1,976	1,896	▲ 80	▲ 4%
新潟市	1,431	1,570	139	10%
静岡市	672	782	110	16%

	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和3年度	令和4年度 (速報値)	対前年度 増減件数	
浜松市	823	872	49	6%
名古屋市	3,735	3,183	▲ 552	▲ 15%
京都市	2,170	2,257	87	4%
大阪市	6,136	6,319	183	3%
堺市	2,209	2,395	186	8%
神戸市	2,934	2,667	▲ 267	▲ 9%
岡山市	408	424	16	4%
広島市	1,951	2,323	372	19%
北九州市	2,363	2,515	152	6%
福岡市	2,685	3,057	372	14%
熊本市	1,325	1,425	100	8%
横須賀市	859	962	103	12%
金沢市	830	693	▲ 137	▲ 17%
明石市	695	602	▲ 93	▲ 13%
奈良市	—	385	—	—
港区	—	1,029	—	—
世田谷区	—	1,683	—	—
中野区	—	817	—	—
豊島区 ^{※5}	—	83	—	—
荒川区	—	481	—	—
板橋区 ^{※5}	—	998	—	—
江戸川区	—	2,002	—	—
合計	207,660	219,170	11,510	6%

※1 都道府県の件数には、指定都市・児童相談所設置市の件数を含まない。

※2 令和3年度の東京都の件数には、令和2年度に児童相談所を開設した世田谷区、荒川区、江戸川区及び令和3年度に開設した港区の件数を含む。

※3 令和4年度の東京都の件数は、児童相談所を開設した特別区の件数を除いたことから、対前年度比が大幅に減少している。

※4 令和4年度の奈良県の件数は、令和4年4月に児童相談所を開設した奈良市の件数を除いたことから、対前年度比が大幅に減少している。

※5 板橋区は令和4年7月、豊島区は令和5年2月に児童相談所開設

ix 要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議）実績

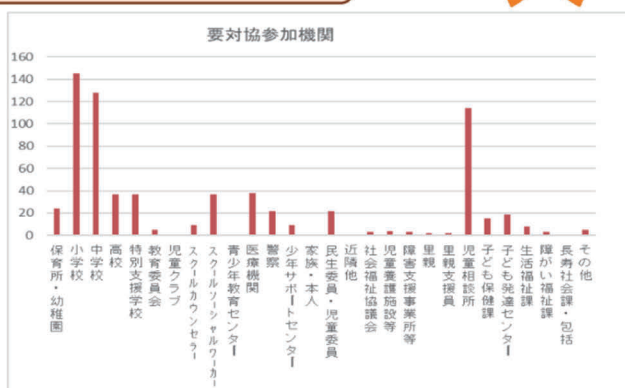
要保護児童対策地域協議会個別ケース会議の開催実績は以下のとおりである。

要保護児童対策地域協議会個別ケース会議実績



	開催回数	検討実ケース数	検討実世帯数
R1年度	139回	160人	126世帯
R2年度	131回	137人	125世帯
R3年度	111回	137人	116世帯
R4年度	101回	139人	111世帯

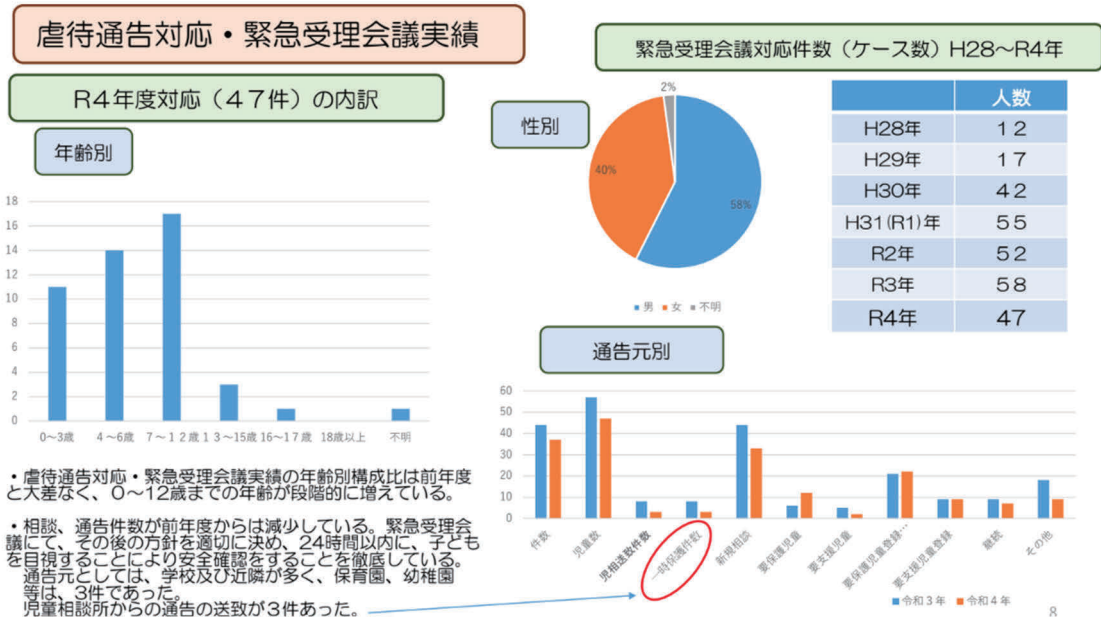
延べ139人 2回開催 6人



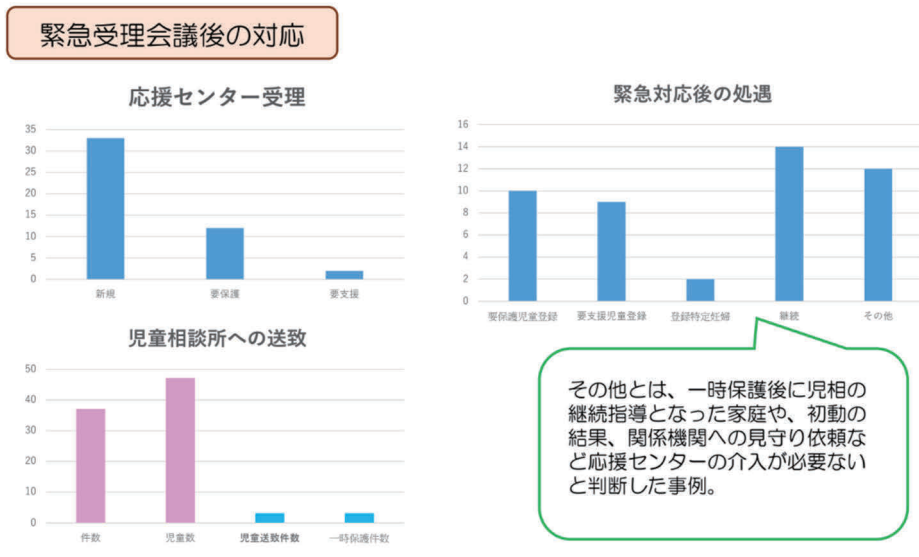
会議の開催件数としては、令和2年度と以降減少しているが令和3年度から、新規事業として支援対象児童等見守り強化事業の定期報告会がケースの情報および対応方針等の意見交換の場となるためその開催回数も併せれば概ね横ばいの開催回数となっている。

x 虐待通告対応状況（緊急受理会議実績）

令和4年度における虐待通告対応状況（緊急受理会議実績）は以下のとおりである。



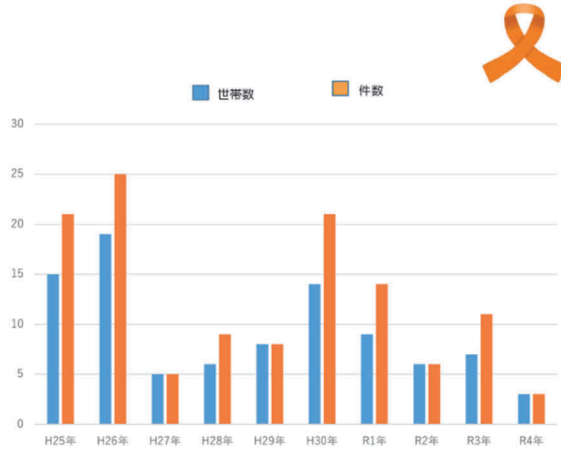
また、緊急受理会議後の対応状況は以下のとおりである。



児童相談所への送致件数等は以下のとおりである。

児童相談所への送致件数

	世帯数	件数 (人)
H25年	15	21
H26年	19	25
H27年	5	5
H28年	6	9
H29年	8	8
H30年	14	21
R1年	9	14
R2年	6	6
R3年	7	11
R4年	3	3



・児童相談所への送致件数は、3世帯3件と令和3年度より減少している。送致事例3件とも一時保護に至っているが一時保護解除となり2件は家庭復帰、1件は親族引き取りとなっている。

10

【評価】

佐世保市では、佐世保市児童虐待防止マニュアルを策定し、関係機関に児童虐待防止に係る情報の周知を行っているが、これは、児童虐待の未然防止に資する取り組みとして高く評価されるべきである。

こども基本法（2023（令和5）年4月施行）では、第3条3号及び同4号では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」（第3条3号）、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」（同条4号）が基本理念として掲げられており、児童虐待対応においても、同理念は反映されなければならない。

佐世保市における乳幼児・児童の一時保護に係る権限は長崎県立の児童相

談所が担っており、子どもの権利擁護の主体もまた長崎県であるが、子どもの意見表明権の確保については、「ままんちさせぼ」や「子ども子育て支援センター」を設置するとともに、今後、「こども家庭センター」の設置に向けて取り組みを行っていくとのことであるが、これは独自の取り組みとして高く評価されるべきである。

【意見】

改正児童福祉法においては、意見表明支援員の設置等に係る努力義務を都道府県等に課している。もっとも、ここでいう都道府県とは各都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市を指すことから、佐世保市はその対象外である。

しかし、児童福祉法改正に係る第208回国会閣法第49号附帯決議（衆議院）においても、「意見表明等支援事業が都道府県等の努力義務であるため、子どもの意見等が適切に反映されないおそれがあることから、導入した自治体と導入しなかった自治体を科学的に比較して効果測定を行い、適宜その仕組みを改良していくこと。また、次期児童福祉法改正時に都道府県等の体制が整備されるよう、義務化を含め必要な見直しを検討すること」とされているように、今後は、義務化も視野に検討が行われる予定であり、その対象が今後佐世保市のような中核市にも広がる可能性は十分に考えられることもさることながら、何より、意見表明支援員の設置は、子どもの意見表明権の擁立に極めて有益であると考えられることから、その設置を検討していただきたい。

なお、意見表明支援員の設置の際には、同付帯決議にも、「意見表明等支援員が児童相談所、都道府県その他の関係機関から独立した立場で子どもの自由な意見・意向の表明を支援することが可能となるよう、独立性及び守秘義務等の必要な措置を講ずること」、「意見表明等支援員には専門的な知識や技術が求められることから、科学的な評価がなされているプログラムにより育成することとし、十分な資質を持つ者を活用すること」とあるように、意見表明支援員の

独立性・専門性を確保できるような施策を実施していただきたい。

オ 支援対象児童等見守り強化事業

(ア) 概要

佐世保市では、子ども子育て官民連携事業（支援対象児童等見守り強化事業）の一環として、相対的貧困家庭に対する支援を行っている。同事業によって、ひとり親世帯等により支援を要する行政の関与を望まない家庭・子どもに対し、アプローチが可能となり、孤立無援の家庭・子どもに対するセーフティネットとしての役割を果たすことができる。また、不登校児・生徒と一緒に登校する等、学校や行政では手の届かない支援が可能となる。加えて、孤立無援の家庭と地域をつなぐことが可能となる。

(イ) 事業の内容

a 見守り対象

- ① 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童
- ② 子ども食堂が把握している地域社会から孤立しているひとり親家庭

b 見守りの方法

子ども食堂での食事の提供、学習支援及び居宅への訪問を通じて子どもの状況を把握し、子ども未来部に報告を行っている。

子ども食堂の運営については、「させぼ子ども食堂ネットワーク」に業務委託を行っている。

c 見守り状況の報告内容

対象児童名、対象児童の区分（未就学・小学生・中学生）、その他「佐世保市児童虐待防止マニュアル」に記載されている児童観察ポイントを参考にしつつ、気がかりな点を報告書に記載する。

(ウ) 実施状況

a 子ども食堂・食材提供等

ア) 子ども食堂・食材提供等

	実施内容	実施回数	利用者数(延べ)			気がかりな子ども(実人数)
			見守り子ども	保護者	その他地域の方	
令和3年度	子ども食堂	68	1,187	450		1
	弁当配布	63	2,081	761		18
	食材配布	24	271	129		8
	生活・学習支援	16	64	65		2
	計	171	3,603	1,405		29
令和4年度	子ども食堂	83	1,293	521	180	0
	弁当配布	26	1,001	638	582	3
	食材配布	11	254	177	162	0
	生活・学習支援	23	130	129	5	0
	計	143	2,678	1,465	929	3

b 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童及び保護者への支援

イ) 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童及び保護者への支援

	支援回数	支援対象世帯数		支援対象者数	
		当初～累計	最新	子ども	保護者
令和3年度	168回	19世帯	14世帯(R4年3月末)	40名	20名
令和4年度	242回	22世帯	14世帯(R5年3月末)	44名	19名

c 2022（令和4）年度子ども食堂利用者数等

No.	団体名	種別	内訳	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		13月		14月		合計											
				利用者数	利用回数のうち子ども食堂	利用者数	利用回数のうち子ども食堂	利用者数	利用回数のうち子ども食堂	利用者数	利用回数のうち子ども食堂	利用者数	利用回数のうち子ども食堂	利用者数	利用回数のうち子ども食堂	利用者数	利用回数のうち子ども食堂	利用者数	利用回数のうち子ども食堂	利用者数	利用回数のうち子ども食堂	利用者数	利用回数のうち子ども食堂	利用者数	利用回数のうち子ども食堂	利用者数	利用回数のうち子ども食堂	利用者数	利用回数のうち子ども食堂	利用者数	利用回数のうち子ども食堂						
1	もくもく食堂	子ども食堂	子ども人数	65	31	65	31	65	31	65	31	65	31	65	31	65	31	65	31	65	31	65	31	65	31	65	31	65	31	65	31						
			利用者数	3	35	3	24	4	43	3	32	2	13	3	15	2	35	3	45	3	23	2	45	2	39	2	30	2	30	2	30	2					
			利用者数(うち)	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			利用者数(うち)	30	30	40	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		中体部	子ども人数	1	15	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20				
			利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		中体部	子ども人数																																		
			利用者数																																		
		2	Thonage ba	中体部	子ども人数																																
					利用者数																																
3	木更土井あい心食堂 実行委員会	子ども食堂	子ども人数	5	6	11	16	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10					
			利用者数	1	5	2	6	2	10	3	16	2	12	3	12	2	13	3	10	1	9	2	11	2	15	2	12	2	12	2	12	2	12				
			利用者数(うち)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
			利用者数(うち)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中体部	子ども人数																																		
			利用者数																																		
		4	ツタツタくらぶ	子ども食堂	子ども人数																																
					利用者数																																
					利用者数(うち)																																
					利用者数(うち)																																
中体部	子ども人数																																				
	利用者数																																				
5	宝ハウス			子ども食堂	子ども人数	34	23	32	30	34	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48			
					利用者数	4	5	2	5	3	4	4	3	7	4	9	4	0	4	7	3	9	2	5	4	7	5	12	4	5	12	4	5	12	4	5	
					利用者数(うち)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
					利用者数(うち)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		中体部	子ども人数																																		
			利用者数																																		
		6	江崎みん生食堂	子ども食堂	子ども人数	20		20		20		20		20		20		20		20		20		20		20		20		20		20		20			
					利用者数	1	15		1	20		1	20		1	20		1	20		1	20		1	20		1	20		1	20		1	20		1	
					利用者数(うち)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
					利用者数(うち)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中体部	子ども人数																																				
	利用者数																																				
7	地域食堂 えんち			子ども食堂	子ども人数	43	68	45	41	15	43	44	58	66	52	58	66	52	58	66	52	58	66	52	58	66	52	58	66	52	58	66	52				
					利用者数	1	24	1	30	1	25	1	21	1	11	1	28	1	25	1	45	1	44	1	34	1	47	1	37	1	37	1	41	1	37		
					利用者数(うち)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
					利用者数(うち)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中体部	子ども人数																																		
			利用者数																																		
		8	ご観察デー	子ども食堂	子ども人数																																
					利用者数	1	15		1	11	1	10		1	7		1	7		1	7		1	7		1	7		1	7		1	7		1		
					利用者数(うち)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
					利用者数(うち)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中体部	子ども人数																																				
	利用者数																																				
合計	児童・青少年等			子ども人数	37	448	3	31	293	38	465	0	37	366	31	295	0	31	301	0	30	309	34	651	3	32	484	18	481	0	31	453	0	385	5,072		
				利用者数																																	

個人No.	年齢(最新) R4年度	世帯No. (業種)	保護者 (最新)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(支援回数)		
1		1	母									弁当及び 食糧配布 2回	弁当及び 食糧配布 2回	食糧配布 1回	食糧配布 2回			
2	高校生			食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 2回	食糧配布 2回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回						
3	中学生																	
世帯計				1	1	1	2	2	1	1	1	2	2	1	2	17		
4		2	父母									弁当及び 食糧配布 2回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回			
5	小学生			食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 3回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回						
6	乳幼児(未就園)																	
世帯計				1	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	15	
7		3																
8	小学生																	
9	小学生																	
10	乳幼児	4	父母	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 2回	食糧配布 2回	食糧配布 2回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	弁当及び 食糧配布 2回	弁当及び 食糧配布 2回	食糧配布 1回	食糧配布 2回			
11	乳幼児																	
世帯計				1	1	1	2	2	2	1	1	2	2	1	2	18		
12		5																
13	中学生																	
14	中学生																	
15	小学生			弁当及び 食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	弁当及び 食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回		
16	小学生																	
17	小学生																	
18	乳幼児																	
世帯計				2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
19	小学生	7	父母	弁当及び 食糧配布 2回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	R4.9月末で終了								
世帯計				2	1	1	1	1	1							7		
20		8																
21	小学生																	
22	小学生			食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 2回	食糧配布 3回	弁当及び 食糧配布 1回	食糧配布 1回	弁当及び 食糧配布 1回	食糧配布 1回	弁当及び 食糧配布 2回	弁当及び 食糧配布 2回	食糧配布 2回	食糧配布 2回			
23	小学生																	
世帯計				1	1	2	3	3	1	1	1	2	2	2	2	21		
24		10																
世帯計															0			
25				11	母	弁当及び 食糧配布 4回						※R4.4まで支援対象 今後は子ども食堂で見守っていく。						
26																		
27																		
28																		
世帯計				4												4		
29	高校生	12	母	弁当及び 食糧配布 2回	弁当配布 1回	弁当配布 1回	弁当配布 1回	弁当配布 1回	弁当配布 1回	弁当配布 1回	弁当配布 1回	弁当配布 1回	食糧配布 3回	弁当配布 1回	食糧配布 1回			
30	小学生			食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回	食糧配布 1回					
31	小学生																	
世帯計				2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	1	1	23		

d 見守りの成果等

(a) 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童と保護者について

- ① 個別の悩みや相談に応じることで、今一番何に困っていて、何が
必要か知ることができ、また、話を聞くことで、信頼関係を築くこと
ができる。
- ② 行政サイドが訪問をしても、玄関先や外での対話しかできなかった
家庭でも、何度か訪問を重ねることで、家の中に快く招きいれられ

るようになり、今まで知ることができなかった家庭の中の様子が、少しずつわかるようになった。

- ③ 家にひきこもりがちな子どもには、子ども食堂へ来るように促したり、また不登校の子に対しては、一緒に付き添って学校へ行き、久しぶりに登校することができた。
- ④ 家庭訪問へ行き、お年頃の女の子がいるご家庭には生理用品や顔のパックなど届けて喜ばれている。（『生理の貧困』といわれるが、生理用品は貧困世帯にとっては優先順位が低く、それよりも食料品の方が必要で、あるに越したことはないといった感覚のようである。また、本当に必要な場合でも、なかなか声に出して必要だと言えるものでもない。なので、訪問した家庭に女の子がいれば、意をくんで食料と一緒に届けるように心がけている。とのことであった。）
- ⑤ 月1回の訪問により、お互いの信頼関係を徐々に高めていくことができ、行政では到底手の届かないきめ細やかな支援や援助ができていく。

(b) 子ども食堂が把握している地域社会から孤立しているひとり親家庭などについて

- ① 子ども食堂ネットワークからの報告により、それぞれの地域で普段から活動している各子ども食堂で、気になっている子どもたちの様子を聞くことができた。
- ② 報告があったうちのあるケースは、障がい福祉課が既に関わっているケースではあったが、障がい福祉サービスにまでつながってはいなかったため、再度応援センターから障がい福祉課へつなげた。
- ③ 子ども食堂に来た母親について、本人も難聴で、子ども2人も難聴。現在3人目の出産を控えているが、行政の介入をよく思っていない様

子。子ども食堂へ来たときに、育児や出産の相談についてできる限りの支援をしている。

【評価】

2022（令和4）年国民生活基礎調査の概況（厚生労働省）によると、子どもの相対的貧困率は近年減少傾向にあり、2018年から2021年にかけて2.5%改善しているとのことである。もっとも、2018年から国民生活基礎調査における可処分所得の計算方法が新基準に切り替わっていること、また、ひとり親世帯の貧困率については未だに44.5%と高い水準を維持していることからすると、我が国における相対的貧困問題が改善傾向にあると評価することはできない。

佐世保市におけるひとり親世帯の貧困率のデータは存在しないが、その比率は決して低いものではないと推測される。そのような中で、子ども食堂等の実施に対する支援事業を通じて、子どもの相対的貧困の改善に取り組んでいる点は高く評価されるべきである。

【意見】

子ども食堂ネットワークの活動実績を見るに、継続して活動実績を積み重ねている事業者が存在する一方で、活動実績が乏しい事業者も存在する。その理由としては、地域差、組織構成、開催回数等によってさまざまであると推測され、単純な比較ができるものではないものの、佐世保市におけるひとり親世帯の総数からすると、潜在的なニーズを十分に汲み取れていない可能性が高い。また、月に1回程度のみ子ども食堂を開催している事業者もあり、そもそも受け皿としての絶対数が不足しているのではないかという懸念もある。

子ども食堂の広報方法についても、させぼ子ども食堂ネットワークがパンフレットを作成し広報活動を行っている様子は伺われるものの、その他に特段の

広報活動を行っていないというのであれば、相対的貧困に陥っている子どもや保護者に対して十分な周知がなされているものとは評価し難い。佐世保市とさせぼ子ども食堂ネットワークとは業務委託関係にあることから難しい側面があることも理解できるが、佐世保市としてもひとり親世帯に対して上記パンフレットを配布する等の積極的な広報活動を行うことや、させぼ子ども食堂ネットワークによる広報活動に対する経済的な支援を行うことなどを検討のうえ、これまで以上に、支援を必要とする相対的貧困世帯に対する周知を行っていただきたい。

(6) ひとり親家庭等の自立促進

佐世保市では、ひとり親家庭等の自立促進のための各種施策を実施している。

ア 生活支援

(ア) 保育所への優先入所

佐世保市では、保育を必要とする事由に応じて点数を付与し、その点数が高い者を優先的に入所させるという制度を採用している

ひとり親世帯であるという事実は26点の加算事由となっている。

【評価・意見】

上記のとおり、ひとり親世帯であることによって26点の加算となるが、これは、他の加算事由、一例として、「主として生計を維持する者の失業（求職活動中）により、就労の必要性が高い場合」の加算点数が6点であることからすると、保育所入所の可能性が格段に高くなるといえる。これは、ひとり親世帯の自立促進のための施策としては効果的なものと評価できる。

しかしながら、保育所入所の必要性がある世帯はひとり親世帯に限られないのであるから、加算の点数について見直しの要否を検討するとともに、

仮に維持するとしても、上記のように、ひとり親世帯を優遇している点については十分に説明がなされるべきである。

(イ) 病児保育

佐世保市では、児童が発熱等急な病気になった場合、小児科に併設された専用スペースにおいて、保育士等が一時的に保育する事業を実施している（法的根拠は児童福祉法第6条の3第13項）。

a 概要

小学6年生までの児童が、当面症状の急変は認められないが、病期中又は病気の回復期にあり、保護者が就労等の理由のため自宅で保育することが困難な場合に一時的に保育を行うものである。

国の基準では病院や診療所、保育所等に付設された専用スペースにおいて、市町村が適当であると認めた場合に実施できるとされている。佐世保市においては、発熱等の様々な病気の子どもに対し、安全で適切な処遇を確保するためには、医師の配置及び医療機関との協力体制などを常時確保できることが望ましいと判断しており、現在、小児科に病児保育室を併設する形で事業を実施している。

また、前日までの予約が必要であり、当日キャンセルが出れば、当日でも利用可能である。

【意見】

利用には前日までの予約が必要としているが、子どもが当日の朝に発熱している場合も多々あるし、当日利用したい場合はキャンセルの有無を小児科に電話で問い合わせなければならないというのは、保護者にとって見通しが立たず使い勝手が悪いと考えられる。空き状況の照会や、予約・キャンセルについてICT化を進めるべきである。

b 対象疾患

対象となる疾患は以下の通りである。

- ①感冒、消化不良症（多症候性下痢）等、乳幼児が日常罹患する疾病
- ②麻疹、水痘、風しん等の感染症疾患
- ③喘息等の慢性疾患
- ④熱傷等の外傷性疾患

c 開所時間

開所時間は午前8時30分から午後6時00分までとなっている。

d 休日

日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他休診日は休日となっている。

e 利用料

1日あたり2,000円（兄弟同時利用の2人目以降の児童又は連続4日目以上利用の1子目は1,000円 別途連絡票料500円）となっているが、市内居住者は利用者の所得及びその他により減額制度がある。

（例）

- ① 生活保護世帯、非課税世帯

2000円減額

- ② 兄弟同時利用の2子目以降の児童又は連続4日目以上利用の1子目

1000円減額

f 対象施設

病児保育を行っている施設は以下の通りである。

施設名	住所	開設年月	利用定員
いけだ小児科病児保育室	万徳町 8-15	平成 26 年 4 月	8 人
かんべ小児科病児保育室	木宮町 4-8	平成 12 年 10 月	6 人
病児保育ひよこハウス (くすもと小児科)	稲荷町 20-10	平成 17 年 4 月	5 人
さいくさ小児科病児保育室	権常寺一丁目 10-8	平成 12 年 10 月	4 人
病児保育室 Teddy's (やまさきこどもクリニック)	吉岡町 1747-5	令和 2 年 5 月	9 人

※受入可能人数については、当日の病児の病状、職員数により変動する可能性がある。
※保育所等の利用児童以外であっても、保護者の就労等の理由により自宅での保育が困難な場合は、保育室の当日の空き状況、職員の配置状況等により受け入れている。

g 設置基準・職員配置基準

(a) 実施施設の基準

実施施設の基準は以下の通り定められている。

- ① 4人以上の児童を受け入れるための機能を備えた施設
- ② 保育室、観察室、調乳室など専用または兼用施設を備えた施設
- ③ 医師の配置及び医療機関との協力体制等を常時確保している施設

(b) 職員配置基準

職員配置の基準は以下の通り定められており、看護師等及び保育士とともに配置することが必要である。

① 看護師等：利用者＝1人：おおむね10人

② 保育士：利用者＝1人：おおむね3人

h 病児保育事業利用状況

2022年（令和4年）度の病児保育事業の利用状況は以下の通りである。

令和4年度病児保育事業利用状況

(1) 令和4年度病児保育室登録人数(市外利用者含む)

[単位：人、%]

登録者数	利用実人数	利用割合	利用延人数
688	401	58.3%	1,149

[内訳]

[単位：人]

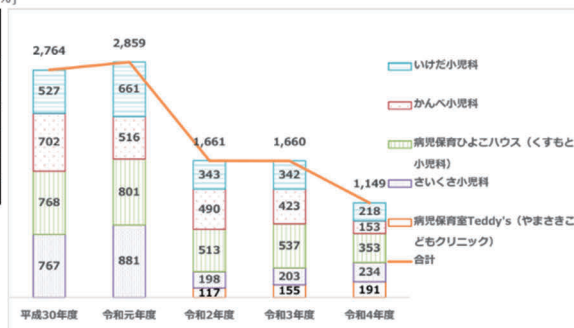
いけだ小児科病児保育室（万徳）			かんべ小児科病児保育室（木霊）			病児保育ひよこハウス（稲荷）			さいくさ小児科（権常寺）			病児保育室Teddy's（吉岡）			
登録者		利用者		登録者		利用者		登録者		利用者		登録者		利用者	
人数	実人数	延人数	人数	実人数	延人数	人数	実人数	延人数	人数	実人数	延人数	人数	実人数	延人数	
135	90	218	125	64	153	203	112	353	145	74	234	80	61	191	

(2) 病児保育室年度別利用状況（延べ人数）の推移

[単位：人、%]

	いけだ小児科	かんべ小児科	ひよこハウス	さいくさ小児科	Teddy's	合計
平成30年度	527	702	768	767	—	2,764
令和元年度	516	801	881	661	—	2,859
令和2年度	343	490	513	198	117	1,661
令和3年度	342	423	537	203	155	1,660
令和4年度	218	153	353	234	191	1,149
R3→R4増減	△124	△270	△184	31	36	△511

※R2.5.7付で病児保育室Teddy's事業開始。



i 病児保育利用に関する市民向けアンケート結果

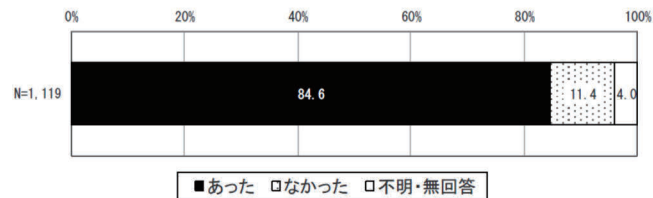
以下は、2018（平成30）年に市が実施した市民向けのアンケートの内、子どもが病気の際の対応についての問いと回答のデータを抜粋したものである。

6. お子さんの病気の際の対応について

幼稚園や保育所など「平日の定期的な教育・保育事業を利用している方」（問11で「1. 利用している」を選択した方）にうかがいます。

問20【この1年間に、お子さんが病気やケガで幼稚園・保育所等を休んだことはありませんか。】

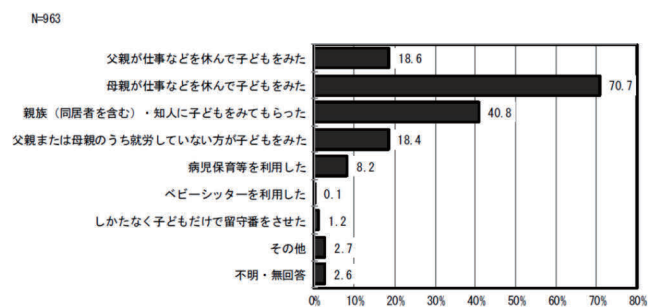
「あった」が84.6%で突出しています。



問20で「1. あった」を選択した方にうかがいます。

問20-1【この1年間に、お子さんが病気やケガで幼稚園、保育所等を休んだとき、どうされましたか。この1年間での対処方法をお答えください。】

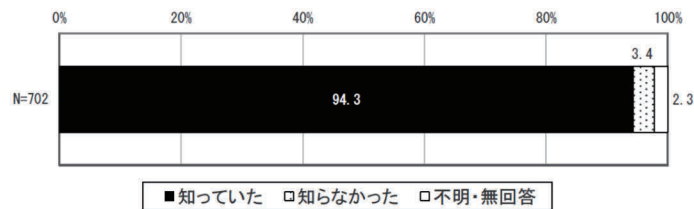
「母親が仕事などを休んで子どもをみた」が70.7%で突出しています。



問20-1で「1. 父親が仕事などを休んで子どもをみた」または「2. 母親が仕事などを休んで子どもをみた」を選択した方にうかがいます。

問20-2【病児保育等の存在を知っていましたか。(1つに○)】

「知っていた」が94.3%で突出しています。



(佐世保市子ども・子育て支援に関するアンケート結果報告書より抜粋)

【意見】

子どもが病気やけがで保育所等を休んだとき、母親が仕事を休んで子どもをみたが70.7%、父親が仕事を休んで子どもをみたが18.6%、いっぽう病児保育等を利用したは8.2%にとどまっている。さらに、仕事を休んだ父母の内、病児保育の存在を知っていたと回答した人は94.3%に上る。つまり、ほとんどの人が病児保育の存在を知っていたが使わずにあえて仕事を休んだということであり、病児保育の利用には消極的であることがうかがえる。その理由としては、他の病児とともにすごすことで新たな感染症等にかかるおそれがある、病気の子どもの慣れていない場所に預けることに抵抗があるといった理由が考えられる。

保育所等を利用して子どもの病気のため仕事を休んだ親は84.6%にものぼっているところ、仕事を急に休まなければならないことが、乳幼児を育てる親が仕事をする上で、もしくは就職活動をする上で大きな障壁になっていることは周知の事実である。病児の急変にも対応できるように小児科併設型の病児保育事業を行っているとのことであるが、保護者の多数がこれを利用せず仕事を休んでいるという状況は改善されるべきである。

たとえば、現在佐世保市のファミリーサポートでの病児の預けは不可である

が、国によりファミサポでも病児を預けられる強化事業が行われている。この事業の内容や結果等を参考にされ、佐世保市においても訪問型病児保育事業の実施を検討されたい。一方、国としては働き方改革により子の看護休暇の取得を進めており、子どもが病気の場合は、可能な限り当該休暇を取得できることが理想であるから、子どもが病気の時に親が家で子どもをみつつリモートワークが可能となるように、広報を通して企業に働きかけを行うことも検討されたい。

(ウ) 子育て短期支援事業

佐世保市では、保護者が疾病、疲労その他の身体上、もしくは精神上または環境上の理由により、児童を養育することが困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に利用できるよう支援事業を行っている。

a 事業概要

(a) 事業の目的

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、一時的に養育困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、保護・養育するもの。

(b) 利用要件

- ① 疾病
- ② 育児疲れ、慢性疾患時の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的理由
- ③ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ④ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ⑤ 仕事等で保護者が夜間又は休日不在になる場合

(c) 事業の種類

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を対象に、宿泊を伴うもので、施設で一時的に保護・養育を行う（原則7日以内で、佐世保市長がやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することができる）。

② 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者の仕事等が夜間又は休日となる家庭の児童を対象に、宿泊を伴わず、施設において生活指導や、食事の提供を行う（令和元年度から休日預かりを開始している）。

(d) 事業の実施方法

- ① 利用希望者は市へ申請し、市が決定を行う。
- ② 事業者は市から委託を受け、市が決定を行う。
- ③ 事業者は保護・養育終了時に市へ実績報告を行い、委託料及び負担金について、それぞれ市及び保護者へ請求する（基準額は下記図参照）。
- ④ 事業者が児童を学校等へ送迎した場合、1日あたり1860円の委託料を支払う。

(e) 基準額

子育て短期支援事業基準額は以下のとおりである。

■子育て短期支援事業基準額表(日額) (単位:円)

区分	ショートステイ事業			トワイライトステイ事業		
		佐世保市負担額	保護者負担額		佐世保市負担額	保護者負担額
生活保護等世帯	2歳未満児	10,700	0	夜間養護	1,500	0
	2歳以上児	5,500	0	休日預かり	2,700	0
非課税世帯	2歳未満児	9,600	1,100	夜間養護	1,200	300
	2歳以上児	4,500	1,000	休日預かり	2,350	350
一般世帯	2歳未満児	5,350	5,350	夜間養護	750	750
	2歳以上児	2,750	2,750	休日預かり	1,350	1,350

※父子家庭、母子家庭及び養育者家庭については、市民税非課税世帯の区分に準ずるものとし、父子家庭、母子家庭及び養育者家庭であって、市民税非課税世帯である場合は、生活保護等世帯の区分に準ずるものとする。

(f) 事業実績

子育て短期支援事業の過去5年間の事業実績は以下のとおりである。

子育て短期支援事業実績※（ ）内は延べ人数

単位：人

区分	ショートステイ事業						トワイライトステイ事業				
	対象者	H30	R1	R2	R3	R4		R1	R2	R3	R4
生活保護等世帯	2歳未満時児	3 (15)	1 (7)	0	0	1 (6)	夜間	1 (1)	0	0	0
	2歳以上児	6 (22)	17 (66)	10 (70)	5 (25)	11 (39)	休日	7 (17)	0	0	0
非課税世帯	2歳未満時児	1 (3)	0	0	0	0	夜間	0	0	0	1 (1)
	2歳以上児	3 (11)	4 (15)	4 (19)	11 (32)	16 (37)	休日	0	1 (2)	0	2 (2)
一般世帯	2歳未満時児	0	0	0	0	0	夜間	1 (1)	1 (2)	0	0
	2歳以上児	3 (15)	2 (6)	0	0	7 (23)	休日	0	0	0	1 (1)
合計	2歳未満時児	4 (18)	1 (7)	0	0	1 (6)	夜間	2 (2)	1 (2)	0	1 (1)
	2歳以上児	12 (48)	23 (87)	14 (89)	16 (57)	34 (99)	休日	7 (17)	1 (2)	0	3 (3)

【意見】

子育て短期支援事業の過去5年間の利用実績によると、ショートステイ事業の「令和2年度生活保護等世帯2歳児以上」において顕著であるが、例年、利用者数と延べ人数に相当程度の乖離があり、一部の利用者が複数回に渡って支援事業を利用しているため、実際の利用者は少数に留まる事が伺える。また、トワイライトステイ事業についても、令和3年度は全世帯を通じて利用者数が0人であるなど、利用者が例年ごく少数に留まっていることが伺える。

その理由としては、制度の周知不足、利用に至るまでの手続きの煩雑さ、他の類似サービスの存在など種々想定されるものの、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の内容は、宿泊を伴う預かりの実施など、ファミリーサポートセンター等他の類似サービスには無い特色を備えていることから、潜在的ニーズは決して低く無いものと考えられる。佐世保市としても、子育て短期支援事業の利用者数が低い水準に留まっている理由を分析したうえで、子育て支援を必要とする世帯が同事業を活用できるよう取り組んでいただきたい。

(エ) 経済的支援

a 児童扶養手当

後述のとおり。

b 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(a) 概要

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的とした、修学資金などの貸付制度である。

(b) 貸付対象

- ① 佐世保市内に居住していること
- ② 児童扶養手当を受給しているか、同程度の経済状況であること
- ③ 原則として、税や過去に貸し付けた福祉資金の滞納がないこと
- ④ 返済の意思及び能力があると認められること
- ⑤ 連帯保証人
 - ・原則として同一生計に属せず佐世保市内在住の人で、保証意思のある人
 - ・貸付時に60歳以下で、償還終了時に70歳までの人
 - ・原則として、税や過去に貸し付けた福祉資金の滞納がない人

(c) 償還

償還開始前に、償還開始のお知らせが送付される。借受人が滞納された場合には、連帯借受人及び連帯保証人に対しても請求が行われる。

貸付金一覧は以下の通りである。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

資金種類	資金利用者	内 容	貸付限度額(円)	償還期限	貸付期間	利率	返済の 実施	
事業開始	母・父・寡婦 母子・父子福祉団体	事業(例えば洋服・軽自動車など)を開始するために必要な設備、機械などの購入資金	3,280,000円	7年	貸付後 1年	0%	有	
			4,880,000円		1.0%	無		
			1,630,000円		7年	貸付後 6ヶ月	0%	有
事業継続	母・父・寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備、商品などを購入する運転資金	1,630,000円	7年	貸付後 6ヶ月	0%	有	
			1,630,000円		1.0%	無		
			1,630,000円		7年	貸付後 6ヶ月	0%	有
修学	児童・子	高校、大学、大学院、高等専門学校または専修学校に就学するための授業料、教科書、通学費などに必要な資金 大学等(指定)の場合は、課外活動費、自宅外通学にかかる経費、保健衛生費も対象	別表1のとおり	20年 専修学校(一般課程) 5年	修学終了後 6ヶ月	0%	×	
			別表2のとおり		就学(大学、高校等) 20年 専修学校 5年	修学終了後 6ヶ月	0%	×
技能習得	母・父・寡婦	事業を開始し、または就業するために必要な知識技能を習得するための授業料、通学費などの資金 (自動車免許取得 480,000円)	月額 88,000円 (特別一括 818,000円) (自動車免許取得 480,000円)	20年	1年間	0%	有	
			月額 88,000円 (自動車免許取得 480,000円)		1年間	1.0%	無	
就業	児童・子	事業を開始し、または就業するために必要な知識技能を習得するための必要な資金 (自動車免許取得は最終学年のみ対象)	月額 88,000円 (自動車免許取得 480,000円)	20年	1年間	0%	×	
			105,000円 (特別 うち自動車購入分 225,000円)		6年	1年間	0%	×
就職支援	母・父・寡婦 児童	就職するために必要な知識技能を習得するための必要な資金	月額 340,000円 (特別 480,000円)	5年	1年間	0%	有	
			月額 340,000円 (特別 480,000円)		6ヶ月	1.0%	無	
医療介護	母・父・寡婦 児童(介護給)	短期(期間が1年以内)の医療または介護を受けるために必要な資金	医療 340,000円 (特別 480,000円)	5年	医療期間 満了後 6ヶ月	0%	有	
			介護 600,000円		6ヶ月	1.0%	無	
生活	母・父・寡婦	短期(期間が1年以内)の医療や介護を受けている期間、失業して1年以内の期間の生活を維持するための資金 母・父が生計中心者でない場合は 配偶者がいない女子・男子となつて7年未満の者が生活を安定させるための資金(生活安定期間) ※1	月額 108,000円 (特別一括 324,000円)	医療5年 終了後 6ヶ月 失業5年	1年間	0%	有	
			月額 70,000円 (特別一括 210,000円)		6ヶ月	1.0%	無	
			月額 141,000円 (特別一括 423,000円)		安定5年	貸付後 6ヶ月	0%	有
			月額 141,000円 (特別一括 423,000円)		安定5年	貸付後 6ヶ月	1.0%	無
住宅	母・父・寡婦	居住し、かつ所有している住宅の修繕、または購入するための資金	児童扶養手当の額(全額支給の額) 1,600,000円 (災害 2,000,000円)	10年	10年	0%	有	
			1,600,000円 (災害 2,000,000円)		6年	貸付後 6ヶ月	1.0%	無
転宅	母・父・寡婦	転居のため、住宅の賃貸借契約により必要な敷金、前賃及び保証料などの転居に必要な資金	280,000円	3年	貸付後 6ヶ月	0%	有	
			280,000円		6ヶ月	1.0%	無	
結婚	母・父・寡婦	扶養している子どもとの婚姻に際し必要な資金	310,000円	5年	貸付後 6ヶ月	0%	有	
						1.0%	無	

※返済の有無の欄について、連帯保証人の有無に限らない場合は「×」とする。
※1 生活安定貸付期間中の貸付金額の合計額の上限については2,592,000円
※2 大学、短大、専修学校(専門課程)、高等専門学校(4.5年次)

(令和5年4月1日)

別表1(修学資金の貸付限度額)

学 校 区 分	限度額は1学年の場合		
	貸付月額		
	自宅通学	自宅外通学	
高校・専修学校(高等課程)	国公立	27,000円	34,000円
	私立	46,000円	62,000円
高等専門学校	国公立	31,000円	33,750円
	私立	48,000円	62,000円
専修学校(専門課程)	国公立	67,000円	78,000円
	私立	86,000円	128,000円
短大	国公立	67,000円	86,000円
	私立	83,000円	131,000円
大学	国公立	71,000円	108,000円
	私立	108,000円	146,000円
大学院	修士課程	132,000円	181,000円
	博士課程	185,000円	260,000円
専修学校(一般課程)		82,000円	

※ただし、修学資金の貸付けにより修学する者が、高等教育の修学支援制度による授業料減免及び給付型奨学金の実施を受けるときは、これらに相当する額を上記の額から控除した額を限度とする。

別表2(就学支援資金の貸付限度額)

学 校 区 分	1回の貸付額	
	自宅通学	自宅外通学
小学校(非課税者)	81,000円	
中学校(非課税者)	150,000円	
修業施設(中学校卒業)	150,000円	160,000円
修業施設(高校卒業)	272,000円	282,000円
専修学校(一般課程)	150,000円	160,000円
高校・専修学校(高等課程)	国公立	150,000円
	私立	410,000円
大学・短大・高等専門学校	国公立	410,000円
	私立	580,000円
専修学校(専門課程)	国公立	580,000円
	私立	880,000円
大学院	私立	880,000円

※ただし、就学支援資金の貸付けにより入学する者が、高等教育の修学支援制度による入学料の減免を受けるときは、これに相当する額を上記の額から控除した額を限度とする。

『高等教育の修学支援制度』：大学等における修学の支援に関する法律に基づくもの
『給付型奨学金』：独立行政法人日本学生支援機構法に規定する学生奨学金

佐世保市における貸付実績は以下の通りである。

母子父子寡婦福祉資金貸付事業 貸付実績										(単位:円)									
区分	令和2年度貸付状況			令和3年度貸付状況			令和4年度貸付状況												
	新規分	継続分	合計	新規分	継続分	合計	新規分	継続分	合計	新規分	継続分	合計							
資金種別	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額							
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
個人分				0	0			0	0			0	0						
団体分				0	0			0	0			0	0						
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
個人分				0	0			0	0			0	0						
団体分				0	0			0	0			0	0						
修学資金	25	7,346,137	21	7,438,566	46	14,784,703	6	3,824,642	36	10,801,148	42	14,625,790	4	1,794,990	27	8,608,076	31	10,403,066	
高校分	16	3,080,655	13	4,181,916	29	7,262,571	1	340,980	22	6,101,090	23	6,442,070	2	751,992	15	4,401,360	17	5,153,352	
専修分				0	0						0	0	2	1,042,998	5	1,334,628	7	2,377,626	
高専・大学分	9	4,265,482	8	3,256,650	17	7,522,132	5	3,483,662	14	4,700,058	19	8,183,720			7	2,872,088	7	2,872,088	
大学院分				0	0						0	0					0	0	
技能習得資金	7	3,729,440	0	0	7	3,729,440	1	703,000	0	0	1	703,000	1	565,000	0	0	1	565,000	
一般分	1	276,000			1	276,000						0	0					0	0
一括分	6	3,453,440			6	3,453,440	1	703,000			1	703,000	1	565,000			1	565,000	
特別分				0	0						0	0						0	0
修業資金	0	0	4	2,340,792	4	2,340,792	0	0	0	0	0	0	1	816,000	0	0	1	816,000	
一般分			4	2,340,792	4	2,340,792						0	0	1	816,000			1	816,000
特別分				0	0						0	0						0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般分				0	0						0	0						0	0
特別分				0	0						0	0						0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
医療分・一般分				0	0						0	0						0	0
医療分・特別分				0	0						0	0						0	0
介護分				0	0						0	0						0	0
生活資金	2	1,560,000	0	0	2	1,560,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般分				0	0						0	0						0	0
技能分	2	1,560,000			2	1,560,000					0	0						0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般分				0	0						0	0						0	0
特別分				0	0						0	0						0	0
転宅資金	1	228,493	0	0	1	228,493	1	184,600	0	0	1	184,600	0	0	0	0	0	0	
就学支度資金	16	4,124,123	0	0	16	4,124,123	8	2,795,034	0	0	8	2,795,034	3	323,880	0	0	3	323,880	
小・中学校分				0	0						0	0						0	0
公立高校分	3	357,877			3	357,877					0	0	1	123,880			1	123,880	
私立高校分	6	1,490,756			6	1,490,756	2	514,544			2	514,544					0	0	
専修分				0	0						0	0	2	200,000			2	200,000	
高専分				0	0						0	0					0	0	
国公立大学分	1	348,500			1	348,500					0	0					0	0	
私立大学分	6	1,926,990			6	1,926,990	5	2,065,890			5	2,065,890					0	0	
国公立大学院分				0	0						0	0					0	0	
私立大学院分				0	0						0	0					0	0	
修業施設分				0	0	1	214,600			1	214,600						0	0	
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	51	16,988,193	25	9,779,358	76	26,767,551	16	7,507,276	36	10,801,148	52	18,308,424	9	3,499,870	27	8,608,076	36	12,107,946	

【意見】

母子父子寡婦福祉資金貸付を受けるためには連帯保証人が必要となっている。税金を原資とする貸し付けであり、回収可能性を高めるためにも連帯保証人を求めること自体は適切であると考えられるが、連帯保証人を佐世保市内在住の者に限る必要性はないので、条件から除外すべきである。

【意見】

連帯保証人の条件として貸付時に60歳以下で、償還終了時に70歳までの人である必要とされている。しかしながら、平均寿命の長さや高齢者の就労が増えている昨今の状況からすると、貸付時・償還終了時の年齢上限が厳格に過ぎることから、年齢の上限の引き上げを検討すべきである。

(オ) 福祉医療費

病院や薬局にかかった際に支払った医療費の一部を助成する制度（福祉医療費制度）のうち、ひとり親世帯に対する2022（令和4）年度支給実績は以下のとおりである。

		令和2年度予算		令和2年度決算		令和3年度予算		令和3年度決算		令和4年度予算		令和4年度決算	
		件数	支給額	①件数	②支給額	①件数	②支給額	①件数	②支給額	①件数	②支給額	①件数	②支給額
母	入院	118	4,591,026	146	5,152,657	116	3,996,487	104	3,447,111	109	4,016,293	129	4,566,490
	通院	19,196	41,235,783	18,296	40,769,071	19,389	42,342,967	19,092	41,695,410	24,751	52,845,702	22,125	48,533,099
子	入院	61	1,735,600	84	2,530,642	96	3,450,998	98	3,377,829	101	3,549,873	78	3,178,073
	通院	14,288	23,514,200	13,484	21,173,219	14,157	22,697,380	13,498	21,714,307	14,306	24,062,207	17,431	28,410,067
	(市単)	63	120,033	34	69,590	58	92,090	52	78,730	87	90,418	129	237,390
父	入院	10	896,060	1	23,430	5	229,885	6	230,815	10	541,090	10	325,099
	通院	871	1,964,897	920	2,094,130	967	2,256,121	987	2,345,515	1,090	2,452,526	1,045	2,575,040
子	入院	9	504,891	6	205,109	7	321,742	7	321,742	19	541,195	1	80,308
	通院	631	1,465,847	579	1,041,740	640	1,332,070	632	1,312,480	511	1,254,554	691	1,495,908
	小計	35,247	76,028,337	33,550	73,059,588	35,435	76,719,740	34,476	74,523,939	40,984	89,353,858	41,639	89,401,474
寡婦	入院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総合計	35,247	76,028,337	33,550	73,059,588	35,435	76,719,740	34,476	74,523,939	40,984	89,353,858	41,639	89,401,474

※R4予算不足額については流用予算で対応

(カ) 就業支援

佐世保市では、ひとり親家庭の母または父の経済的な自立を支援する

ための事業（母子家庭等自立支援事業）を実施している。

a 高等促進給付金等

(a) 概要

就業に結びつきやすい対象資格を取得するため、修業年限1年以上の養成機関で修業している場合、修業期間中の生活の負担軽減のために給付金を支給する制度（4年間上限）。市民税非課税世帯には月額100,000円を支給し、市民税課税世帯には月額70,500円を支給する。（修業期間の最後の12ヶ月は4万円加算あり。）

修業を終えた者には、修了支援給付金を市民税非課税世帯は、50,000円、市民税課税世帯に25,000円支給する。本事業にかかる費用のうち4分の3は国庫からの補助金で賄われている。

また、コロナ禍による国の経済的緊急支援として2021（令和3）年度に対象資格が拡充され、修業期間6ヶ月以上の訓練及びデジタル分野（シスコシステムズ認定資格、LP1認定資格など）等の民間資格も対象となった（2022（令和4年）度も事業継続）。

(b) 対象者

以下の全ての要件を満たす者である。

- ① 20歳未満の児童を扶養し、児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にある母子家庭の母、父子家庭の父
- ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者
- ③ 「就業又は育児」と「修業」の両立が困難であると認められる者
- ④ 過去に当該給付金の支給を受けたことがない者

(c) 対象資格（22種）

対象資格は以下の22種類ある。

看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、准看護師、柔道整復師、はり師、きゅう師、栄養士、管理栄養士、歯科衛生士、社会福祉士、精神保健福祉士、美容師、言語聴覚士、助産師、保健師、理容師、歯科技工士、臨床検査技師、調理師

b 自立支援教育訓練給付金

(a) 概要

就業に必要な資格を取得するため、受講前に市が指定した対象講座について、受講修了後に受講に要した経費の一部を給付する制度。

対象講座受講経費の60%（ハローワークから20%の一般教育訓練給付金が支給される場合はその差額）に相当する額を支給する。

（一般教育訓練給付または特定一般教育訓練給付対象の場合は最大20万円。専門実践教育訓練給付対象の場合は修学年数×40万円、最大160万円。いずれも下限1万2001円）。本事業にかかる費用のうち4分の3は国庫からの補助金で賄われている。

(b) 対象者

以下の全ての要件を満たす者

- ① 20歳未満の児童を扶養し、児童扶養手当の支給を受けている
又は同等の所得水準にある母子家庭の母及び父子家庭の父
- ② 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者

③ 過去に当該給付金の支給を受けたことがない者

(c) 対象講座

以下の雇用保険制度の指定教育訓練講座が対象となる。

- ① 一般教育訓練
- ② 英語検定、簿記検定、Webクリエイターなど
- ③ 特定一般教育訓練
- ④ 介護職員初任者研修、社労士、税理士など
- ⑤ 専門実践教育訓練
- ⑥ 看護師、美容師、介護福祉士、社会福祉士、保育士など

c 母子父子自立支援プログラム策定事業

(a) 概要

相談者の就労を中心とした支援を実施する。相談者の状況・ニーズに応じた自立支援計画書を策定し、同計画書に基づきハローワーク等関係機関と連携し、児童扶養手当受給者等の自立を促進する。

(b) 対象者

就労を希望する、あるいは就労が必要な児童扶養手当受給者（生活保護受給者を除く）

d 支援実績

母子家庭等自立支援事業の支援実績は以下のとおりである。

母子家庭等自立支援事業 実績												
			R2年度 実績			R3年度 実績			R4年度 決算			
高等職業訓練 促進給付金			継続	7件	8,504,000円	継続	11件	17,195,000円	継続	11件	13,996,000円	
			新規	8件	7,087,500円	新規	14件	13,738,000円	新規	5件	4,788,000円	
			計	15件	15,591,500円	計	25件	30,933,000円	計	16件	18,784,000円	
		資格 内訳	看護師	4件	(継2、新2)	8件	(継5、新3)	3件	(継3、新0)			
			准看護師	7件	(継3、新4)	5件	(継3、新2)	3件	(継2、新1)			
			美容師	3件	(継2、新1)	5件	(継3、新2)	5件	(継3、新2)			
			管理栄養士	1件	(継0、新1)	0件		0件				
			柔道整復師	0件		2件	(継0、新2)	2件	(継1、新1)			
			言語聴覚士	0件		1件	(継0、新1)	0件	(継0、新0)			
			保育士	0件		2件	(継0、新2)	2件	(継2、新0)			
	介護福祉士【特例】		0件		2件	(継0、新2)	1件	(継0、新1)				
自立支援教育訓 練給付金			0件	0円	2件	61,560円	3件	151,017円				
		資格 内訳	介護職	0件		1件		3件				
			保育士	0件		0件		0件				
			医療事務	0件		0件		0件				
			宅建取引士	0件		1件		0件				
			キャリアコンサルタント	0件		0件		0件				
	合計		15件	15,591,500円	27件	30,994,560円	19件	18,935,017円				
母子父子自立支 援プログラム策定				9件		10件		6件				
	雇用 形態	正規雇用		1件		3件		1件				
		非正規雇用		5件		7件		3件				

【意見】

母子家庭等自立支援事業の利用は例年合計20から30件程度にとどまっている。市民のニーズは多いと考えられることから、広報の不足などが原因であると考えられるので、対応を検討すべきである。

(キ) 相談支援

a 概要

佐世保市では、母子・父子自立支援員による相談支援を実施している。

母子・父子自立支援員の主な業務は、

- ① 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと
- ② 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと

である（母子及び父子並びに寡婦福祉法）。

また、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号）により母子及び寡婦福祉法が改正され、「母子自立支援員」が現在の「母子・父子自立支援員」へ改称されるとともに、都道府県、市及び福祉事務所設置町村に対して、母子・父子自立支援員の人材の確保及び資質の向上を図るよう努力義務が規定されるに至った。

b 実績

母子・父子自立支援員による相談指導等件数は以下のとおりである。

母子・父子自立支援員相談指導等件数													
1 母子家庭・寡婦		R2				R3				R4			
区分	前年度(月)の継続件数 A	今年度(月)の新規相談件数 B	合計 C(A+B)	相談回数	前年度(月)の継続件数 A	今年度(月)の新規相談件数 B	合計 C(A+B)	相談回数	前年度(月)の継続件数 A	今年度(月)の新規相談件数 B	合計 C(A+B)	相談回数	
生活一般	住宅												
	医療・健康												
	家庭紛争												
	就労	0	30	30	124	25	25	156	24	24	92	92	
	結婚												
	養育費												
	借入金												
	その他												
	小計	0	94	94	358	0	121	121	612	0	99	99	466
	児童	養育											
教育													
非行													
就労													
その他													
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経済的支援・生活保護	母子福祉資金貸付金	貸付	0	160	160	488	147	147	324	189	189	310	
		償還								9	9	13	
	寡婦福祉資金貸付金	貸付	0	3	3	12	9	9	14	2	2	4	
		償還											
	公的年金												
	児童扶養手当												
生活保護													
税													
その他	0	9	9	9	8	8	16	11	11	13	13		
小計	0	172	172	509	0	164	164	354	0	211	211	340	
その他	売店設置(法第25条)												
	たばこ販売(法第26条)												
	母子世帯向公営住宅(法第27条)												
	母子・父子福祉施設の利用												
	母子生活支援施設(児童福祉法第38条)												
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	0	266	266	867	0	285	285	966	0	310	310	806	

2 父子家庭													
2 父子家庭		R2				R3				R4			
区分	前年度(月)の継続件数 A	今年度(月)の新規相談件数 B	合計 C(A+B)	相談回数	前年度(月)の継続件数 A	今年度(月)の新規相談件数 B	合計 C(A+B)	相談回数	前年度(月)の継続件数 A	今年度(月)の新規相談件数 B	合計 C(A+B)	相談回数	
生活一般	住宅												
	医療・健康												
	家庭紛争												
	就労												
	結婚												
	養育費												
	借入金												
	その他												
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童	養育											
教育													
非行													
就労													
その他													
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経済的支援・生活保護	父子福祉資金貸付金	貸付	0	9	9	30	3	3	7	1	1	3	
		償還					5	5	5	1	1	1	
	公的年金												
	児童扶養手当												
	生活保護												
	税												
生活福祉資金													
その他													
小計	0	9	9	30	0	10	10	15	2	0	2	4	
その他	父子世帯向公営住宅(法31条の8)												
	母子・父子福祉施設の利用												
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	0	9	9	30	0	10	10	15	2	0	2	4	

(ク) 乳児家庭全戸訪問事業

a 概要

佐世保市では、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、育児不安や悩みの軽減を図るため、子育て支援の情報提供や育児相談などを目的として家庭訪問を行う乳児家庭全戸訪問事業を実施している。

b 対象

生後2～3か月までの乳児のいる全ての家庭が対象となっており、ひとり親世帯には限定されていない。

c 内容

保健師、助産師、家庭訪問員のいずれかが家庭訪問を行い、子どもの発育・発達のこと、育児のこと、産後の体調などの相談に応じ、地域の子育て支援サービス等の情報提供を行う。各家庭から利用料金等の徴収は行っていない。必要に応じて保健師へ情報提供を行い、継続した支援を行えるよう取り組んでいる。

d 家庭訪問員の人数及び訪問実績

家庭訪問員数は以下の通りである。

	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度
本 庁	11	8	9
江 迎	5	5	3
合 計	16	13	12

家庭訪問員の訪問実績は以下の通りである。コロナ禍の影響で、蔓延防止期間は訪問できず、電話連絡のみとなった期間がある。また、達成率については、保健師・助産師・訪問員を合わせた実績である。

	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度
訪問	113	131	757
電話	958	959	291
達成率	88.5	87	86

e 家庭訪問員への研修会及び講演会

家庭訪問員向けに、家庭訪問のロールプレイ、子育てに関する助言等を行う随時研修会・講演会を行っている（例えば、2022（令和4）年12月19日の講演会の内容は「産後の母のからだところの変化について」 講師：南島原市助産師）。

また、開催件数は以下の通りである。

	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度
研修会	本庁 5/江迎 10	12	12
講演会	0	0	1

3 子どもの療育と発達支援

(1) 子ども発達センターと地域での障がい児支援

ア 子ども発達センターの概要

佐世保の子どもたちと家族の「笑顔」、「ふれあい」、「成長」を確かなかたちで支えていくことを目指し、1998（平成10）年に発足した（長崎県佐世保市常磐町6番1号（サンクル4番館）所在）。

同センターは、すべての子どもたちの心身の健やかな発達を促進するため、保育士等による育児相談や親子遊び、情報提供等を行う「親子交流部門」と、小児科医を中心に各専門職員が外来診療、通所支援、施設支援、療育指導等を行う「療育部門」を大きな2つの柱として子育て支援サービス及び医療等の療育サービスを提供している

イ 沿革

1988（昭和63）年

保健所において療育相談開始（佐世保共済病院整形外科医）

1995（平成7）年6月

療育相談として県立こども医療福祉センター（旧整肢療育園）
医師による小児整形相談を開始

1995（平成7）年10月

療育相談に小児発達・情緒系相談を追加

1996（平成8）年10月

子育て広場「一歩いっぽ」（現わいわい広場）をふれあいセンター
に開設

1997（平成9）年7月

子ども発達センター設立検討協議会報告書

1998（平成10）年4月

佐世保市子ども発達センター開設(理学療法士・作業療法士・保育士各1名)

1998(平成10)年10月

常勤医師着任、作業療法士1名増員

1999(平成11)年4月

保育士1名増員

臨床心理士によるカウンセリング開始

2000(平成12)年4月

作業療法士1名増員、言語聴覚士1名新規配置

小児科2診体制開始

耳鼻科診療開始

2000(平成12)年12月

女性企画課移転によりスペース拡張(約500㎡→900㎡)

2001(平成13)年4月

地域子育て支援センター開設

保育士1名増員、言語聴覚士1名増員

2001(平成13)年8月

保育士1名増員

2003(平成15)年4月

小児科医師常勤2名体制

2003(平成15)年11月

理学療法士1名増員

2006(平成18)年4月

常勤小児精神科医1名配置(平成24年3月まで)

2007(平成19)年4月

常勤臨床心理士1名配置

2014（平成26）年4月

常勤医師1名増員（3名体制）

2015（平成27）年2月

常盤町サンクル4番館に移転・供用開始

2018（平成30）年3月

電子カルテシステム運用開始

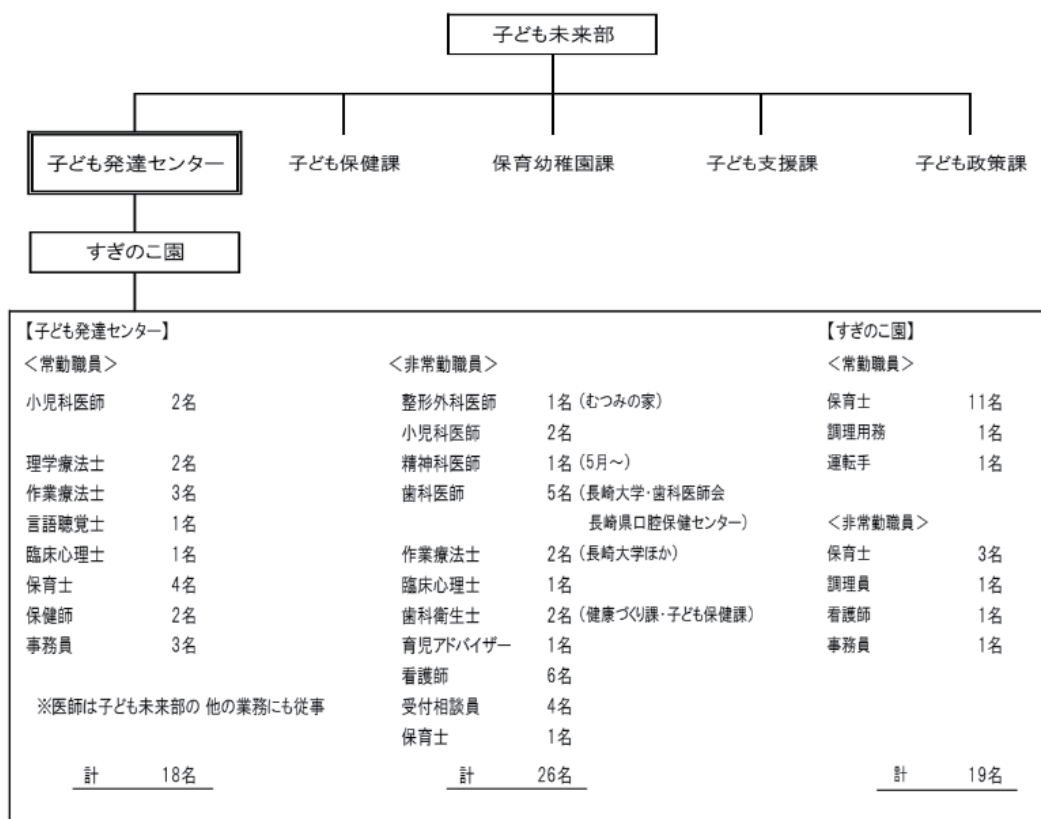
2021（令和3）年4月

子ども未来部組織再編に伴いすぎのこ園を所管

ウ 職員配置

子ども発達センターにおける職員配置は以下の通りである。

職員配置（令和4年4月現在）



エ 子ども発達センターの具体的な取り組み

(ア) 親子交流部門について

a わいわい広場

主に子育て中の乳幼児の親子を対象に、無料で広場を解放している。土曜日と年末年始を除き、平日は午前9時00分から午後4時（水曜のみ午後5時）まで、日曜祝日は午前10時から午後4時までの時間帯を利用することができる。

わいわい広場の利用時間中は保育士が常駐しており、子育てに関する相談・遊びの紹介・情報提供等を行っている。また、乳幼児向けの玩具や絵本、育児雑誌等の配備し、絵本の貸し出しも行っている。

b 小グループ「のびのび」

乳幼児の親子5組程度を対象にした小グループの子育て支援を行っている。具体的な取り組みとしては、月2回、6回を1クール（1クール中はメンバーを固定する）で、臨床心理士によるミニ講和や保育士による親子遊び、育児相談を行っており、親子のふれあい遊びや、ママトーク、ミニ講和などのプログラムを通して、情報交換や交流促進の場を設定し、友達作りや育児不安軽減に資する事も目的としている。

c 運動面に心配のある親子支援「もみじ」

お座りが不安定、はいはいが苦手など運動面に心配のある1歳半までの子どもと保護者を対象とし、家庭でもできる体を使った動きを促す遊びや親子ふれあい遊びの紹介を行っている。また、保護者の情報交換の場としても活用されている。

d 双子以上乳幼児親子支援「ツインズちゃん」

双子以上の乳幼児の親子や双子を妊娠している母親を対象に、同

じ体験をしている親同士で情報交換や体験談の報告を行っている。
また、保育士や臨床心理士等が育児相談に応じ、同じ月齢の子ども
たち同士で遊んで交流をするなど、子育ての悩みや楽しさを皆で分
かち合う活動を行っている。令和5年度は、多胎児育児の支援の1
つとして、先輩ママとのお話会（2回）やパパママ学級（日曜開催
1回）を行った（参加者は先輩ママとのお話会（6組19名）、パ
パママ学級（7組28名））。

e 毎日のふれあい遊び・お集り「わくわく」

平日の午前11時30分から午後0時まで、わいわい広場にて、
その日に広場を利用している子どもたちの年齢・月齢に合わせたふ
れあい遊びや体操、親子でのお楽しみ（ゲームや運動遊び等）を行
っており、育児不安の軽減や乳幼児の健やかな成長の一助となるよ
う取り組んでいる。

f 育児講座・育児相談

未就学の乳幼児を持つ保護者を対象に育児講座、育児相談を行っ
ている。育児講座は、乳幼児の親子を対象とした育児講座（24回）、
子育てサポーター・民生委員児童委員等や地域で子育てを支援する
方を対象とした講座（1回）、地域の方と広場利用者との交流会（2
回）、父親の育児参加を促すための「父親向け育児講座」（1回）や
「パパママ学級」（2回）、「多胎児向けパパママ学級」（1回）の計
31回実施し、受講者は合計532名であった。

育児相談は、わいわい広場や「のびのび」や「ツインズちゃん」
「もみじ」等の支援事業の現場において、保育士等が行った。年間
相談件数は2,754件で、そのうち一番多かった相談は生活環境
（家庭地域、保育所幼稚園、子育て支援等）の1,063件であっ
た。次いで基本的な生活習慣598件、発育・発達の問題442件の

相談があった。育児電話相談は17件、個別育児相談は6件、保育士訪問は0件（未実施）であった。

g その他の活動

その他にも、子育て支援センターとして、備品貸し出し及びリサイクル、すくすく親子教室、ボランティア活動育成、子育て情報誌「シーユードより」発行、子育てサポーター等支援、保育資源の紹介、子育て支援連絡会などの各種活動を行っている。

(イ) 療育部門について

a 診療科

(a) 概要

保険医療機関(診療所)として、心身の発達や心理・行動面に心配のある子どもについて、医師の診察や検査情報を総合的に検討した上で、運動療法・作業療法・言語聴覚療法・心理療法などを実施している(保険適用可)。また、児童福祉法の児童発達支援事業による小グループ指導も行っている。

保健、福祉、医療機関はもとより、保育、教育機関との連携・調整にも努めており、必要に応じて園、学校などを訪問し、地域の中でよりよい生活がおくれるよう支援を行っている。

2022(令和4)年度の利用者数は2021(令和3)年度より約3%増えて2132人となっており、相談内容は運動、言語、学習、行動など多岐に渡っている。主な相談内容は自閉症38%、多動22%、精神遅滞8%、重症心身障がいを含む運動障がい7%であった。

受け入れ後の処遇は、医師のみのフォローが82%で多数を占めており、高度な医学的検査については、佐世保市総合医療センター、佐世保中央病院、佐世保共済病院などにも協力を依頼している。

2016（平成28）年度末に当時の所長が退職したことに伴い、常勤医師が3名から2名に減少しており、欠員常勤医師の確保が大きな課題となっている。

2022（令和4）年度は新患日を原則月7回に設定し、他にも緊急性の高いものは可能な限り受け入れを行っている。2022（令和4）年度に初めて受診した子どもは331人であり6歳以上が209人（63%）で、就学後の相談が半数を超えている。主な紹介元は、佐世保市子ども未来部の乳幼児健診、学校、病院等であり、紹介元と連携を密にとるよう心がけている。

約7割の家庭に保護者支援が必要で、環境の不安定要因にはきょうだいの障害、ひとり親、親の精神疾患、児童虐待など様々な要素がある。

療育部門の現在の課題は、申し込みから初回診察までの待ち期間6～8か月と長いことが挙げられる。医師のみでフォローするケースが多いことも、新規相談を増やせない一因となっていることから、リハビリ受け入れ枠を増やして医師のみでフォローするケースを減らすなどの取り組みを行っている。

b 小児科・精神科（総合相談）

原則としてすべての新規相談の子どもと対応し、健康面・発達面の評価や療育の方向づけを行っている。療育サービスを開始した後は定期的に経過をみて、保護者の相談に応じ、セラピーの効果を確認している。診察は予約制で、原則として月曜から金曜まで毎日行っている。精神科の専門医と長崎県立こども医療福祉センターから派遣された小児神経発達専門医からも支援を受けている。

c 整形外科

みさかえの園総合発達医療福祉センターむつみの家の整形外科医

の支援を受け、肢体不自由の子どもの整形外科的チェックやリハビリ指導、補装具作製及び手術に関する相談、診断書作成などを行っている。

(2) すぎのこ園での障がい児支援

ア すぎのこ園の概要

発達に課題のある就学前の児童を対象にした通園施設であり、子ども発達センターと連携を図りながら、集団生活の中で、子どもの個性を大切にした保育を行うことを指針としている。概ね2歳から就学前までの児童のうち、言語や日常生活での行動が気掛かりな児童、集団生活が難しい児童、支援を必要としている児童を入園対象としている。

すぎのこ園では、

- ①子どもの健康に留意し、快適に過ごす
- ②生活に必要な基本的な生活習慣を身に付ける
- ③遊びを通して様々な経験をする
- ④集団の中で色々な人と触れ合い楽しく過ごすこと

を目標としている。

2021（令和3）年度より地域支援担当職員を配置し、相談・訪問・研修会・保育士等実習生の受け入れ・関係機関との連携・職員のスキルアップ等を行っている。

イ 施設の沿革

昭和37年8月 佐世保市竹辺町810番地において、精神薄弱児通園施設「竹辺学園」として発足。定員60名。

昭和53年5月 学校教育法改正にともなう県立養護学校設立を機に、佐世保市金比良町1番5号に移転。

名称を「佐世保市立すぎのこ園」と改め、通園対象児を3歳から就学までとする。定員30名。

昭和57年8月 佐世保市大黒町4番7号に移転。

昭和62年6月 現在地に園舎新築移転。

同時に心身障害者通園事業「佐世保市立愛育園」を統合し、対象児をおおむね2歳から就学までとする。定員30名。

平成24年4月 児童福祉法及び障害者自立支援法の一部改正により、「知的障害児通園施設」から「児童発達支援センター」となる。

ウ 職員の配置状況

常勤職員として、保育士11名、調理用務1名、運転手1名、非常勤職員として、保育士4名、調理員1名、事務員1名、看護師1名が在籍している。

エ 主な年間行事

4月	入園おめでとう会
5月	乗馬体験・園外保育
6月	運動会・家庭訪問
7月	七夕会
8月	夏まつり
9月	園外保育・個別面談

10 月	親子遠足
11 月	お遊戯会
12 月	クリスマス会
1月	作品展出品
2月	豆まき会・クラス参観・個別面談
3月	ひな祭り会・卒園式・お別れ会
★毎月：誕生会・身体測定・避難訓練 ★随時：療育相談 ★年2回：整形外科診察・内科健診・歯科健診・総合避難訓練 ★理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による療育指導	

オ 一日の流れ

一日の流れは概ね以下の通りである。

10：00 登園（排泄・検温・水分補給）

朝のあつまり

保育活動

11：30 給食・はみがき

1 2 : 3 0 昼寝または午後の活動

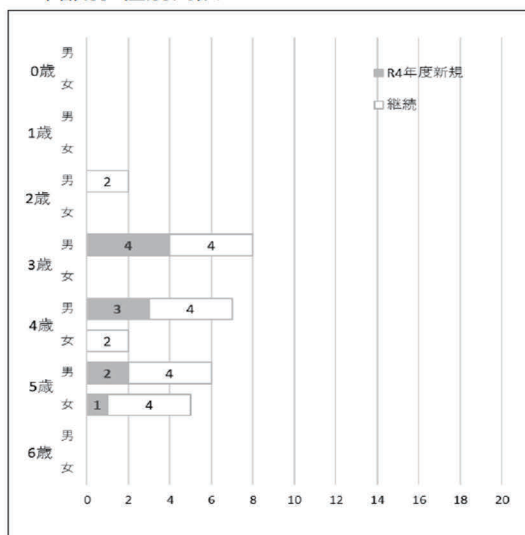
1 4 : 0 0 おやつ

帰りのあつまり

1 4 : 3 0 降園

カ 年齢別・性別・障害の別

<年齢別・性別内訳>



<障害別状況>

障がい分類	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
言語障がい					2			2
自閉症				6	5	5		16
精神運動発達遅滞			2	1	2	4		9
精神遅滞						2		2
運動障がい				1				1
多動性障がい								0
心因性障がい								0
重症心身障がい								0
学習障がい								0
視覚障がい								0
聴覚障がい								0
その他								0
計	0	0	2	8	9	11	0	30

キ 地域の子育て環境や支援体制の構築

すぎのこ園では、児童発達支援センターとしての機能を生かし、地域の子育て環境や支援体制の構築を図っている。具体的な取り組みは以下のとおりである。

(ア) 相談業務

保育所・幼稚園等からの相談を受け付けている(2022(令和4)年度8件、2023(令和5)年度7件)。

(イ) 訪問業務

保育所・幼稚園等への訪問を行っている（2022（令和4）年度42件、2023（令和5）年度54件）

（ウ）研修会の実施

- a 二水会（保育所・幼稚園・児童発達支援事業所の職員を対象とした研修会）を年5回開催し、平均63名が参加している。
- b 児童発達支援事業研修を行っている（参加者20名）。
- c 特別支援サークルwithとの共催による研修会（2023（令和5）年10月 月1回程度開催し、60名程度が参加している）。
- d 見学会（対象：障害児通所支援事業所職員）を実施し、36名が参加した。
- e 見学会（対象：保育所、幼稚園等職員）を実施し、35名が参加した。

ク 保育士等実習受け入れ

すぎのこ園では、保育士等の実習受け入れを行っており、2022（令和4）年度は9名、2023（令和5）年度は7名を予定している。

ケ 関係機関との連携

児童発達支援センター等連絡会を年1回、長崎県で実施している。発達障がい関係者連絡会を年1回、佐世保で実施している。子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点としての役割を必要性が生じた際に担っている。

コ 職員のスキルアップ

園内研修を月1回以上行っている。

サ すぎのこ園の特色

すぎのこ園では、クラス担任のすべてが保育士であるという強みを活かし、児童発達支援ガイドライン（厚生労働省）に基づき、園生活における基本的な生活習慣の確立や遊びを通じた運動・コミュニケーション

ーション・社会性等を育てている。また、子ども2名に対して保育士1名を配置するという、国の基準（子ども4名に対して保育士1名）よりも手厚い体制を整えており、丁寧な支援が可能となっている。

シ 他の保育所との類似点及び相違点

すぎのこ園も、保育所保育指針（厚生労働省）に則って運営を行っているという点では同様であるが、他の保育所とは以下の点で異なる。

相談支援事業所から提供された障がい児支援利用計画をもとに、一人一人の個別支援計画を作成している。その際、いわゆる「保育の5領域（保育目標を5つの領域に分けたもの）」を、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」に区分し、支援計画を立てている。なお、保育所保育指針における5領域では、その区分は「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」とされている。

他の保育所と同様にクラスは存在するが、単純に年齢で分けるのではなく、子どもの特性に応じたクラス編成を行っており、子どもの特性に合った保育環境を整えている。

すぎのこ園内の2クラス及び遊戯室については、感覚統合療法（学習障害児や自閉症を含めた発達障害の子のための治療・訓練法）を行うための感覚統合遊具（「スイング」という。）を吊り下げることが可能であり、子どもの特性にあった保育活動を行っている。

保育室のみならず、廊下、子ども用トイレに床暖房を設置し、這って移動する児童や体温調整が苦手な児童が室内と廊下、トイレとの気温差で体調を崩すことなく過ごすことができるよう配慮している。

【評価】

通常の基準（児童4名に対して保育士1名）よりも手厚い体制を整え、きめ細やかな支援を可能としている点は高く評価できる。また、いわゆる5領域についても独自の基準を採用し、障がい児支援を行っている点も意欲的な取り組みとして評価できる。

ス 保育のねらい

すぎのこ園では、「すぎのこ園保育計画」を策定し、保育目標の達成のための具体的な取り組みを行っている。

＜すぎのこ園保育計画＞

- ・心身ともに健やかな子ども
- ・楽しく遊ぶ子ども
- ・みんなに愛される子ども

年間指導計画

令和5年4月1日

月	目 標	ね ら い	歌・手 遊 び	行 事	
第一期	4	・新しい環境に慣れる	・チュウリップ ・ぶんぶんぶん ・先生とお友だち	・とんとんとん ひげじいさん	・入園おめでとう会 ・お誕生会 ・内科健診・歯科健診 ・クラス懇話会
	5	・春の自然に触れ、のびのびと 戸外遊びを楽しむ。	・こいのぼり ・おかあさん ・とりのうた	・たまごをボン	・こどもの日の会 ・理科健診
	6	・室内遊びを楽しみ、心地よく 過ごす。	・かえるのがつしよう ・とけいのうた ・園をみがきましょう	・あおむしでたよ	・運動会 ・家庭訪問
	7	・夏の遊びを十分に楽しむ。	・七夕 ・水遊び ・アイスクリーム	・さかながはなて	・七夕会
8	・保育士や友だちと一緒に 水遊びを楽しむ。	・水の感触(温かい・冷たい・水圧・水そぶき)を感じる。 ・葉物の特性を言いかし、虫探し・口周りの筋肉やしたの動きなど、各機能を高めていく。 ・休息と活動のバランスに考慮し、健康に過ごす。	・水遊び ・アイスクリーム ・海(さんぷりこ)	・いっぼんゆびの拍手	・夏祭り ・夏休み(園児)
第二期	9	・戸外で十分に身体を動かして 遊ぶ。	・運動会のうた ・ポンポコたぬき ・とんぼんのめがね	・あたまかたひざボン	・総合運動訓練
	10	・秋の自然に親しみ、のびの びと遊ぶ。	・山の栞 ・どんぐりころころ ・まつぼっくり	・大きな栗の本の下で	・秋の遠足 ・内科健診 ・歯科健診 ・理科健診
	11	・保育士や友だちと一緒に身 体を使った遊びを楽しむ。	・もみじ ・やきいもがーナーバー ・サンタクロース	・なっとう	・おゆうぎ会 ・いも祭り
12	・楽館の行事に楽しく参加す る。	・サンタクロース ・お正月	・ずっとあいこ	・クリスマス会 ・保育おさめ	
第三期	1	・身体遊びを通して、体を動か す楽しさや心地よさを味わう。	・コンコンクシヤンのう た ・音だるまのチャチャチャ	・キャベツは キャツキャツキャツ	・保育はじめ ・作品展見学
	2	・寒さに負けず、室内外で元 気に過ごす。	・うぐいす ・豆まき ・雪	・むすんでひらいて	・豆まき会 ・クラス参観 懇話会 ・総合運動訓練
	3	・一年間の成長を喜ぶ。	・うれしいひなまつり ・思い出のアルバム ・あいうえおのうた	・小山園いっけん	・ひなまつり会 ・お別れ会 ・卒園式

※個別面談(随時)
※感染症対策として、行事等の変更・中止の可能性がります。

4 経済的支援の充実

(1) 児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施

ア 児童手当

(ア) 意義

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度である。

(イ) 支給基準

a 支給手当の月額

認定区分	児童の年齢	児童手当の額
		(1人当たり 月額)
児童手当	3歳未満	一律15,000円
(受給者の所得が 所得制限限度額未満)	3歳以上	10,000円
	小学校修了前	(第3子以降は 15,000円)
	中学生	一律10,000円
特例給付	児童の年齢に かかわらず	一律5,000円
(受給者の所得が 所得制限限度額以上、 所得上限限度額未満)		
受給者の所得が 所得上限限度額以上	児童の年齢に かかわらず	0円

b 所得制限

児童を養育している者の所得が一定以上の場合、児童手当は支給されない。但し、児童手当支給の所得制限については将来的には撤廃し、制度の拡充を図る方針である旨が政府より表明されている。

c 新規支給申請件数

児童手当の新規支給申請件数は、2020（令和2）年度が1256件、2021（令和3）年度が1137件、2022（令和4）年度が1055件であった。

(エ) 支給件数及び支給金額

児童手当 予算・決算額推移(R2年度～R4年度)										
							(単位：円)			
			R2年度予算	R2年度決算	R3年度予算	R3年度決算	R4年度予算	R4年度決算		
児童手当 (一般受給者)	3歳未満	人数	49,354	49,954	49,233	47,496	47,024	44,684		
		単価(円) 15,000	740,310,000	749,310,000	738,495,000	712,410,000	705,360,000	670,200,000		
	3歳以上 (1・2子)	人数	156,565	155,477	152,762	149,503	143,144	144,418		
		単価(円) 10,000	1,565,650,000	1,554,770,000	1,527,620,000	1,494,960,000	1,431,440,000	1,444,060,000		
	3歳以上 (3子)	人数	35,846	34,385	36,458	34,352	35,795	34,355		
		単価(円) 15,000	537,690,000	515,775,000	546,870,000	515,265,000	536,925,000	515,325,000		
	中学生	人数	63,360	62,773	64,228	62,953	62,594	62,516		
		単価(円) 10,000	633,600,000	627,730,000	642,280,000	629,530,000	625,940,000	625,160,000		
	小計			3,477,250,000	3,447,585,000	3,455,265,000	3,352,165,000	3,299,665,000	3,254,745,000	
				305,125	302,589	302,681	294,304	288,557	285,973	
児童手当 (施設入所)	3歳未満	人数	6	30	36	11	12	8		
		単価(円) 15,000	90,000	450,000	540,000	165,000	180,000	120,000		
	3歳以上	人数	384	394	375	454	435	457		
		単価(円) 10,000	3,840,000	3,940,000	3,750,000	4,540,000	4,350,000	4,570,000		
	中学生	人数	237	215	201	298	303	268		
		単価(円) 10,000	2,370,000	2,150,000	2,010,000	2,980,000	3,030,000	2,680,000		
	小計			627	639	612	763	750	733	
				6,300,000	6,540,000	6,300,000	7,685,000	7,560,000	7,370,000	
	特例 給付 (所得制限超過)	3歳未満	人数	1,371	1,552	1,279	1,631	691	977	
			単価(円) 5,000	6,855,000	7,760,000	6,395,000	8,175,000	3,455,000	4,905,000	
3歳以上 (1・2子)		人数	5,309	5,588	5,049	5,821	3,284	3,651		
		単価(円) 5,000	26,545,000	27,940,000	25,245,000	29,135,000	16,420,000	18,315,000		
3歳以上 (3子)		人数	1,952	1,713	1,590	1,618	855	919		
		単価(円) 5,000	9,760,000	8,565,000	7,950,000	8,095,000	4,275,000	4,595,000		
中学生		人数	2,780	2,743	2,672	2,958	1,660	1,968		
		単価(円) 5,000	13,900,000	13,715,000	13,360,000	14,790,000	8,300,000	9,840,000		
小計			11,412	11,596	10,590	12,028	6,490	7,515		
			57,060,000	57,980,000	52,950,000	60,195,000	32,450,000	37,655,000		
総計			317,164	314,824	313,883	307,095	295,797	294,221		
			3,540,616,000	3,512,105,000	3,514,515,000	3,420,045,000	3,339,675,000	3,299,770,000		

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が 生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円 以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円 以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円 以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円 以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276

ア 児童扶養手当

(ア) 意義

父母の離婚・父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの、一定の障がい等を有する場合は20歳未満）について手当を支給する制度であり、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的としている。

(イ) 支給基準

a 支給手当の月額

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	44,140円	54,560円	60,810円
一部支給	44,130円 ~10,410円	54,540円 ~15,620円	60,780円 ~18,750円
全額停止	0円	0円	0円

b 所得制限

扶養親族等の数	請求者本人		扶養義務者 配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
以降1人につき	380,000円 加算	380,000円 加算	380,000円 加算
加算額	老人扶養親族、老人控除対象配偶者 1人につき 100,000円		扶養親族が2名以上で、うち老人扶養親族がある場合、老人扶養親族1人につき
	特定扶養親族1人につき 150,000円		60,000円
			(ただし、扶養親族が全て老人扶養の場合は1人除く)

控除の額	障害者控除	270,000円	配偶者特別控除	当該控除額
	勤労学生控除		医療費控除等	
	特別障害者控除	400,000円	給与・公的年金等の所得の合計額から控除	100,000円
	※ひとり親控除	350,000円	※寡婦控除	270,000円

(ウ) 新規支給申請件数

児童扶養手当の新規支給申請件数は、2020（令和2）年度が262件、2021（令和3）年度が292件、2022（令和4）年度が246件であった。

(エ) 支給件数及び支給金額

児童扶養手当 予算・決算額推移 (R2年度～R4年度)								
		R2年度予算	R2年度決算	R3年度予算	R3年度決算	R4年度予算	R4年度決算見込	
		(単位：人・円)						
母	全部支給者	延べ人数	15,054	15,455	14,218	14,485	14,453	13,953
		支給額	737,914,874	765,677,280	699,239,320	719,082,820	710,782,400	693,414,460
	内数	2子加算	75,038,330	79,444,100	70,338,100	74,733,410	71,628,380	72,870,520
		3子以降加算	14,013,924	19,616,860	13,560,260	18,989,880	14,833,300	19,364,240
		支給額	409,344,356	397,602,420	445,756,829	406,201,870	419,210,400	389,579,610
	一部支給者	延べ人数	12,518	12,124	13,711	12,393	12,778	12,040
		支給額	34,247,735	36,790,450	36,145,400	36,370,340	33,834,170	33,834,170
		3子以降加算	3,865,274	4,435,460	3,778,635	4,706,910	4,771,740	4,455,920
	計(加算は含まない)	延べ人数	27,572	27,579	27,929	26,878	27,231	25,993
		支給額	1,147,259,230	1,163,279,700	1,144,996,149	1,125,284,690	1,129,992,800	1,082,994,070
父	全部支給者	延べ人数	648	600	724	615	519	598
		支給額	31,832,510	29,642,560	36,192,780	29,807,840	25,186,860	28,871,180
	内数	2子加算	3,157,600	2,852,000	3,773,670	2,598,450	2,315,210	2,573,410
		3子以降加算	745,210	910,060	1,084,690	665,990	452,810	536,870
		支給額	969	1,063	934	917	867	729
	一部支給者	延べ人数	32,102,996	28,709,200	30,747,837	24,525,460	28,699,840	20,226,080
		2子加算	3,075,504	3,069,540	2,723,010	2,354,250	2,606,720	2,082,390
		3子以降加算	319,585	395,780	423,213	433,660	440,900	332,200
	計(加算は含まない)	延べ人数	1,617	1,663	1,658	1,532	1,386	1,327
		支給額	63,935,506	58,351,760	66,940,617	54,333,300	53,886,700	49,097,260
養育者	全部支給者	延べ人数	64	34	71	34	46	29
		支給額	3,204,720	1,784,690	3,504,450	1,726,230	2,366,490	1,319,380
	内数	2子加算	366,690	244,460	357,970	203,800	305,980	162,740
		3子以降加算	79,400	73,290	73,540	54,990	73,430	36,640
		支給額	65	54	81	46	60	51
	一部支給者	延べ人数	2,024,330	1,406,100	2,598,675	1,064,950	2,056,740	1,110,200
		2子加算	129	0	199,860	35,880	222,730	71,690
		3子以降加算	0	0	5,019	0	58,790	0
	計(加算は含まない)	延べ人数	129	88	152	80	106	80
		支給額	5,229,050	3,190,790	6,103,125	2,791,180	4,423,230	2,429,580
合計	全部支給者	延べ人数	15,766	16,089	15,013	15,134	15,018	14,580
		支給額	772,952,104	797,104,530	738,936,550	750,616,890	738,335,750	723,605,020
	内数	2子加算	78,562,620	82,540,560	74,469,740	77,535,660	74,248,570	75,606,670
		3子以降加算	14,838,534	20,600,210	14,718,490	19,710,880	15,359,540	19,937,750
		支給額	443,471,682	427,717,720	479,103,341	431,792,280	449,966,980	410,915,890
	一部支給者	延べ人数	13,552	13,241	14,726	13,356	13,705	12,820
		2子加算	37,688,521	37,317,275	39,713,320	38,535,530	39,199,790	35,988,250
		3子以降加算	4,184,859	4,831,240	4,206,667	5,140,570	5,271,430	4,788,120
	計(加算は含まない)	延べ人数	29,318	29,330	29,739	28,490	28,723	27,400
		支給額	1,216,423,786	1,224,822,250	1,218,039,891	1,182,409,170	1,188,302,730	1,134,520,910

(2) 福祉医療制度の運用

佐世保市では、福祉の増進を図ることを目的として、下記の対象者に医療費の一部を支給している。

対象		助成区分	支給内容	給付方法	県補助	市単独	備考
乳幼児	小学校未就学児	入院 ・ 通院	自己負担額から1日につき800円を差し引いた額 (上限1,600円/月)	現物及び償還	○	-	・平成28年8月診療分から助成開始 ・令和4年10月診療分から佐世保市内に限り現物給付
小中学生	小学生・中学生			-	○		
高校生等	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者			償還払い	○	-	・令和5年4月診療分から助成開始
ひとり親家庭等	親 20歳未満の子を監護している配偶者のいない者			○	-	・市単独助成金は高校在学中の18歳以上から20歳未満の通院費 ・令和4年10月診療分から佐世保市内に限り現物給付	
	子 上記の子か父母のない子で18歳未満、または高校在学中なら20歳未満の子	○	○				

第2 地域での子どもと子育ての支援

地域での子どもと子育ての支援に関して、施策の目的や市民等に求められる基本的な姿勢は以下の通りである。

① 施策の目的

子育て家庭が、地域で支えられながら楽しく子育てできるようにすることが目的である。

② 市民等に求められる基本的な姿勢・役割

身近にいる子どもに関心を持ってふれ合い、地域の親睦を深めながら子どもを育てる活動を進めることが望まれる。

町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのあるボランティア団体、NPO法人などが、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、子どもを育てる活動を積極的に進め、子育てに係る地域コミュニティの輪を広げるように務める。

1 地域における子育て支援の充実

地域における子どもと子育ての支援を進めるため、保育所等に通っていない乳幼児とその保護者が相互に交流等を行う地域子育て支援センター、子育て等の援助を受ける方とその援助を行う方の相互援助活動をコーディネートするファミリーサポートセンター等の事業を推進する。

また、子育て講演会の開催等を通じ、地域で子どもや子育てを支えようとする市民意識の醸成を図る。

(1) 地域子育て支援機能の充実

ア 事業の目的及び内容

地域子育て支援センターを拠点に、認定こども園における子育て支援

事業と連携及び役割分担を図りながら、地域の子どもや保護者に対する子育て支援を総合的に提供する。

イ 根拠法令

児童福祉法第21条の9は、「市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であって主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。」とし、「児童及びその保護者又はその他の者の居宅において、保護者の児童の養育を支援する事業」「保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業」「地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業」の3つの事業を列挙している。

本事業は、かかる規定に基づき、実施されるものである。

また、佐世保市では、佐世保市立保育所、佐世保市子育て支援センター及び保育事業所条例を制定し、第1条2項において、児童福祉の推進を図るため、保育所を拠点とした子育て支援センターを設けることを規定する。

佐世保市では、佐世保市地域子育て支援センター事業実施要綱(平成19年4月1日施行)が制定されている。

ウ 実施方法

地域子育て支援センター事業として、公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ実施する。

2018(平成30)年度で月あたり延べ利用人数8402名であり、2024(令和6)年度の同目標人数は7950名である。なお、第2期

新させぼっ子未来プラン中間見直し版によると月あたり延べ利用人数見込みは、2022（令和4）年度で7040名、2023（令和5）年度で6900名、2024（令和6）年度で6770名である。

エ 実施結果

地域子育て支援センター事業（民間委託）				
実施施設名	所在地	委託先	実施内容	実施内容
1 日野子育て支援センター	日野保育園	社会福祉法人 日野連動会	・支援スペース開放 ・育児相談、出前保育 ・育児講座 ・育児情報誌発行	
2 園ヶ丘幼児園地域子育て支援センター	園ヶ丘幼児園	社会福祉法人 園ヶ丘子供の家	・支援スペース開放 ・育児相談、出前保育 ・育児講座 ・子育てサークル支援	・育児情報誌発行 ・ボランティア育成支援
3 おはし子育て支援センター	おはし保育園	社会福祉法人 たねばな会	・支援スペース開放 ・育児相談、出前保育 ・育児講座 ・子育てサークル支援	・育児情報誌発行 ・ボランティア育成支援
4 親子ひろば よんぷらこ	親子ひろば よんぷらこ	特定非営利活動法人 子ども女性のエンパワメント役世保	・支援スペース開放 ・育児相談、出前保育 ・育児講座 ・子育てサークル支援	・育児情報誌発行 ・ボランティア育成支援
5 せりかごらぶ	せりかご保育園	社会福祉法人 国児福祉会	・支援スペース開放 ・育児相談 ・子育てサークル支援	・育児情報誌発行

地域子育て支援センター事業（公立）				
実施施設名	所在地	委託先	実施内容	実施内容
1 佐世保市子ども発達センター			・支援スペース開放 ・育児相談、出前保育 ・育児講座 ・子育てサークル支援	・育児情報誌発行 ・ボランティア育成支援
2 佐世保市東部子育て支援センター	早岐保育所		・支援スペース開放 ・育児相談、出前保育 ・育児講座 ・子育てサークル支援	・育児情報誌発行 ・ボランティア育成支援
3 佐世保市中部子育て支援センター （R3より運営委託開始）	大瀬保育所	社会福祉法人 光洋会	・支援スペース開放 ・育児相談、出前保育 ・育児講座 ・子育てサークル支援	・育児情報誌発行 ・ボランティア育成支援
4 佐世保市北部子育て支援センター	上相浦保育所		・支援スペース開放 ・育児相談、出前保育 ・育児講座 ・子育てサークル支援	・育児情報誌発行 ・ボランティア育成支援
5 佐世保市幼児教育センター			・支援スペース開放 ・育児相談 ・育児講座 ・子育てサークル支援	・育児情報誌発行 ・ボランティア育成支援

オ 達成状況等

地域子育て支援センター事業：利用延人数推移（H30～R4）						
年度		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育幼稚園課	私立施設	37,740	36,692	21,174	19,513	21,720
	公立保	29,889	23,935	17,442	15,299	18,353
	幼教	11,973	9,271	4,442	4,983	7,244
子ども発達センター		21,222	23,408	16,122	13,995	15,391
合計		100,824	93,306	59,180	53,790	62,708
月あたり延べ人数		8,402	7,776	4,932	4,483	5,226

令和4年度 相談件数(幼児教育センター)

	相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
基本的 生活習慣	1.食事(卒乳・離乳食・偏食・小食等)	3	5	7	6	5	2	2	7	2	5	4	4	52
	2.睡眠(生活リズム・睡眠時間等)	0	0	2	0	4	2	0	1	0	2	1	0	12
	3.排泄(トイレトレーニング等)	1	0	3	1	1	0	2	3	0	0	1	0	12
	4.衣類(大きさ・枚数・着脱等)	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	4
	5.歯磨き	0	1	2	0	1	2	0	1	0	0	0	0	7
	6.その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	4	7	14	7	11	8	4	13	2	7	6	4	87
気になる 行動	1.夜泣き	0	0	0	0	1	0	4	1	0	1	1	0	8
	2.かんしゃく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3.噛みつき	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4.指しゃぶり	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3
	5.こだわり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6.行動(多動・おとなしい・マイペース等)	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	1	6
	7.きょうだいとの関わり(赤ちゃん返り等)	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	4
	8.その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	2	1	1	1	6	3	1	2	3	1	21
親の 問題	1.子どもとの関わり方の問題	0	1	3	2	1	2	2	3	1	0	3	0	18
	2.育児協力者・相談者の有無	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	3
	3.親の精神的・身体的問題	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	5
	4.その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	1	3	2	1	2	6	5	1	0	3	2	26
発育・ 発達の 問題	1.身体発達(ほふく・歩行等)	0	0	3	0	1	2	0	0	2	1	1	2	12
	2.言語(発語・発育・吃音・理解力等)	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4
	3.社会性(友達関係・恥ずかしがりや等)	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	5
	4.遊び	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3	5
	5.イヤイヤ期	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
	6.その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	1	4	1	2	3	0	3	4	2	1	6	28
医学的 問題	1.病気・けが	0	0	1	0	0	1	1	1	4	1	2	0	11
	2.予防接種	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
	3.アレルギー(アトピー等)	1	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	1	6
	4.その他(障害等)	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3
	合計	1	0	3	0	1	2	1	4	6	1	2	1	22
生活 環境	1.家庭・地域	0	0	0	0	1	2	0	3	1	0	0	2	9
	2.保育所・幼稚園	1	0	3	0	0	3	3	2	1	3	1	2	19
	3.子育て情報提供	4	0	8	1	0	3	2	6	0	1	3	3	31
	4.習い事	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2	0	5
	5.その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	5	0	11	1	1	8	6	11	3	5	6	7	64
その他	1.個別相談	0	1	0	0	0	1	5	1	0	0	1	0	9
	2.電話相談・問い合わせ	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4
	3.関係機関からの紹介	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4.関係機関への紹介	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5.その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	1	0	0	0	1	9	1	0	0	1	0	13
総合計		11	10	37	12	17	25	32	40	17	17	22	21	261

令和4年度 地域子育て支援センター事業 月別事業実績 (全体)

R5. 7. 26

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
わいわい広場 実施回数	44	43	48	43	43	43	44	44	44	41	42	48	527
利用者(親子)	553	510	745	707	725	704	813	838	584	578	824	1,030	8,209
内、新規	173	70	88	31	55	81	57	59	40	35	68	72	809
利用者(父)	4	14	9	1	9	6	4	3	3	3	2	13	71
情報「シニユー」広場 実施回数	4	3	5	4	4	4	4	4	4	4	4	5	49
利用者(親子)	20	21	43	24	13	10	39	23	27	14	34	28	298
内、新規	7	4	4	0	0	4	8	2	0	0	0	4	33
ポケットの会 実施回数	8	6	8	8	7	8	8	8	8	7	8	4	88
参加者(親子)	12	38	52	46	34	57	52	19	26	34	49	12	431
きょうだい児	2	0	3	0	2	3	2	2	2	2	3	0	21
たんぽぽ 実施回数	8	8	8	8	7	8	8	8	8	4	8	8	85
参加者(親子)	85	58	93	87	45	52	89	118	80	50	98	117	912
わくわくママの会 実施回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
参加者(妊婦)	2	0	3	3	4	4	1	4	1	4	1	1	28
参加者(父・祖母)	1	0	2	0	3	2	1	2	0	3	0	1	15
開催状況	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	4
育児相談 合計	143	148	181	183	208	232	181	204	163	188	175	148	2,152
育児電話相談	20	25	48	62	104	79	76	77	81	97	77	72	818
育児相談	123	121	143	121	103	153	105	127	82	91	98	76	1,342
育児相談(個別)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
各種商品貸出し・リサイクル合計	9	2	2	0	1	2	5	3	4	2	1	1	32
図書貸出し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玩具貸出し	0	2	0	1	1	2	2	0	2	0	0	0	10
育児用品等リサイクル紹介	1	0	2	1	0	0	3	3	2	2	1	1	18
サークル支援 回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
参加者(親子)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	0	10
ボランティア活動育成実施回数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
参加者	0	0	18	0	0	0	0	0	0	9	0	0	27
子育て情報誌発行等 部数	3,556	3,768	1,376	734	1,104	652	664	570	562	660	498	719	14,859
拠点情報誌および案内 部数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72
部数	3,082	337	176	234	599	189	175	160	190	225	203	178	5,748
支援センターパンフ 部数	55	70	752	124	78	98	87	49	94	111	55	112	1,865
育児講座もちろし 部数	115	1,356	12	21	48	43	170	85	50	93	109	52	2,154
各種子育て情報誌配布 部数	248	2,003	436	355	379	322	255	274	228	231	129	376	5,233
育児講座実施回数	0	1	7	3	0	3	2	0	4	4	5	1	30
参加者(親子)	0	16	97	37	0	44	24	0	54	65	70	13	420
(子ども)	0	9	51	21	0	23	13	0	27	34	45	7	230
(父・人)	0	7	46	22	0	21	11	0	27	31	41	6	212
地域支援講座・懇談会実施回数	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	1	2	7
参加者(親子)	0	17	16	0	0	0	32	0	0	0	19	52	138
視察・実習受け入れ 回数	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
参加者	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
保育実習紹介 回数	6	41	50	37	70	58	41	41	29	65	35	34	507
旅行等への参加 回数	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	22
参加者(親子)	19	8	14	4	0	18	2	9	14	20	18	11	137
すくすく親子教室 回数	9	12	17	10	9	13	20	15	18	14	14	10	159
参加者(親子)	70	81	111	71	79	121	165	134	138	123	154	103	1,350
(子ども)	32	37	50	34	37	56	87	63	65	59	68	49	617
(父・人)	32	37	53	35	38	60	78	63	68	59	68	49	638
(きょうだい児)	6	4	5	3	13	7	18	14	10	7	12	7	108
個別訪問(すくすく) 実施回数	0	3	6	1	0	0	0	0	1	1	0	0	12
親子通園事業 回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
参加者(親子)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問 回数	10	6	34	4	0	0	10	4	10	10	4	11	103
(地域) 育児協-回数	10	6	32	4	0	0	10	4	10	10	4	11	101
(戸別) 保育士訪問	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
母子手帳交付 回数						2	3	0	0	1	1	1	7
紹介・相談件数						39	76	0	0	9	7	10	199
総実施回数	563	791	1,233	755	971	1,050	884	806	529	639	591	601	9,413

【意見】

平成30年度以降、利用延べ人数は減少している。これは、子どもの人数の減少、及び新型コロナウイルス感染症の影響等で利用が制限されたことにも起因すると考えられる。

令和4年度の利用人数が回復傾向にあるとはいえ、令和6年度取組目標の7,950名には約2,700名不足している状況である。なお、見直し版での見込みは、7,040名であり、これにも大きく不足している。

新型コロナウイルス感染症の影響も緩和されてきているため、今後は市民のニーズを調査し、適切なサービスの提供を講じるとともに、その周知を徹底する方策を検討・実施すべきである。

(2) ファミリーサポートセンターの運営

ア 事業の目的及び内容

育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者で会員組織を設立し、育児に関する相互援助活動を行うことにより、地域の子育て環境を整備することを目的とする。

その事業内容としては、以下のとおりである。

- ① 会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務
- ② 相互援助活動の調整
- ③ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会及び会員の交流を深め情報交換の場を提供するための交流会の開催
- ④ アドバイザーとサブリーダーとの定期的な情報交換のための連絡調整会議の開催
- ⑤ 関係機関との連絡調整

- ⑥ 定期的な広報誌の発行等広報業務
- ⑦ その他、ファミリーサポートセンター事業実施に必要な業務

イ 根拠法令

上記（１）イと同様である。また、佐世保市では、佐世保市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成１２年４月１日施行）が制定されている。

ウ 佐世保市による具体的取組目標

佐世保市においては、以下の通り具体的な取り組み目標を設定している。

- ① 保育所の送迎や預かりなど、他の保育サービスでは満たされない一時的な保育ニーズへの対応を図るため、ファミリーサポートセンターの運営を通じ、支援を希望する「依頼会員」と「提供会員」のコーディネートを行うこと。なお、２０１８（平成３０）年度の延べ利用人数は１，７０３名であり、令和６年度の取組目標は１，８１０名である。なお、第２期新させぼっ子未来プラン中間見直し版によると、延べ利用人数の見込みは、２０２２（令和４）年度で２，４３０名、２，０２３（令和５）年度で２，５４０名、２０２４（令和６）年度で２，６５０名である。
- ② 利用しやすい環境をつくるため、依頼会員と提供会員の交流会を継続して開催するとともに、情報発信を強化することにより制度の周知に努めること。
- ③ 会員養成講座やスキルアップ研修会等の開催を通じ、提供会員の質の確保を図ること。
- ④ 「西九州させぼ広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間に

おける会員養成講座やスキルアップ研修会等の相互受講のほか、ファミリーサポートセンター事業を実施していない自治体に対しては、佐世保市を中心に支援講習会を開催し、立ち上げ支援を行うこと。

エ 実績等

(ア) 2022（令和4）年度会員数

2022（令和4）年度の会員数は以下の通りである。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (増減)	
会員数	依頼会員	会員数	2,177	2,194	2,217	2,075	2,028	2,052	2,076	2,100	2,121	2,133	2,152	2,185	28
		入会	21	17	24	14	21	24	24	24	21	13	19	34	256
		退会	1	0	1	156	68	0	0	0	0	1	0	1	228
	提供会員	会員数	193	194	194	187	186	183	184	184	185	185	175	181	-12
		入会	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	6	9
		退会	0	0	0	7	1	3	0	0	0	0	10	0	21
	両方会員	会員数	63	63	63	63	63	63	63	63	62	62	62	62	-1
		入会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		退会	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	合計		2,433	2,451	2,474	2,325	2,277	2,298	2,323	2,347	2,368	2,380	2,389	2,428	15

(イ) 2022 (令和4) 年度利用件数

2022 (令和4) 年度の利用件数は以下の通りである。

区分	依頼内容	R3.3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①	保育施設の保育開始時や終了後の子どもの預かり	0	0	0	3	2	6	3	0	5	36	0	0	0	55
②	保育施設までの送迎	11	7	13	29	20	15	16	13	19	72	7	22	22	255
③	放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	0	0	5	4	4	3	4	0	0	0	0	0	0	20
④	学校の放課後の子どもの預かり	2	0	0	0	1	0	0	17	28	19	25	24	21	135
⑤	冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	37	27	13	5	5	0	4	6	10	16	16	20	19	141
⑥	買い物等外出の際の子どもの預かり	62	74	64	90	89	70	83	93	74	75	59	73	109	953
⑦a	その他 産前産後のサポート	5	4	21	39	41	42	35	39	60	39	69	45	33	467
⑦b	その他 専業主婦の育児サポート	17	7	1	11	9	4	8	10	3	22	23	37	55	190
⑦c	その他 学習会参加時のサポート	5	0	0	0	2	7	5	2	3	2	2	2	0	25
⑦d	その他 保護者等の病気・急用の場合の援助	6	30	21	65	44	42	41	59	28	33	20	50	61	494
⑦e	その他 子どもの病気の時の援助	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
⑦f	その他 保護者等の求職活動中、臨時的就労の場合の援助	37	15	63	29	22	16	19	14	17	47	14	11	6	273
合 計		182	165	201	275	239	205	218	253	247	361	235	284	326	3009
新規利用者数		8	12	13	12	10	17	13	12	8	10	9	5	8	129
相談件数		35	11	28	28	23	31	31	29	48	35	48	39	63	414

(ウ) 養成講座等

1年に3回会員養成講座を開催している。その他以下の講座等を開催している。

【2022（令和4）年度実施事業（法人主催）】

月日	テーマ	参加者
4月21日	「みんなで作った わがまち佐世保の子ども発達センター読み合わせ」 ・発達センターができる前の佐世保の子育て状況 ・親たちの願いを知る ・行政主導ながら市民（専門職も含めた市民の願い）の集約	9名
5月19日	明石市の子育て支援を学ぶ 子育て支援策で有名な兵庫県明石市の市長「泉房穂さん」の講演を動画で視聴	8名
6月16日	産前産後ケア実践報告と研修会 NPO法人ちいきのなかま実践報告 講師：濱脇文子氏 大阪大学招致准教授・一般社団法人女性の健康推進協会代表理事	14名
8月18日	つながる会議&ぼちぼちいこか食堂ジョイント会議 地域で配食活動や民生委員などを経て、長く活動されてきた方々と親子広場活動の仲間の方との出会いの場。これからの地域活動の在り方を話し合う。	12名
9月15日	以降の講演会の準備会	7名
12月15日	伴走型支援学習会 テキスト読み合わせ 伴走型支援の基本的な考え方を知る	7名
3月28日	成年後見相談会 いずれも障がい者のきょうだいや家族の参加、基本的な知識の共有と相談会として開催した	3名

【講演会】NPO法人子どもと女性のエンパワメント佐世保と共催

日時	会場	参加者	託児
10月15日 包括的支援研修会① 14:00~16:00	崎辺地区コミュニティセンター	22名（スタッフ2名・オブザーバー1名含む）	3名
11月5日 包括的支援研修会① 13:00~15:00	男女共同参画センタースピカ	21名（スタッフ3名含む）	0名
	合計	43名	3名

(エ) 西九州させば広域都市圏の連携事業について

a 会員養成講座の相互受講

佐世保市において会員養成講座を実施する際、連携市町へ案内を送付している（毎年度3回）。過去3年間において相互受講の実績なし（そもそもの提供会員のなり手不足によるもの）。ただし、会員養成講座以外に開催しているスキルアップ研修会などへの近隣市町からの参加実績はある。

2028（令和10年）度までに新規提供会員登録者数を年間1名ずつ増やすものとしてKPIを設定している。

b 立ち上げ支援講習会

現在までに特に要望がなかったため、現時点では実績はない。

立ち上げ支援講習会では、要望のハードルが高く現在までに要望が上がらなかったと分析し、2024（令和6）年度以降の第2期ビジョンにおいては、講習会の開催に代わり、「視察受け入れ、立ち上げに係る助言等を行う」とする予定である。

(オ) 地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例

2023（令和5）年10月13日に開催された「令和5年度ファミリーサポートネットワーク事業ファミリー・サポート・センター全国アドバイザー講習会・交流会（以下「令和5年度講習会・交流会」）」において、以下の事例が報告された。

自治体と基礎データ	概要	ポイント	効果	今後の展望・課題
岩手県大船渡市 人口：36,655人 （平成31年1月1日） 出生数：199人 （平成30年）	社会福祉協議会が運営する地域子育て支援拠点事業「つどいの広場わいわいステーション」は、複合施設内にあり、ファミリー・サポート・センター事	◎ 拠点での交流支援を中心として、必要に応じて、ファミサポ事業や利用者支援事業に繋ぐことができる。 ◎ 3つの事業者間で利用者に関する	◎ 拠点の活用促進を図るため、早期に個人宅に併せて、事業者間の連携を促進している。	◎ 市内の子育て支援拠点でのアウトリーチ活動の実施 ◎ 子育て支援ネットワークの強化 ◎ 子育て世代包

	<p>業（以下「ファミサポ事業」という。）と利用者支援事業を併せて実施。 アウトリーチ活動として、お出かけひろばを市内1か所の複合施設等で毎週1回開催するほか、利用者ニーズを反映した各種講座や研修会を開催</p>	<p>情報を共有でき、地域の関係機関との連携を図れる。</p>	<p>ア抵抗の業さ担い、フになで事進負て業親し点ボ推のれけ事つ利抛サがて預ホ持るミ用子育をサをていア活、輕もミ抗してフのれが</p>	<p>括支援センターとの連携</p>
<p>神奈川県横浜市 人口：3,745,796人（平成31年1月1日） 出生数：27,891人（平成30年）</p>	<p>NPO 法人びーのびーのが運営する地域子育て支援拠点事業「港北区地域子育て支援拠点どろっぶ」は、専用施設で実施しており、そこでファミサポ事業と利用者支援事業を併せて実施している。</p>	<p>◎常設の場があが強いと、多様な人や交流の機会が生まれる。◎敷居が低い「安心できる場所」で、ファミサポ事業など他の活動ができる。◎複数支援スタッフによる子育て支援業務に、親子連れの外出を省ける。◎妊娠期間から切れ目を上げている。</p>	<p>◎業親者で用がやがき子が◎フのるをもちまに登りサし数なフはでた未設の用子るす春場</p>	<p>◎柔軟な一時預かりの必要性、夜間のフォロー体制 ◎情報共有や支援の在り方を確保 ◎支援に関する協働視点、エンパワメントの視点、意識の共有 ◎包括的な調整役の配置</p>
<p>愛知県大府市 人口：92,356人（平成31年1月1日） 出生数：951人（平成30年）</p>	<p>大府市が直営で運営する地域子育て支援事業「子どもステーション」は、市の中核的な公設公営の子育て支援施設であり、ファミサポ事業や利用者支援事業及び養</p>	<p>◎効果的なワンストップの総合的支援が可能（日頃から事業担当者間において情報が共有されているため、特別な支援が必要な事例に対し、各種事業間が繋がりやすくなりやす</p>	<p>◎同一施設内で各種事業を同時並行して実施していること、職員同士は顔を合わせ、必要に応じて連絡を取り合っているため、事業</p>	<p>◎拠点事業の相談機能、利用者支援事業などの相談支援について、それぞれが担う役割や機能を整理すること ◎職員の専門性の向上や、より専門的な知識・技術</p>

	<p>育支援訪問事業を併せて実施している。</p> <p>また、子育て中の親からの依頼、または保健センターや家庭児童相談室からの紹介などにより、子育て家庭への訪問支援も行っている。訪問支援に関しては、必要に応じて保健師が同行している。</p>	<p>い)。</p> <p>◎拠点の利用を「入口」として、ファミサポ事業や利用者支援事業等の他の子育て支援事業に結びつけるため、子育て支援事業全体の促進効果が図られる。</p> <p>◎親子が抱える問題の早期の予防効果が高まる(各事業担当職員が、事業を利用している親子の変化やかかわりを通じて得た情報を他の担当職員と共有し、問題が重篤化する前に対応することができる)。</p>	<p>者間連携やチームワークの基盤となっている。</p> <p>◎日頃から事業担当者間で情報共有が可能であるため、情報共有を目的とした定期的なカンファレンスに時間を割かれることがなくなり、業務効率が向上した。</p> <p>◎親子の居場所となる「場」の利用を通じて、様々な子育て支援事業の活用につながり、きめ細やかな支援が可能となった。</p>	<p>を備えた人材育成</p>
--	---	--	--	-----------------

(カ) 提供会員の充足について

令和5年度講習会・交流会において、提供会員の充足等について以下のとおりの報告がなされた。

- ① ファミサポ事業者の約9割が提供会員不足を感じている
- ② 提供会員の認知経路として「子育て関連施設、子育てイベント、会議等での周知」及び「民間施設(商業施設等)での広報」が有効である(提供会員の多くが子育てを終えた者だと考えると、その者らがどこで情報にアクセスしているかということから)
- ③ 提供会員の強い「不足感」は、ファミサポ事業だけの課題ではなく、地域の子育て支援の有り様全体の喫緊の課題として議論をしていくときではないか
- ④ 提供会員の活動年数が5年以上になってくると、「依頼会員に信頼され、やりがいを感じる」「自分や家族と援助している子どもとのふれ合いが楽しい」「地域に新しい知り合いができる」という得たものに大きい差が出たように、提供会員の活動の継続性と、得るものと

の間に、関係性があることが明らかとなった。

継続的な活動のメリットとして、ファミサポから得るものが多くなることは、広く周知・広報していく必要がある

また、令和5年度講習会・研修会において、周知広報について以下の事例が報告された。

事業者とその概要	周知広報をおこなう背景や課題	周知広報として実施した具体的内容や工夫点	取組結果結果に結びついたポイント	取組課題
高島市ファミリーサポートセンターたすけあい高島 平成25年7月設立	<p>◎高島市は地域性もあり、ファミサポに託児を依頼する必要性を感じている方が少ない</p> <p>◎時給が低くファミサポを利用してまで働く必要性を感じない</p> <p>◎長時間預けるのであれば、保育園の一時預かり(200円/時間)を希望し、ファミサ</p>	<p>◎ファミサポにぜひ入りたいと思うようなイベント開催</p> <p>子ども用品のリユースイベント</p> <p>FAMISAPO PLUS HOME CAFÉ</p> <p>会員交流のためのワークショップ(クラフトや料理等)</p> <p>◎託児の必要性は感じていなくても遊びに来た</p>	<p>【結果】</p> <p>◎CAFÉ や講座のきっかけで、ファミサポを知り入会する方の増加</p> <p>◎公式 LINE を講座の案内チラシに載せているので、LINE で気軽に申し込みや問い合わせがある</p> <p>【ポイント】</p> <p>◎講座やカフェイベントの内容に惹かれて参加</p>	<p>◎NPO の運営なので、形式にとられない柔軟性を持った取り組みを行いたい</p> <p>◎ファミサポの基本運営の中に、子育て世代のニーズを取り込んで、地域ぐるみで多彩な支援ができる仕組みや環境づくりの手伝いをしていきたい</p>

	<p>ポは保育園の時間外に利用を希望するケースが多い</p> <p>◎ファミサポを利用する方は、利用料の助成を受けられる方か、保育園で預けられなかった方又は未就園児。ファミサポの利用料の負担額の大きさが大きな壁になっている</p>	<p>くなるような講座の開催</p> <p>講座+実習（試食付き）のような体験参加型の講座</p> <p>◎子育て世代に関心を持ってもらうような目留まりやすいデザインのご案内チラシ作成</p> <p>◎イベントや講座はSNSで直接案内</p> <p>◎地域のイベントとも共催してワークショップを開催</p>	<p>し、そこから活動の相談や依頼に繋がることが多い</p> <p>◎カフェのイベントでは、両会員が参加し交流するため、提供会員の人柄に触れて信頼性が高まっている</p> <p>◎カフェの手伝いをした提供会員が運営のサポートや企画まで手伝ってくれるようになり心強い</p>	
<p>枚方市ファミリーサポートセンター</p> <p>平成13年4月設立（民営化平成25年～）</p>	<p>◎提供会員数は微増しているものの、会員数に地域的な偏りがあり、車を使っているサポートができる人が限られて</p>	<p>◎養成講座のポスターを地域の掲示板へ</p> <p>◎提供会員のサポート力向上とアップデートを図るため「サポー</p>	<p>【結果】</p> <p>◎幅広い世代に知ってもらえるようになり現役子育て世代の申し込みが増加</p> <p>◎受講者の年齢</p>	<p>◎提供会員よりも依頼会員を増やす努力をしていく</p>

	<p>いることから、 様々な依頼に応 えられる人材を 確保したい</p>	<p>トカアップ講座」 の実施 ◎併設・おやこの 広場の活用（行事 のお手伝いボラ ンティア、講座で の預かり保育） ◎依頼会員から 両方会員へ 「子育て中でも きる子育て支援 ～両方会員にな ろう！」 ◎インスタグラ ムを活用し、講座 や広場での預か りの様子を「見え る化」</p>	<p>層が若返った ◎ファミサポの 存在自体が認知 される効果あり ◎互いのサポー トについて話し 合う交流の場に なった ◎アドバイザー や広場スタッフ とも「顔の見える 関係」が築けた ◎自身の子育て にも役立つ講座 内容で関心が高 い 【ポイント】 ◎本当に提供会 員は不足してい るのかという発 想の転換 ◎活動していな い会員の掘り起 こし ◎広場を活用し て、乳幼児に触れ</p>	
--	--	---	--	--

			<p>る機会を作る</p> <p>◎依頼会員も預ける側の人だけではなく、提供会員になれる人と認識してもらう</p>	
<p>美浦村ファミリーサポートセンター 平成19年4月設立</p>	<p>◎人のつながり</p> <p>◎保健センターとの連携</p> <p>◎子育て支援センターでの開かれた預かり</p>	<p>◎全体への周知</p> <p>ホームページ、広報、チラシ</p> <p>↓</p> <p>◎保護者へ個別管内保健センター、子育て支援センター</p>	<p>【結果】</p> <p>◎多様な人材の協力が得られ、多様な預りニーズに対応</p> <p>課題解決の一助となる</p> <p>【ポイント】</p> <p>◎安心の可視化 (サポーターの顔・活動の様子が見える連携(支援体制)←保健センター、福祉)</p> <p>◎柔軟な体制、適材適所(それぞれの強みを引き出し、活かす)</p>	<p>◎現役サポーターの継続</p> <p>◎次の担い手確保</p>

【評価】

令和4年度の利用延べ人数は3009名であり、中間見直し版を前提としても、目標を大幅に上回るもので、評価できる。

どのような点がこの効果に繋がったのか分析するなどすれば、今後の周知広報等に役立つと思われる。

【意見】

利用人数（依頼会員）については、周知広報等の一定の効果があると評価される一方、提供会員については不足を感じるとの現場からは声が上がっている。提供会員不足については全国的な問題と考えられるところ、地域子育て支援拠点における多機能型支援の実例や枚方市での取り組みが参考になると思われる。すなわち、「子育て関連施設、子育てイベント、会議等での周知」及び「民間施設（商業施設等）での広報」が有効であると考えられるところ、複数の子育て支援事業が連携を図ることで、それぞれの事業で広報を行うこともできるようになると考えられる。また、他の事業での手伝いとしてファミリーサポート事業の預かり保育を行うことで、依頼会員に対する広報になることは当然のこと、提供会員に対しても、サポート内容を明確に示すことができると考えられる。

このような取り組みは、ファミリーサポートセンター単独で表立って動くことは困難であり、佐世保市主導の下、各子育て支援事業が連携を図れるように取り組んでいくべきである。

なお、そもそも、地域子育て支援拠点における多機能型支援は佐世保市が目標とする地域における子ども子育ての支援にも資すると考えられる。

(3) 子育て支援サークルの自主的活動へのサポート

ア 事業の目的及び内容

市民が主体となった子育て支援を推進するため、子育て支援サークルに対して、各種講座の開催や情報発信等を通じ、サークル相互または他団体との交流促進による自主的な活動の広がり活性化を図る。

イ 根拠法令

佐世保市では、佐世保市子ども育成条例第7条において、「町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのあるボランティア団体、特定非営利活動法人など（以下「地域等」という。）は、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、子どもを育てる活動を積極的に進め、地域コミュニティの輪を広げるよう努めるものとする」と定め、第9条1項において、「市は、家庭、学校等、地域等、企業等の子どもを育てる営みの調整役として相互の連携を図るとともに、市民の意識を高め、社会全体で子どもを育てるために必要な施策を策定し、実施するものとする。」と定める。

ウ 実施方法

自主的に活動している各子育てサークルは、情報交換、交流の場を設け、子育てや子育て支援の輪を広げることを目的として、2000（平成12）年にサークルネットワークを発足した。

佐世保市幼児教育センターは、その事務局として関わっており、年6回の運営委員会、5回の行事に参加、活動に対して支援を行っている。そして、同センターは、開催に関して、会場費、講師謝礼金、託児謝礼金、及び資料作成に係る費用等を支出している。

エ 実施結果、達成状況等

(ア) 業務内容等

■ 『子育て支援サークルネットワーク事業』の事業内容・業務について
 ※サークルネットワークには、令和5年12月現在、市内の26の子育てサークル・支援グループが登録（休止中1サークル含む）

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
時 期	会 議	協議内容等	対 象	運営委員の役割	幼教の役割	幼教で準備するもの	
①	4月	第1回運営委員会	・新運営委員会紹介・及び役員選出 ・今年度の事業と担当について ・総会・交流会について ・出前講座について	・運営委員（12名）	・資料作成 ・司会進行 ・会議録（記録）	・会議室の予約 ・開催起案 ・託児手配 ・資料作成・印刷 ・報告書作成	・総会案内チラシ ・一覧アンケート ・レジュメ、総会資料（案） （委員長と幼教で分担） ・玩具 （託児サポーターを頼まない場合）
②	5月	総会・交流会	・総会 ・交流会	・26サークル ・受付・司会進行等 ・会議録（記録） ・掲示物準備	・資料作成 ・会場予約・託児手配 ・開催起案・保険起案 ・総会案内・資料等印刷、発送 ・参加者受付・名簿作成 ・事前アンケート集計 ・関係機関との連絡 ・報告書作成	・参加者名簿 ・サークル一覧のアンケートコピー ・受付セット、消毒セット ・マジック、テープ他	
③	7月	第2回運営委員会	・総会の反省 ・出前講座について ・全体講座について	・運営委員	・資料作成 ・司会進行 ・会議録（記録）	・会議室の予約 ・開催起案 ・託児手配 ・資料印刷 ・報告書作成	・レジュメ他資料 ・玩具 （託児サポーターを頼まない場合）
④	9月	第3回運営委員会	・出前講座について ・全体講座について	・運営委員	・資料作成 ・司会進行 ・会議録（記録）	・会議室の予約 ・開催起案 ・託児手配 ・資料印刷 ・報告書作成	・レジュメ他資料 ・玩具 （託児サポーターを頼まない場合）
⑤	9月 10月	出前講座（2回） 令和5年度 ①親子ベインティング ②親子で遊ぼうミニ運動会 ※②については子育て アイデア で実施のため事務局の 随時なし	・26サークル ・一般市民	・講師連絡 ・司会進行 ・会議録（記録） ・Googleフォーム作成	・会議室の予約 ・開催起案 ・案内印刷・送付 ・参加者受付・名簿作成 ・資料印刷 ・材料購入（ベインティング） ・報告書作成	・参加者名簿 ・講座資料 ・受付セット・消毒セット ・マジック・テープ他 ・アンプ	
⑥	11月	全体講座・交流会 第4回運営委員会	【全体講座・交流会】 令和5年度 アンガーマネジメント 【運営委員会】 ・出前講座反省 ・全体講座反省 ・親子のつどいについて	【全体講座・交流会】 ・26サークル ・一般市民 【運営委員会】 ・運営委員	・講師連絡 ・資料作成 ・司会進行 ・会議録（記録） ・Googleフォーム作成	・会議室の予約 ・開催起案 ・託児手配 ・資料印刷 ・各サークルに案内発送 ・参加者受付・名簿作成 ・報告書作成	・参加者名簿 ・講座資料 ・受付セット・消毒セット ・マジック・テープ他
⑦	1月	第5回運営委員会	・親子のつどいについて ・来年度体制について	・運営委員	・資料作成 ・司会進行 ・会議録（記録）	・会議室の予約 ・託児手配 ・開催起案 ・資料印刷 ・報告書作成	・レジュメ他資料 ・玩具 （託児サポーターを頼まない場合）
⑧	3月	親子のつどい 第6回運営委員会	・親子のつどい反省 ・来年度体制について ・来年度事業について	【親子のつどい】 ・26サークル ・一般市民	・資料作成 ・司会進行 ・会議録（記録） ・Googleフォーム作成 【運営委員会】 ・運営委員	・会議室の予約 ・開催起案 ・各サークルに案内発送 ・広報 ・遊びのコーナー準備 ・資料印刷 ・報告書作成	・参加者名簿 ・玩具・制作物 （遊びのコーナー用） ・受付セット・消毒セット ・マジック・テープ他

※必要に応じて委員長や関係機関との連絡

講座名	事業概要	名称	講師	回	実施日	時間	場所	参加内訳		人	参加数	実施回数	アンケート		満足度%	対象		
								大人・子ども・サポーター	人数				結果	件数				
子育て支援サークルネットワーク事業	市内各地で活躍する子育てサークル間の交流及び情報交換を図り、子育て支援の輪を広げる	運営委員会	講師なし	①	4/19(火)	10:00 ~ 12:00	総合教育センター	大人7名・子ども0名・サポーター0名	7人	58人	6回					子育てサークルメンバー及び一般市民		
				②	7/8(金)	10:00 ~ 11:30	総合教育センター	大人7名・子ども3名・サポーター0名	10人									
				③	9/13(火)	10:00 ~ 11:30	総合教育センター	大人8名・子ども2名・サポーター0名	8人									
				④	11/15(火)	12:45 ~ 13:55	総合教育センター	大人9名・子ども3名・サポーター0名	12人									
				⑤	1/16(月)	10:00 ~ 11:30	清水地区コミュニティセンター	大人8名・子ども3名・サポーター0名	11人									
				⑥	3/1(水)	10:00 ~ 11:30	清水地区コミュニティセンター	大人5名・子ども3名・サポーター0名	8人									
			親会・交流会	講師なし	5/23(月)	10:00 ~ 11:45	総合教育センター	大人18名・子ども1名・サポーター2名	19人	19人	1回							
			会談講座・交流会	西田幸美・森田久美子・高橋けい子 なごな特フェリールプログラム	11/15(火)	10:00 ~ 11:30	総合教育センター	大人22名・子ども13名・サポーター15名	50人	50人	1回							
			出前講座	群馬県子育て支援課長 (飯沼ハルコ)	10/12(水)	10:30 ~ 11:30	清水地区コミュニティセンター	大人7名・子ども7名・サポーター0名	14人	14人	1回							
			親子のつどい	高田 文子 コビエ・クラッカー	3/1(水)	10:00 ~ 11:30	清水地区コミュニティセンター	大人 名・子ども 名・サポーター 名 大人38名・子ども32名・サポーター0名	88人	88人	1回							
計											207人	10回						

(イ) 情報発信について

① サークル一覧

- 3, 500部配布

(未来部・支援センター・小児科・支所・コミュニティセンター、民生委員・各サークル等)

- 個人の携帯電話番号等掲載しているのので、許可が取れたサークルのみ、育児情報誌m a m a p a p aのホームページに掲載している。
- サークル一覧については、各サークルにサークル紹介のためのアンケートを実施のうえ、その内容をもとにサークルネットワークさせば運営委員がデータをまとめ、育児情報誌m a m a p a p aの作成者に原稿作成を依頼している。幼児教育センター事務局は、アンケート配布と回収、原稿最終確認、印刷、及び発送等を担当している。

- 2023（令和5）年度は、26サークル中、21サークル掲載している。掲載されているサークルは以下のとおり。

	グループ名・サークル名	活動場所	曜日・時間	コメント
1	ちびの輪	西地区コミュニティセンター第一講座室等	毎月第4木曜日 10:30~12:00	子育て支援センター董ヶ丘幼稚園の先生による読み聞かせや季節の制作などを行います。子育ての悩み相談も話し合いながら楽しく過ごしています。お部屋も広いので、子どもも走り回って遊べます。
2	TUNAGU（つなぐ）-BA（ば）	西海みずきビル4F	第2・4木曜日 11:00~12:00	新生児から1歳前後の一人目ママさんに向けて『ファーストベビーの会』を開催しています。初めての育児の中で生まれる些細な疑問や不安、悩みや楽しいこともママ同士でお話することで一緒にリラックスしませんか？通勤族の方やパパのご参加も大歓迎です！ママ向けのワークショップも不定期で開催しております。
3	ぺぷにゃん	早岐地区コミュニティセンター和室	毎月第2、第4木曜日 11:30~12:30	カブラという積み木を取り入れた「かぶかぶ☆かぶら」という遊び広場を開催。0~2歳の幼児とその親御さんを対象に、カブラで遊んでもらいながら、情報交換の場にも利用してほしいです。
4	九十九地区子ども文化を考える会	代表自宅及び九十九地区の自然観察	木曜以外いつでも 9:30~17:00	九十九地区の子どもだけでなく、九十九地区に来てみたいと思った方はだれでもどうぞ。自宅ホールはバリアフリーにしておりますので高齢や障害のある方でもおいでください。来られる際にはお電話いただけるとありがたいです。
5	ちびママ倶楽部	大野地区コミュニティセンター2F児童室	第1・第3月曜日 10:30~12:00	支援センターからの出張保育、個別相談。児童室開放日は自由に遊びます。夏あそび、ミニ運動会、クリスマス会は日曜日に開催しています。
6	発達凸凹応援隊にじいろサロン	佐世保市子ども発達センター、させぼ市民活動交流プラザその他	おしゃべり会 第3金曜日 10:00~12:00 グループ相談会 第1金曜日 10:30~12:00	発達凸凹な子どもを持つ保護者が企画運営している会です。おしゃべり会では保護者、支援者で情報交換等しています。グループ相談会、特性理解を深める勉強会を開催。お気軽にご参加ください。
7	長崎県自閉症協会佐世保地区	佐世保市子ども発達センターその他	定例会 毎月第2火曜日 10:00~12:00	自閉症や発達障がいなどで発達に凸凹のある子育てに不安のある方、皆でお話しませんか？勉強会や相談会、ボランティアさんとの遊びの会あり、お試し参加歓迎です。自閉症協会のホームページもご覧ください。会費¥10,000円/年。
8	心臓病の子どもを守る会	佐世保市子ども発達センター	第4水曜日 11:00~14:00	心臓病の子ども達の成長を見守り、喜び合ったり悩みを聞き合ったりしているサークルです。気軽にご連絡ください。会費600円
9	あすぺ・ワールド	佐世保市子ども発達センター2F談話室	毎月第2日曜日（8月はお休み） 10:00~12:00	子どもとの意思疎通がうまくいかない。子どもの教育方法などについて家族や周囲の人に理解してもらえないなど、経験者同士でお茶やおしゃべりしてリフレッシュしましょう！
10	あおぞら	サンアビリティーズ佐世保	第2火曜日 10:00~14:00	ダウン症児育児に関する情報交換や悩み相談などを行い、皆で楽しくお話ししたりしています。参加費1000円/回
11	きりんの会（ソトス症候群家族の会）	県内	年に1~2回	先天性ソトス症候群の子どもとその兄弟姉妹、親の交流会等を行います。現在活動は休止中ですが、何かご相談があればご連絡ください。
12	子育て支援サークル「木風っ子」	木風2組公民館	第4金曜日 10:00~11:30	子育て中の親子の憩いの場となっています。友達を作りたい方、リフレッシュ

				したい方、子育ての悩みを相談したい方・・・etc、ちょっとのぞいてみませんか?
13	はいき子育て「つくしんぼ」	早岐児童センター	毎月第2火曜日 但し8月は休み 10:30~12:00	未就学児を対象に早岐地区の民生委員・児童委員が子育てを支援します。いろいろな行事を取り入れています。
14	柚木ほたるっ子	柚木地区コミュニティセンター2F 講堂	毎月第2月曜日 10:30~12:00	「ホテルを大切に守り続ける柚木地区で子ども達が元気に育ってほしい」という願いを込めて結成。支援センターの保育士さんのサポートで読み聞かせ、手遊び、工作等実施。お気軽にどうぞ!!会費はいりません。
15	なかよし広場	中里皆瀬地区コミュニティセンター文化ホール	毎月第3金曜日 10:00~11:30	子育ての情報交換や、交流の場を提供しています。季節ごとの行事も大切にしています。
16	ひよこクラブ	黒髪児童センター	第3もしくは第4月曜日(2か月に1回) 10:30~12:00	子どもたちが遊ぶ様子を見守りながら、お母さんたちはおしゃべりでリフレッシュ!!手遊びやパネルシアター、季節の製作なども楽しんでいます。
17	アレルギーっ子の会	コミュニティセンター(清水地区 or 山澄地区)	月1回(土曜日 or 日曜日) 10:00~12:00	食物アレルギーや喘息、アトピーといった様々な症状をもつ子どもたちと親のための情報交換の場を作っています。活動日時はLINEかメールでお問い合わせ下さい。
18	佐世保子ども劇場 夢いっぱい絵本の会	佐世保市立図書館おはなしの部屋	毎月第2、第3水曜日 11:00~11:30	絵本を開くことで楽しく幸せな時間がたくさん生まれますように。いつの日か、そのひとときが、子どもたちとそのまわりの人たちにとって宝物となることを願って26年間活動を続けています。
19	親子いこいの広場 もくもく	西海みずきビル 4F	①もくもくの輪 毎週木曜日 10:30~13:30 ②もくもく食堂 毎月第3金曜日 16:00~18:00	①親子や妊婦さん、子どもがお好きな方、おしゃべりをしながら一緒に過ごしませんか?多様なワークショップもしています。大人200円、子ども無料で食事もできます。 ②みんなで温かい食事を囲みましょう。どなたでも参加OKです。予約制のお弁当配布も。(大人200円、子ども無料) SNSにて配信中。
20	親子のつどい えがおのたね	地域交流拠点センターごちやまぜその他	1か月に1回 曜日は不定期 10:00~12:00	毎月1回 子ども服リユース会、味噌作りやお茶会、ベビーマッサージなど、子連れでも参加OKな集いを開催しています。早岐地区を中心に活動中。気軽に遊びに来て下さいね!
21	育児情報誌ママパパ	高砂町 4-12 2F		「育児情報誌ママパパ」「WEB版ママパパ」を奇数月に発行。紙面スーパーや公共機関にて無料配布しています。ホームページ・Instagram・Facebookでも情報発信。毎月ママ向け&子ども向け&親子で楽しめるイベントを開催していますので遊びに来てくださいね♪

②行事(総会を除く4回)の申し込みについては、昨年度よりGoogleフォームを運営委員が作成して活用している。

③親子のつどい

サークルだけでなく、市内の乳幼児の親子を対象としている。

広報させば、すくすくSASEBO、ライフさせば、mamapapaのHP等に案内記事掲載し、関係機関へチラシ・ポスター配布

を行っている。

④すくすくSASEBO

「子育てレポート」にサークル独自のイベントやネットワークのイベントについてレポートを掲載してもらっている。

【評価・意見】

親子のつどい等の行事につき、様々な媒体で広報していること、及び、申込に関し、Google フォームを利用するなど、利用者の便宜を考えている施策について評価できる。特に親子のつどいについては、令和4年度の実績では大人36名、子ども32名が参加しており、広報や申し込み方法の簡易化の効果が表れているものと評価できる。

Google フォームを利用して以降の参加人数の増減等を分析することで、より利用者のニーズに資することができるようになると考えられる。

(4) 子育てサポーターの養成

ア 事業の目的、概要及び目標等

子育てサポーター養成講座事業は、1999（平成11）年より開始している。

事業の概要としては、子どもの心の健康づくり対策事業の主旨である「身近な地域での親子支援の充実を図る」ための地域の基盤づくりの一環として、グループ活動や保健活動を支える子育てサポーターを養成することである。

子育てサポーターの主な活動内容は、以下のとおりである。

- ① 乳幼児健診での親子支援
- ② 子育て支援センターの親子教室における見守り等

③ 赤ちゃん訪問員としての活動（子育てサポーターとしての一定の経験をされた方）

④ その他、育児サークル等の自主グループ活動

具体的な取組目標としては、まず、子育てサポーターの確保を図るため、子育てサポーター養成講座を開催することである。また、講座修了者に対するフォローアップ研修を行うなど、継続したサポーター育成を行うことである。

そして、子育てサポーターへの理解を促進するとともに、養成講座への参加者の拡大を図るため、情報発信の強化に努めることである。

イ 根拠法令

母子保健法第9条が「都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。」と定めているところ、本事業は、かかる法令に基づいて実施されている。

ウ 実施方法

年に1回、全4回コースの講座を開催する。

1回目 子育てサポーターの役割について

（講師：子ども保健課保健師、子育てサポーター）

2回目 佐世保市における乳幼児健診について

（講師：健康づくり課 栄養士、歯科栄養士）

遊びの工夫（講師：子ども発達センター 保育士）

3回目 子どもの発達及び子育て中の親の支援

(講師：子ども発達センター 小児科医)

4回目 親子の関係について学びましょう

(講師：子ども子育て応援センター 臨床心理士)

エ 実施結果、達成状況等

(ア) 子育てサポーター養成講座の経過

講座名		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子育てサポーター 養成講座	参加実人数	24	11	5	0	6	6
	参加延人数	92	31	30	0	36	31
	年度修了者数	23	11	5	0	6	5
	事業開始～ 修了者数	312	323	328	328	334	339
	子育てサポーター活動人数	54	63	56	40	31	31

(イ) 令和5年度市事業における子育てサポーター活動者(実人数31名)

乳幼児健診協力本庁	19名
東部	5名
合併町	5名
すくすく親子教室	10名(健診協力と9名の重複あり)
プレパパ学級	3名(健診協力と2名とも重複あり)

【意見】

子育てサポーター養成講座の参加実人数は、平成29年以降減少し、以降横這いの状況である。また、講座修了者に対するフォローアップ研修や情報交換会への参加人数も減少または横這い状況である。

子育てサポーターへの理解を促進し、子育てサポーターの実働人数を増加さ

せるために、子育てサポーターのやりがいや魅力を積極的に発信する、また、そのための情報発信方法を工夫するなどして子育てサポーターの確保、継続支援の施策を積極的にとるべきである。

(5) 子育て支援意識の高揚

ア 事業の目的及び内容

地域に向けた子育て講演会・地域懇談会等のふれあいイベントの開催を通じ、地域による子育て支援の意識高揚を図る。

「西九州させぼ広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間において子育て講演会等を合同で開催する。